

2 債権管理事務の適切かつ効率的な実施

勸 告	説明図表番号
<p>国の債権は、「保険料」、「財産貸付料・使用料」、「損害賠償金」等多岐にわたっており、その管理の態様は、健康保険料、電波利用料、補助金の返還金など、法律によって国税徴収又は国税滞納処分の例により徴収するとされている特定の債権（以下「国税徴収等の例による債権」という。）とそれ以外の債権（以下「一般債権」という。）に分かれている。国税徴収等の例による債権については、債権管理法に基づく法務大臣に対する強制履行の請求等の規定は適用せず、国税徴収法等の関連規定を準用し、官庁自らが有する自力執行権により債務者の財産を差し押さえなければならないとされている。</p>	<p>表 2-①、② 図 2</p>
<p>また、国の債権の消滅時効の期間については、例えば、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）の規定に基づき使用が許可された行政財産の使用料の時効は会計法（昭和 22 年法律第 35 号）の 5 年を適用するものや、債務者による不法行為の時効は民法（明治 29 年法律第 89 号）の 3 年又は 20 年を適用するものなど様々である。</p>	<p>表 2-③</p>
<p>今回、調査対象機関が管理する債権のうち、平成 25 年度末において履行期限到来債権の現在額が高額であるものや債権の発生時期が古いものなど 1,888 件（約 333 億円）及び 23 年度から 25 年度までの 3 年間に消滅時効が完成して不納欠損処理等を行った 581 件（約 49 億円）の計 2,469 件の債権（約 382 億円）を抽出して、債権回収が適切かつ効率的に行われているか調査した結果は、次のとおりである。</p>	<p>表 2-④</p>
<p>(1) 督促等</p> <p>ア 債権が発生しているにもかかわらず、債権管理簿に登載せず、適切な債権管理を行っていない例（3 府省等、6 機関、計 11 事例）</p> <p>国に債権が発生した場合、歳入徴収官^(注1)は、債権管理法第 11 条の規定に基づき、遅滞なく、債務者の住所、氏名、債権金額等を調査確認の上、帳簿（以下「債権管理簿」という。）に必要な事項を記載しなければならないとされている。</p> <p>しかし、国有地の使用許可期間が満了した後も債務者が同地に設置した工作物等を撤去していないことなどから、損害賠償金債権^(注2)が発生しているにもかかわらず、これを債権管理簿に登載せず、債務者に請求するなどの適切な債権管理を行っていない例があった。</p> <p>(注1) 各省各庁の長は、会計法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該各省各庁所属の職員（歳入徴収官）にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができる。なお、各省各庁の長は、会計法第 4 条の 2 第 4 項の規定に基づき、各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者（分任歳入徴収官）に歳入徴収官の事務を分掌させることができる。 (注2) 国有地の不法占拠等継続的不法行為による損害賠償金債権については、当該不法行為の継続期間中は日々累積することから、昭和 33 年に大蔵省が各省各庁の長に対し、「継続的不法行為による損害賠償金債権に係る納入告知の方法について」（昭和 33 年 10 月 3 日付蔵計第 2862 号）を發出し、一定の期間（その官庁における通常の貸付期間の算定期間と同一期間）ごとに既</p>	<p>表 2-(1)-ア 表 2-(1)-ア- i ~ iii</p>

勸 告	説明図表番号
<p>経過分について損害金額を確定し、それぞれ調査決定及び納入の告知を行うよう指導している。</p> <p>イ 債権発生から納入告知の送付までに長期間を要している例（1 府省等、1 機関、計 4 事例）</p> <p>歳入徴収官は、会計法第 6 条の規定に基づき、その所掌に属する債権の履行を請求するため、債務者に対して納入告知を送付しなければならないとされている。</p> <p>しかし、債権発生から 9 年以上経過するまで納入告知を送付せず、消滅時効の完成間近となって初めて送付している例があった。</p> <p>ウ 債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例（5 府省等、6 機関、計 7 事例）</p> <p>歳入徴収官は、債権管理法第 13 条第 2 項の規定に基づき、その所掌に属する債権について、納入告知で指定された期限を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならないとされている。</p> <p>しかし、債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例があった。</p> <p>エ 債務者の所在が不明であるにもかかわらず、関係機関に対して速やかに照会を行っていない例（7 府省等、10 機関、計 15 事例）</p> <p>債務者の所在が不明である場合には、納付督促を行うこと自体が難しくなるが、その間にも消滅時効は進行し、債権管理に支障が生じるため、歳入徴収官は、所在が不明な債務者について、訪問調査を行い、近隣者に聴取を行うことや関係の市町村に対して住民票や戸籍の附票の写しを請求することなどによって、債務者の所在を把握する必要がある。</p> <p>しかし、債務者の所在が不明である債権について、i) 関係機関に対して照会を全く行っていない例や、ii) 関係機関に対して照会を行っている場合でも照会の時期が遅れたため、関係の市町村に記録が残っておらず、転居先が把握できていない例があった。</p> <p>オ 債務者が遠隔地に居住しているにもかかわらず、居住地の近隣機関への債権に係る事務の引継ぎが行われず、有効な債権回収を行っていない例（4 府省等、7 機関、計 7 事例）</p> <p>各省各庁の長は、所掌事務に係る債権について、債務者の住所の変更その他の事情により必要があると認めるときは、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号。以下「債権管理法施行令」という。）第 7 条の規定に基づき、当該債権に係る歳入徴収官の事務を他の歳入徴収官に引き継がせるものとするとしている。</p>	<p>表 2- (1) -イ</p> <p>表 2- (1) -ウ</p> <p>表 2- (1) -ウー i ~ iii</p> <p>表 2- (1) -エ</p> <p>表 2- (1) -エー i ~ iii</p>

勸 告	説明図表番号
<p>しかし、債務者が遠隔地に居住しているにもかかわらず、居住地の近隣機関への債権に係る事務の引継ぎが行われず、有効な債権回収を行っていない例があった。</p>	<p>表 2-(1)-オ 表 2-(1)-オー i ~ iii</p>
<p>(2) 強制履行及び滞納処分</p>	
<p>ア 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例（10 府省等、15 機関、計 24 事例）</p>	
<p>歳入徴収官は、債権管理法第 15 条の規定に基づき、その所掌に属する債権で履行期限を経過した一般債権について、その全部又は一部が同法第 13 条第 2 項に規定する督促を行った後に相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、法務大臣に対し、裁判所への支払督促の申立てや訴訟の提起等の手続による履行の請求、強制執行（差押え）の手続をとることを求めるなどの措置（以下「強制履行手続」という。）をとらなければならないとされている。</p>	
<p>一般債権の場合、官庁自ら債務者の財産を差押え、競売等によって換価し、配当を得ることができないことから、強制執行を行う際には、民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）第 22 条の規定に基づく確定判決などの債務名義^(注)を取得する必要がある。</p>	<p>表 2-(2)-ア- ①</p>
<p>(注) 一定の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のことをいい、債務名義を取得するためには、法務大臣に対し、裁判所への支払督促の申立てや訴訟の提起等の手続による履行の請求を求める必要がある。</p>	
<p>また、国税徴収等の例による債権については、国税徴収法第 47 条等の規定を準用し、債務者が督促を受け、その督促状の発出日から起算して 10 日を経過した日までに完納しない場合などには、債務者に財産がないときなどを除き、国税滞納処分の例により、債務者の財産を差し押さえないとされている。</p>	
<p>しかし、督促を継続しても弁済の意思がみられない債務者について、給与収入や建物などの一定の財産を保有しているにもかかわらず、i) 一般債権について、強制履行手続を行っておらず、債務名義を取得していないことから差押えを行っていない例や、ii) 国税徴収等の例による債権について、滞納処分による差押えを行っていない例があった。</p>	<p>表 2-(2)-ア- ②、③ 表 2-(2)-ア- ②-i ~ vii、③ - i ~ iii</p>
<p>イ 債務者の財産が強制執行や破産手続の開始決定を受けているにもかかわらず、債権者としての配当の要求等を行っていない例（4 府省等、4 機関、計 4 事例）</p>	
<p>歳入徴収官は、その所掌に属する債権について、他の債権者による競売の開始や破産手続の開始決定を受けるなど、債務者の財産の清算が開始された事実を知った場合で、債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、債権管理法第 17 条の規定に基づき、直ち</p>	

勧 告	説明図表番号
<p>にそのための措置^(注)をとらなければならないとされている。</p> <p>しかし、債務者の資産が他の債権者によって強制執行や破産手続の開始決定を受けた事実を把握しているにもかかわらず、債権者としての配当の要求等を行っていない例があった。</p> <p>(注) 民事執行法第 51 条等の規定に基づく債務者の財産が強制執行を受けた際の配当要求(ただし債務名義が必要)や破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 111 条の規定に基づく破産債権の届出などがある。</p>	<p>表 2-(2)-イ 表 2-(2)-イー i、ii</p>
<p>ウ 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例(10 府省等、37 機関、計 159 事例)</p> <p>一般債権については、強制履行手続を行って勝訴の確定判決等を得た場合は、これらを債務名義として、債務者に財産があれば差押えを行うことができること、また、強制履行手続自体が、民法第 147 条において規定されている時効中断の事由の一つである請求に該当し、時効の中断を図ることができる^(注)ことから、強制履行手続を行うことは債権者が債権回収を行う上で有効な措置の一つである。</p> <p>また、一般債権の場合、債務者が納付交渉に応じない場合や資力があるかどうか不明である場合でも、強制履行手続に踏み切ることによって、国が債務者に対して債権者としての強い徴収意欲を示すことができるため、資力があるにもかかわらず弁済の意思がみられない債務者であれば、自主的な納付を促す効果も期待できる。</p> <p>現に、一般債権について、滞納発生後に訴訟を提起することによって、確定判決前に債務者が自主的に完納した例(農林水産省北海道森林管理局)や、地方公共団体の例をみても、納付交渉に一切応じない債務者に対して、積極的に強制履行手続を行うことにより、自主的に完納させ、債権回収に効果を上げている例(千葉県船橋市)もあった。</p> <p>なお、債務者の資力は、景気の動向などによって左右され、時間の経過とともに日々変化することや、強制執行に係る事務手続には一定の時間を要することが考えられることから、可能な限り早い段階から、債務名義を取得しておくことが望ましい。</p> <p>他方、国税徴収等の例による債権については、前述のとおり、債務者に財産がないときなど滞納処分が執行停止できる場合を除き、滞納処分による差押えを行わなければならないとされている。</p> <p>しかし、督促を継続しても弁済がない債務者であるにもかかわらず、</p> <p>i) 一般債権について、強制履行手続やその他適切な時効中断措置が講じられないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例や、</p> <p>ii) 国税徴収等の例による債権について、滞納処分による差押えやその他適切な時効中断措置が講じられないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例があった。</p> <p>(注) 強制履行手続自体に時効中断の効力があるが、さらに確定判決や裁判上の和解等によって確定した権利については、民法第 174 条の 2 第 1 項の規定に</p>	<p>表 2-(2)-ウー ①、②</p> <p>表 2-(2)-ウー ③、④</p> <p>表 2-(2)-ウー ③-i~v、④-i~iv</p>

勧 告	説明図表番号
<p>に基づき、対象となる債権が10年より短い時効期間の定めがある場合であっても、その時効期間は10年とするとされている。</p> <p>(3) 履行延期の特約</p> <p>ア 債務者の資力の状況等を勘案すると、履行延期の特約の措置を講じた方が、回収の可能性が高まる場合であっても、その措置を講じていない例（3府省等、3機関、計4事例）</p> <p>歳入徴収官は、国の一般債権について、債権管理法第24条等の規定に基づき、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときなど、一定の条件に該当する場合に限って、当該債権の金額を分割して履行期限を延長することができる（以下「履行延期の特約」という。）とされている。</p> <p>しかし、債務者の資力の状況等を勘案すると、直ちに一括返還させることは困難であり、資力の回復を期待して履行延期の特約の措置を講じた方が回収の可能性が高まると考えられるが、その検討を行うことなく、債務者に一括返還の請求を行っていることから、債権回収が一向に進んでいない例があった。</p> <p>イ 履行延期の特約について、法令に基づいた審査を行わずに、独自の判断で債権を分割し、履行期限の延長を認めている例（1府省等、1機関、計3事例）</p> <p>履行延期の特約の措置を講ずる場合は、債権管理法第38条第2項の規定に基づき、各省各庁の長が財務大臣に協議するか、又はあらかじめ財務大臣と協議して定めた基準により、歳入徴収官が審査を行う必要がある。</p> <p>しかし、財務大臣と協議して定めた基準がないにもかかわらず、財務大臣に協議せず、特段の審査も行わないままに、独自の判断で債権額を分割し、履行期限の延長を認めている例があった。</p> <p>(4) みなし消滅及び不納欠損</p> <p>ア 消滅時効の完成までに一度も弁済がなく、完成後も1年以上弁済の意思が確認できないなど、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、この処理を行っていない例（5府省等、8機関、計48事例）</p> <p>歳入徴収官は、管理する債権が法律的にまだ消滅したものとはいえないが、特別な事由により請求権の行使が著しく困難となっている等、実質的にはその債権としての経済価値が完全に消滅していると認められる場合においては、その経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理（以下「みなし消滅」という。）することが認められている。</p> <p>このような措置を行うことは、国の効率的な債権管理事務を行う観点だけではなく、回収対象とする債権の実態を国民に明らかにする上でも</p>	<p>表2-(3)-ア 表2-(3)-ア- i~iii</p> <p>表2-(3)-イ</p>

勸 告	説明図表番号
<p>重要である。</p> <p>歳入徴収官によるみなし消滅の処理が認められている特別な事由について、債権管理事務取扱規則（昭和 31 年大蔵省令第 86 号）第 30 条第 1 号の規定において、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがある^(注)場合とされている。</p> <p>しかし、消滅時効の完成までに一度も弁済しておらず、時効完成から少なくとも 1 年以上が経過した時点においても、債務者は一度も弁済していない（弁済の意思がみられない）ことから、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、この処理を行っていない例があった。</p> <p>(注) 「債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあること」について、『債権管理法講義』（平成 23 年 8 月 29 日初版。一般財団法人大蔵財務協会発行）によると、「債務者の時効の援用の意思の有無を確認することができない債権であっても時効完成前における債務者の弁済の誠意又は資力の状況等から判断すれば、(中略)当然時効を援用しその履行に応じないものと考えられる。かかる推測に基づいて、時効が完成した債権については、(中略)消滅したものとみなして処理することができる」とされている。</p>	<p>表 2-(4)-ア 表 2-(4)-ア- i ~ iii</p>
<p>イ 破産により債務を免れている等の理由から、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、1 年以上この処理を行っていない例（6 府省等、8 機関、計 9 事例）</p> <p>歳入徴収官によるみなし消滅の処理が認められている特別な事由について、債権管理事務取扱規則第 30 条第 2 号の規定において、債務者である法人の清算が終了（法人格が消滅）した場合や、同条第 4 号の規定に基づき、破産法等により債務が免責された場合とされている。</p> <p>しかし、債務者である法人の清算が終了しているなどの事実を承知しており、みなし消滅の処理が適当であるにもかかわらず、少なくとも 1 年以上この処理を行っていない例があった。</p>	<p>表 2-(4)-イ 表 2-(4)-イ- i</p>
<p>ウ 既に債権が消滅しているにもかかわらず、1 年以上不納欠損処理を行っていない例（4 府省等、5 機関、計 11 事例）</p> <p>歳入徴収官は、債権管理事務取扱規則第 30 条の規定に基づき、みなし消滅の処理を行った場合など一定の条件に該当するときは、歳入徴収官事務規程第 27 条の規定に基づき、直ちに当該歳入について収納ができない事由を明らかにした書面を作成し、不納欠損として整理する旨を明らかにしなければならないとされている。</p> <p>しかし、既に債権が時効の完成等によって消滅しているにもかかわらず、少なくとも 1 年以上不納欠損処理を行っておらず、債権管理簿に債権として登載したままとなっている例があった。</p> <p>前述してきた各事例が発生した原因は、恒常的に債権が発生し、数多くの債権を管理する機関において、督促が遅延化することなどによって債務者と</p>	<p>表 2-(4)-ウ 表 2-(4)-ウ- i、ii</p>

勧 告	説明図表番号
<p>の接触間隔が広がり、債務者の弁済意欲が徐々に損なわれてしまっていることや、適切な時期に時効中断の措置を講じなかったために消滅時効が完成し、結果として債権回収が困難となってしまっていると考えられる。</p> <p>このような事例の発生を防止するためには、債権ごとの督促状況や債務者からの弁済状況、時効の進行状況など債権ごとの管理状況を俯瞰（ふかん）できるリスト等を作成するなどして、組織として必要な事務の遅延や漏れがないかチェックできる仕組みを構築し、督促を繰り返しても弁済しない債務者に対しては、強制履行等に係る明確な判断基準を設けることも有効な手段の一つである。</p> <p>例えば、調査対象機関の中には、債権の管理状況をリスト化し、組織的にチェックする仕組みを構築している機関（財務省関東財務局）や、滞納期間と債務者の資力状況に着目し、一定の水準以上の債権について、確実に強制履行を義務付ける基準を独自に設けている機関（日本年金機構）もあった。</p> <p>また、前述の財務省主計局長通知に基づき、各府省は、府省全体の各年度末の債権現在額、債権消滅額等をホームページで公表しており、国の債権に係る情報開示は一定程度充実してきたといえるが、回収不能となった債権について、その理由等は公表されていない。</p> <p>今回の調査結果においては、本項目の(1)ウ及び(2)ウで示した、債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例や強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例のように、適切な対応をとらずに債権回収が困難となっている事例がみられた。これは、債権の消滅の実状について、十分な公表が行われておらず、その結果として、債権回収の現状について外部から問われる可能性が極めて低いことも一因と考えられる。</p> <p>なお、地方公共団体の中には、債権を放棄した場合は、債権の種類ごとに回収不能となった金額とその事由を整理し、議会に報告している例（兵庫県芦屋市）もあった。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、国の債権の適切かつ効率的な管理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 当省が指摘した事例のうち、回収できる見込みのある債権については、債権回収のために必要な措置を早急に講ずること、また、消滅時効が完成するなど既に回収の見込みがないと判断できる債権については、早急に不納欠損処理を行うこと。（内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）</p> <p>② 強制履行の請求等を的確に実施しないまま、有効な時効中断措置を講じず、債権を消滅させた例があった機関については、債権の管理状況を俯瞰（ふかん）できるリスト等を作成するなどして債権の各段階に応じた措置</p>	<p>表2-⑤、⑥</p> <p>表2-(1)-ウ(再掲)</p> <p>表2-(2)-ウ-③、④(再掲)</p> <p>表2-⑦</p>

勸 告	説明図表番号
<p>等の進行管理を徹底するとともに、各機関が管理する債権の件数等の実情を踏まえ、優先的に強制履行の請求等を実施すべき債権の明確な判断基準を設けること。(内閣府、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>③ 適切な債権管理事務の実施の確保に資するため、各府省が不納欠損処理した債権について、不納欠損処理の事由等が明らかとなるようホームページで定期的に公表する仕組みを整備すること。(財務省)</p>	

表 2-① 国の歳入金債権の例（その1）

歳入金債権（目）の例		説明
手数料の類	免許料及び手数料債権	行政上及び司法上の手数料に係る債権
負担金の類	公共事業費受益者等負担金債権	土地改良法、港湾法、森林法、河川法、砂防法、道路法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金法等に基づいて国が徴収する受益者負担金、原因者負担金、占用工事負担金、付帯工事負担金等に係る債権
	電波利用料債権	電波法第 103 条の 2 の規定に基づき無線局の免許等を受けた者が納付する電波利用料に係る債権
	労働者災害補償保険通勤災害一部負担金債権	労働者災害補償保険法第 31 条第 2 項の規定に基づき通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける労働者から徴収する一部負担金に係る債権
	諸負担金債権	特定の負担金以外の各種負担金債権
納付金の類	諸納付金債権	特定の納付金以外の各種納付金に係る債権
保険料及び掛金の類	保険料債権	健康保険、厚生年金保険、船員保険、労働保険、森林保険、漁業共済保険等の国営保険に係る保険料債権
	児童手当拠出金債権	児童手当法第 20 条及び第 21 条に基づき一般事業主が国に納付する拠出金に係る債権
	石綿健康被害救済拠出金債権	石綿による健康被害の救済に関する法律第 35 条及び第 37 条に基づき労災保険適用事業主が国に納付する拠出金に係る債権
財産売払代の類	不動産売払代債権	土地、建物、工作物又は立木竹の売払代金又は交換差金に係る債権
	食糧売払代債権	国が食糧管理のため生産者等から買い入れた食糧の売払代金に係る債権
	林産物売払代債権	国の所有する林産物の売払代金に係る債権
	不用物品売払代債権	不要物品の売払代金に係る債権
	物件売払代債権	国有の財産（無体財産権を含む。）の売払代金又は交換差金に係る債権
財産貸付料及び使用料の類	公務員宿舍使用料債権	国家公務員宿舍法に基づく使用料に係る債権
	物件貸付料債権	国が管理する財産を貸付契約に基づき貸し付けた場合において徴する貸付料に係る債権
	物件使用料債権	国が管理する行政上の財産の使用又は占用の認可をした場合においてその認可の条件に従い徴する使用料又は占用料に係る債権
	財産利用料債権	特許権、著作権等の国の無体財産権又は国が管理する源泉、水道等の利用料に係る債権
費用弁償金及び立替金返還金の類	費用弁償金債権	行政代執行費用、滞納処分費等国が支弁した費用のうち法令の規定により国以外の者が負担すべき金額を弁償させる場合における弁償金に係る債権
	立替金返還金債権	国以外の者が支弁すべき費用を法令の規定により国が代って支払った場合においてその者から返還を受ける返還金に係る債権
委任、請負及び寄託等に基づく受託収入の類	刑務作業費債権	刑務所において刑務作業として民間の業者又は団体から委託を受けて作業を行う場合における作業代金に係る債権
	病院等療養費債権	国が設置する病院、診療所、療養所等における診察料、入院料、投薬料等に係る債権
	受託手数料債権	委託契約に基づく事務の手数料に係る債権

表 2-① 国の歳入金債権の例（その 2）

歳入金債権（目）の例		説明
貸付金回収金の類	自衛隊学資貸与金債権	自衛隊法第 98 条の規定により貸付けた貸与金に係る債権
	帰国費貸付金債権	国の援助を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律に基づき在外邦人を国が援助して帰国させるために領事官が外国において貸付けた帰国旅費貸付金に係る債権
	海外滞在費貸出金債権	盗難、紛失その他やむを得ない理由により、海外での滞中に要する金銭等を一時的に失った在外邦人に対して、金銭等を調達するまでの間の滞中に必要な経費について領事官が外国において貸出した海外滞在費貸出金に係る債権
	定期貸債権	旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律の規定による定期貸債権（債務の弁済が著しく困難な無資力債務者に対する債権を定期に分割して返済させる貸付金に組み替えることとするもの）
	諸貸付金債権	特定の貸付金以外の各種貸付金に係る債権
利得償還金の類	返納金債権	金銭の利得に係る償還金又は法令の規定に基づく返還命令による補助金、保険金その他の納付金の返還金に係る債権
	利得償還金債権	金銭以外の財産の利得に係る償還金に係る債権
損害賠償金の類	延滞金債権	金銭債権の履行遅滞に係る損害賠償金その他これに類する徴収金に係る債権
	追徴金債権	保険料の過少申告又は無申告による保険料額の更正又は決定があった場合において法令の規定により保険料に合わせて徴収する追徴金に係る債権
	過怠金債権	自動車損害賠償保障法第 72 条の規定により損害を政府が代わっててん補した場合において同法第 79 条の規定により、その損害賠償の責に任ずる者から徴収する損害賠償金に合わせて徴収する過怠金債権に係る債権
	加算金債権	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 19 条、国の債権の管理等に関する法律第 36 条第 10 号その他法令又は契約の定めるところにより債務者の債務不履行に伴い返還金がある場合において一定の期間に応じ当該返還金に付される加算金に係る債権
	弁償金債権	特別の法律に基づき会計職員その他の国の職員又は国の機関が国に対して負う賠償責任に基づく債権
	損害賠償金債権	各種賠償金以外の損害賠償金その他これに類する徴収金に係る債権
	利息の類	利息債権
金銭引渡請求権の類	金銭引渡請求権債権	法令又は契約の定めるところにより国庫に帰属した現金をその保管する者から引渡を受けるべき請求権に基づく債権

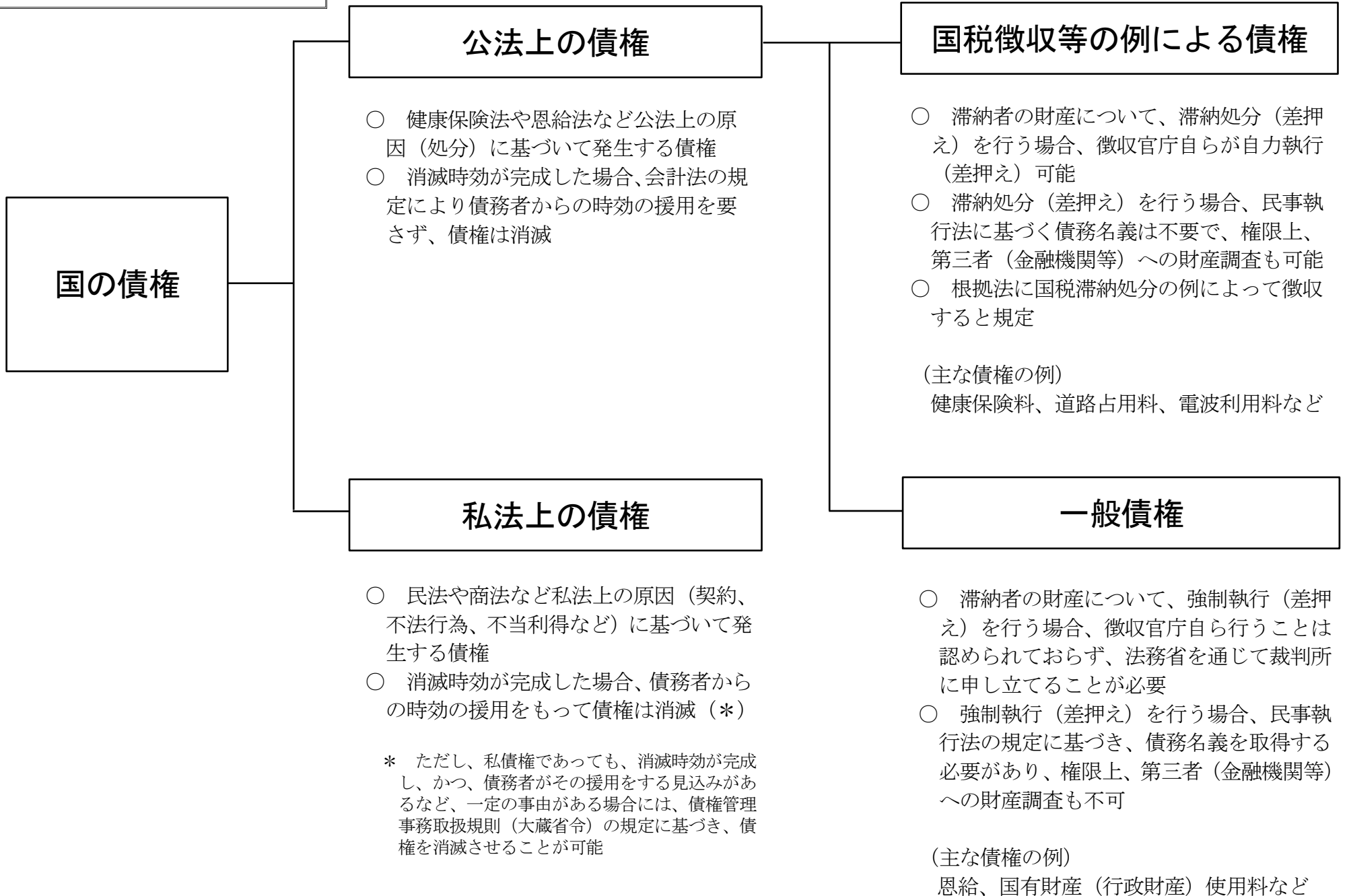
（注）債権管理事務取扱規則別表第 2 等に基づき、当省が作成した。

表 2-② 国税徴収又は国税滞納処分の例により徴収する公課の例

所管府省	公課の内容	根拠規定	区分	徴収主体
各府省共通	行政代執行の費用	行政代執行法第 6 条第 1 項	滞納	行政庁
	補助金等の返還金又はこれに係る加算金若しくは延滞金	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 21 条第 1 項	滞納	各省各庁の長
内閣府	不正手段により受けた犯罪被害者等給付金	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第 15 条第 1 項	徴収	国家公安委員会
	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく課徴金及び延滞金	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 69 条第 4 項	滞納	公正取引委員会
総務省	電波利用料及び延滞金	電波法第 103 条の 2 第 43 項	滞納	総務大臣
	返還すべき政党交付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金	政党助成法第 33 条第 12 項	滞納	総務大臣
財務省	価格差益納付金及び割増金	物価統制令第 23 条	徴収	財務大臣
文部科学省	私立学校教職員共済の掛金その他の徴収金	私立学校教職員共済法第 31 条第 1 項	滞納	日本私立学校振興・共済事業団
	補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金	文化財保護法第 42 条第 4 項	滞納	文化庁長官
厚生労働省	健康保健の保険料その他の徴収金	健康保険法第 183 条	徴収	保険者等（厚生労働大臣、健康保険組合）、全国健康保険協会
	厚生年金保険の保険料その他の徴収金	厚生年金保険法第 89 条	徴収	厚生労働大臣
	国民年金の保険料その他の徴収金	国民年金法第 95 条	徴収	厚生労働大臣
	労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料その他の徴収金	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 30 条	徴収	政府
農林水産省	農業者年金の保険料その他の徴収金	独立行政法人農業者年金基金法第 54 条	徴収	独立行政法人農業者年金基金
	保安林指定による受益者負担金	森林法第 36 条第 4 項	滞納	農林水産大臣又は都道府県知事
経済産業省	鉱業権取消による受益者負担金	鉱業法第 143 条第 3 項	滞納	経済産業局長
	アルコールの譲渡等に伴う納付金及び延滞金	アルコール事業法第 37 条第 4 項	滞納	経済産業大臣
国土交通省	道路法に基づく負担金、占用料、駐車料金、割増金及び料金並びに手数料及び延滞金	道路法第 73 条第 3 項	滞納	道路管理者（国土交通大臣、都道府県）
	河川法に基づく負担金又は流水占有料等及び延滞金	河川法第 74 条第 3 項	滞納	河川管理者（国土交通大臣、都道府県知事等）
環境省	汚染賦課量賦課金その他の徴収金	公害健康被害の補償等に関する法律第 60 条	徴収	独立行政法人環境再生保全機構
	公園事業等の負担金及び延滞金	自然公園法第 66 条第 3 項	滞納	環境大臣

(注)「区分」欄の「徴収」とは国税徴収の例により徴収する公課を、「滞納」とは国税滞納処分の例により徴収する公課をそれぞれ表す。

図2 国の債権の分類



（注）当省が概略図として作成した。

表 2-③ 各法律における債権の消滅時効に関する規定の例

法律名	規定
会計法 (昭和 22 年法律 第 35 号)	第 30 条 金銭の給付を目的とする国の権利で、時効に関し他の法律に規定がないものは、 <u>5 年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。</u> 国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
民法 (明治 29 年法律 第 89 号)	<p>(債権等の消滅時効)</p> 第 167 条 債権は、 <u>10 年間行使しないときは、消滅する。</u> 2 (略) <p>(定期給付債権の短期消滅時効)</p> 第 169 条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、 <u>5 年間行使しないときは、消滅する。</u> <p>(判決で確定した権利の消滅時効)</p> 第 174 条の 2 確定判決によって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その <u>時効期間は、10 年とする。</u> 裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。 2 (略) <p>(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)</p> 第 724 条 不法行為による損害賠償の請求権は、 <u>被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する。</u> <u>不法行為の時から 20 年を経過したときも、同様とする。</u>
健康保険法 (大正 11 年法律 第 70 号)	<p>(時効)</p> 第 193 条 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、 <u>2 年を経過したときは、時効によって消滅する。</u> 2 (略)
労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律 第 84 号)	<p>(時効)</p> 第 41 条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、 <u>2 年を経過したときは、時効によって消滅する。</u> 2 (略)
道路法 (昭和 27 年法律 第 180 号)	<p>(負担金等の強制徴収)</p> 第 73 条 (略) 2~4 (略) 5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、 <u>5 年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。</u>

(注) 下線は当省が付した。

表2-④ 調査対象として抽出した債権の状況(その1)

(単位:件、円)

調査対象機関		平成25年度末現在の 履行期限到来債権 (a)		23年度～25年度に 不納欠損処理等を行った債権 (b)		抽出した債権の合計 (a+b)		
		債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	
内閣府	大臣官房会計課	2	284,419,031			2	284,419,031	
	沖縄総合事務局	20	75,074,780	6	9,410,675	26	84,485,455	
公正取引委員会	事務総局官房総務課	21	4,623,597,586	6	783,190,000	27	5,406,787,586	
国家公安委員会	警察庁長官官房会計課	2	214,556	4	2,025,521	6	2,240,077	
総務省	政策統括官(恩給担当)	26	302,963,640	12	55,950,937	38	358,914,577	
	東北総合通信局	20	403,192	7	142,800	27	545,992	
	北陸総合通信局	20	144,705	6	65,580	26	210,285	
	東海総合通信局	20	395,415	4	94,100	24	489,515	
	近畿総合通信局	20	1,026,392	6	197,763	26	1,224,155	
	中国総合通信局	20	222,146	6	120,500	26	342,646	
	沖縄総合通信事務所	20	3,034,312	3	56,700	23	3,091,012	
	法務省	東京法務局	21	884,665,589	4	79,533,356	25	964,198,945
	名古屋法務局	8	174,280,532	1	44,639,155	9	218,919,687	
	広島法務局	6	31,437,184	4	1,641,334	10	33,078,518	
	秋田地方法務局	2	14,137,200			2	14,137,200	
	福島地方法務局	2	23,284,800			2	23,284,800	
	岡山地方法務局	2	227,902	5	76,790,502	7	77,018,404	
	東京入国管理局	6	33,767,005			6	33,767,005	
	大阪入国管理局	6	42,522,908			6	42,522,908	
外務省	大臣官房会計課	17	1,678,671,514			17	1,678,671,514	
	領事局	44	19,079,354	7	7,895,340	51	26,974,694	
財務省	大臣官房会計課	4	554,553,656			4	554,553,656	
	北海道財務局	20	9,567,396	10	13,802,335	30	23,369,731	
	関東財務局	23	473,959,882	9	75,986,995	32	549,946,877	
	近畿財務局	22	69,319,132	12	251,641,497	34	320,960,629	
	中国財務局	11	2,808,331	6	79,552,447	17	82,360,778	
	九州財務局	7	2,300,269			7	2,300,269	
	福島財務事務所	6	137,130	6	16,485,231	12	16,622,361	
	岡山財務事務所	3	900,850	4	2,331,606	7	3,232,456	
	岡山財務事務所倉敷出張所	10	133,726,194	3	7,280,466	13	141,006,660	
	名古屋税関	5	123,386			5	123,386	
	門司税関	3	354,375			3	354,375	
	仙台国税局	2	50,394,935			2	50,394,935	
	大阪国税局	17	71,344,818	6	269,990,610	23	341,335,428	
	高松国税局	2	2,292,225	5	118,441,085	7	120,733,310	
	文部科学省	大臣官房会計課	3	5,881,252	2	845,760	5	6,727,012
		文化庁	4	222,828,397			4	222,828,397
	厚生労働省	労働基準局	26	28,716,227			26	28,716,227
職業安定局		20	48,245,958	3	9,815,936	23	58,061,894	
国立障害者リハビリテーションセンター		20	3,122,512	2	118,040	22	3,240,552	
秋田労働局		60	358,472,701	26	90,685,558	86	449,158,259	
東京労働局		72	1,964,886,470	12	336,156,311	84	2,301,042,781	
石川労働局		66	259,917,946	18	47,880,673	84	307,798,619	
大阪労働局		75	2,159,147,095	23	216,322,741	98	2,375,469,836	
岡山労働局		67	265,029,136	19	201,784,781	86	466,813,917	
山口労働局		70	408,700,260	16	63,664,796	86	472,365,056	
沖縄労働局		72	381,206,979	18	48,063,426	90	429,270,405	
農林水産省	生産局	5	1,952,685	5	87,826,377	10	89,779,062	
	東北農政局	9	318,906,842	2	220,000	11	319,126,842	
	九州農政局	18	506,435,573	6	9,963,582	24	516,399,155	
	北海道森林管理局	16	31,944,016	5	6,791,610	21	38,735,626	
	東北森林管理局	20	71,534,877	3	31,131,875	23	102,666,752	
	九州森林管理局	20	79,208,065	3	63,910,266	23	143,118,331	

(注)1 当省の調査結果による。

2 「平成25年度末現在の履行期限到来債権」とは、調査対象機関が平成25年度末現在で管理している債権のうち、①債権額の大きいもの、②債権の発生時期の古いもの、③返納金債権(受給者側に原因があるもの)、④返納金債権(支給者側に原因があるもの)について、それぞれ債権額(元本額)の大きいもの又は発生時期が古いものから順に上位10件(返納金債権は3件。抽出数に満たない場合は全件)を抽出した債権の合計数である。

3 「23年度～25年度に不納欠損処理等を行った債権」とは、調査対象機関が平成23年度から25年度までの間に①不納欠損処理を行った債権、②強制履行の請求等又は滞納処分を行った債権、③履行延期の特約等を行った債権、④徴収停止又は滞納処分の執行停止の整理を行った債権のうち、それぞれ債権額(元本額)の大きいものから順に上位3件(抽出数に満たない場合は全件)を抽出した債権の合計数である。

4 「債権数」は、一の債務者に係る同一の債権の種類(目)かつ同一の発生原因により発生した債権をまとめたものを1件としている。

表2-④ 調査対象として抽出した債権の状況(その2)

(単位:件、円)

調査対象機関		平成25年度末現在の 履行期限到来債権 (a)		23年度～25年度に 不納欠損処理等を行った債権 (b)		抽出した債権の合計 (a+b)		
		債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	
経済産業省	大臣官房会計課	16	108,188,721	8	18,083,372	24	126,272,093	
	東北経済産業局	4	105,646,723	2	10,693,276	6	116,339,999	
	関東経済産業局	22	129,365,574	9	9,182,591	31	138,548,165	
	中部経済産業局	8	65,179,102			8	65,179,102	
国土交通省	自動車局	37	1,446,277,479	3	85,180,689	40	1,531,458,168	
	東北地方整備局	10	2,767,089	5	19,711,294	15	22,478,383	
	関東地方整備局	63	7,499,147,458	11	39,099,700	74	7,538,247,158	
	中国地方整備局	15	769,248,971			15	769,248,971	
	四国地方整備局	88	554,593,285	47	2,628,202	135	557,221,487	
	九州地方整備局	10	2,625,638	1	98,486	11	2,724,124	
	相武国道事務所	20	6,425,664	3	1,473,038	23	7,898,702	
	広島国道事務所	20	15,204,119	3	2,443,763	23	17,647,882	
	山口河川国道事務所	20	4,328,090	3	1,812,046	23	6,140,136	
	香川河川国道事務所	21	3,143,577	3	415,495	24	3,559,072	
	北九州国道事務所	20	5,899,947	3	3,336,900	23	9,236,847	
	熊本河川国道事務所	30	15,761,518	3	647,087	33	16,408,605	
	北海道開発局	2	11,743,098			2	11,743,098	
	札幌開発建設部	66	1,501,684,256	4	3,839,755	70	1,505,524,011	
	旭川開発建設部	27	601,629,136	5	475,070	32	602,104,206	
	環境省	大臣官房会計課	13	134,149,436	3	125	16	134,149,561
		東北地方環境事務所	12	83,861,924	2	11,668,554	14	95,530,478
関東地方環境事務所		6	6,781,166	1	10,653,058	7	17,434,224	
防衛省	防衛医科大学校	20	31,613,420	3	946,860	23	32,560,280	
	航空幕僚監部	5	11,888,255	3	46,760,419	8	58,648,674	
	中部航空方面隊司令部	6	9,969,908	1	21,050,000	7	31,019,908	
	自衛隊中央病院	20	8,905,055	3	2,441,270	23	11,346,325	
	航空自衛隊補給本部	5	53,817,981	3	76,927,250	8	130,745,231	
	装備施設本部	14	1,287,078,489			14	1,287,078,489	
	九州防衛局	9	24,838,985			9	24,838,985	
	沖縄防衛局	23	10,912,693			23	10,912,693	
	東海防衛支局	1	114,559,000			1	114,559,000	
	日本年金機構	仙台東年金事務所	26	465,859,484	18	132,341,980	44	598,201,464
仙台北年金事務所		26	256,439,390	18	211,843,989	44	468,283,379	
七尾年金事務所		20	12,323,381	18	26,461,953	38	38,785,334	
笠寺年金事務所		20	216,675,331	18	141,656,821	38	358,332,152	
豊橋年金事務所		20	151,248,074	18	124,437,527	38	275,685,601	
広島東年金事務所		20	358,867,189	18	312,879,479	38	671,746,668	
広島西年金事務所		20	353,068,214	18	396,854,695	38	749,922,909	
善通寺年金事務所		20	154,113,088	18	109,596,342	38	263,709,430	
合計		1,888	33,277,319,221	581	4,938,089,353	2,469	38,215,408,574	

(注)1 当省の調査結果による。

- 「平成25年度末現在の履行期限到来債権」とは、調査対象機関が平成25年度末現在で管理している債権のうち、①債権額の大きいもの、②債権の発生時期の古いもの、③返納金債権(受給者側に原因があるもの)、④返納金債権(支給者側に原因があるもの)について、それぞれ債権額(元本額)の大きいもの又は発生時期が古いものから順に上位10件(返納金債権は3件。抽出数に満たない場合は全件)を抽出した債権の合計数である。
- 「23年度～25年度に不納欠損処理等を行った債権」とは、調査対象機関が平成23年度から25年度までの間に①不納欠損処理を行った債権、②強制履行の請求等又は滞納処分を行った債権、③履行延期の特約等を行った債権、④徴収停止又は滞納処分の執行停止の整理を行った債権のうち、それぞれ債権額(元本額)の大きいものから順に上位3件(抽出数に満たない場合は全件)を抽出した債権の合計数である。
- 「債権数」は、一の債務者に係る同一の債権の種類(目)かつ同一の発生原因により発生した債権をまとめたものを1件としている。

表2-(1)-ア

債権が発生しているにもかかわらず、債権管理簿に登載せず、適切な債権管理を行っていない例

No.	府省等名	機関名	債権が発生した事由	債権管理簿に登載すべき事由が発生したことを認識した年月	平成25年度末までの使用料等相当額
1	農林水産省	北海道森林管理局	貸付契約(宅地敷)の不更新後に不法占有	平成22年4月	122,800円
2	農林水産省	東北森林管理局	貸付契約(事務所敷等)の不更新後に不法占有	平成13年4月	17,231,500円
3	農林水産省	東北森林管理局	貸付契約(水路敷)の不更新後に不法占有	平成13年4月	54,600円
4	農林水産省	東北森林管理局	貸付契約(宅地敷)の不更新後に不法占有	平成18年4月	1,394,400円
5	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	占用許可(看板)の不更新後に不法占有	平成20年4月	3,213,000円
6	環境省	大臣官房会計課	使用許可(神社敷)の不更新後に不法占有	平成20年4月	1,615,914円
7	環境省	東北地方環境事務所	使用許可(宿泊施設敷)の不更新後に不法占有	平成24年4月	12,101,945円
8	環境省	関東地方環境事務所	使用許可(ガソリンスタンド敷)の不更新後に不法占有	平成19年4月	6,187,839円
9	環境省	関東地方環境事務所	使用許可(建物敷)の不更新後に不法占有	平成19年4月	1,630,146円
10	環境省	関東地方環境事務所	使用許可(旅館敷)の不更新後に不法占有	平成19年4月	100,642円
11	環境省	関東地方環境事務所	使用許可(宿泊施設敷)の不更新後に不法占有	平成22年4月	201,500円

(注)1 当省の調査結果による。

2 「平成25年度末までの使用料等相当額」は、使用許可又は契約期間の最終年度の使用料等又は使用許可等期間の平均使用料等に不法占有の年数(発生～平成25年度末)までを乗じて試算している。

表 2－(1)－ア－ i 債権が発生しているにもかかわらず、債権管理簿に登載せず、適切な債権管理を行っていない例 (No.5 の例)

府省等名	国土交通省
機関名	北海道開発局札幌開発建設部
会計名 (勘定名)	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)
債権の発生原因	道路の不法占用
債権の発生年月	平成20年4月
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 11 条の規定に基づき、その所掌に属すべき債権が発生したときは、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿 (債権管理簿) に記載し、又は記録しなければならないとされている。</p> <p>国の財産は、財政法 (昭和 22 年法律第 34 号) 第 9 条の規定に基づき、法律に基づく場合を除くほか、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならないとされている。</p> <p>また、道路を占用する場合は、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 39 条の規定に基づき、道路占用料を徴収することができることとされている。</p> <p>北海道開発局札幌開発建設部は、平成 19 年 4 月に 3 件の看板に係る道路占用料 (約 54 万円) について、同年 7 月の履行期限到来後も弁済がなかったため、同年 11 月と 21 年 11 月の 2 回未納通知書を発行し、文書による催告を行っている。しかし、債務者とは、以前から道路敷地境界、二重請求、占用面積の算出方法を巡ってトラブルになっているとして、支払いを拒絶されており、平成 19 年度以降弁済はない。</p> <p>このようなことから同建設部では、平成 19 年度を最後に、道路占用の許可を行っていないが、当省の職員が 26 年 7 月に現地調査を行ったところ、看板はいまだに撤去されておらず、道路を不法に占用している状況となっている。</p> <p>同建設部は、このような不法占用者に対し、少なくとも道路占用料相当分の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得し、本来であれば、当該債権についても債権管理簿に登載する必要があるが、当省の調査時点 (平成 25 年度末) において、これを行っておらず、債務者に同額を請求 (注1) するなどの適切な債権管理を行っていない。</p> <p>同建設部は、本件について、不法占用者との間で道路敷地境界に関する問題解決を図った上で、他の道路占用許可を得ている者との不均衡が生じないように、不法占用物を撤去するよう指導を行い、不法占用の解消に努めていくとしている。</p> <p>なお、当省が、平成 20 年 4 月から 26 年 3 月までの 6 年間分の道路占用料相当額を試算したところ、合計で約 321 万円 (注2) となる。</p> <p>(注1) 平成 16 年 4 月 23 日の最高裁判所判例 (平成 12 (行ヒ) 246 不作為の違法確認等請求事件) の判決文によると、「道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収して収入とすることができるのであるから、道路が権原なく占有された場合には、道路管理者は、占有者に対し、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものというべきである。」とされている。</p> <p>また、国有地の不法占拠等継続的不法行為による損害賠償金債権については、当該不法行為の継続期間中は日々累積することから、昭和 33 年に大蔵省が各省各庁の長に対し、「継続的不法行為による損害賠償金債権に係る納入告知の方法について」を發出し、一定の期間 (その官庁における通常の貸付期間の算定期間と同一期間) ごとに既経過分について損害金額を確定し、それぞれ調査決定及び納入の告知を行うよう指導している。</p> <p>(注2) 平成 19 年度 (1 年分) の道路占用料 (約 54 万円) を基に、20 年 4 月から 26 年 3 月までの 6 年間分の使用料相当額を試算したところ、約 321 万円となる。ただし、当省の試算額であり、実際の確定額 (請求額) ではない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (1) -ア- ii 債権が発生しているにもかかわらず、債権管理簿に登載せず、適切な債権管理を行っていない例 (No.6 の例)

府省等名	環境省
機関名	大臣官房会計課
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の発生原因	国立公園内の土地の不法占有
債権の発生年月	平成19年4月
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 11 条の規定に基づき、その所掌に属すべき債権が発生したときは、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿 (債権管理簿) に記載し、又は記録しなければならないとされている。</p> <p>国の財産は、財政法第 9 条の規定に基づき、法律に基づく場合を除くほか、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならないとされている。</p> <p>また、国の財産の使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(昭和 33 年 1 月 7 日付け蔵管第 1 号) 第 4 節第 2 の規定に基づき、同基準に基づき算定した使用料を、原則として、年 1 回納付するものとされている。</p> <p>環境省大臣官房会計課では、国立公園内で寺社建造物を設置した債務者に対して土地の使用を許可していたが、平成 11 年度から 17 年度までの 7 年間分の使用料 (約 196 万円) を滞納したことから、20 年度以降使用を許可していない (18 年度及び 19 年度分の使用料は完済している。)</p> <p>しかし、債務者は、平成 20 年度以降も寺社建造物を撤去するなどの原状回復を行っていないことから、同課は、このような不法占有者に対して、少なくとも使用料相当分の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得し、本来であれば、当該債権についても債権管理簿に登載する必要があるが、当省の調査時点 (25 年度末) において、これを行っておらず、債務者に同額を請求^(注1) するなどの適切な債権管理を行っていない。</p> <p>なお、当省が、平成 20 年 4 月から 26 年 3 月までの 6 年間分の使用料相当額を試算したところ、合計で約 162 万円^(注2) となる。</p> <p>(注 1) 平成 16 年 4 月 23 日の最高裁判所判例 (平成 12 (行ヒ) 246 不作為の違法確認等請求事件) の判決文によると、「道路管理者は道路の占有につき占有料を徴収して収入とすることができるのであるから、道路が権原なく占有された場合には、道路管理者は、占有者に対し、占有料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものというべきである。」とされている。</p> <p>また、国有地の不法占拠等継続的不法行為による損害賠償金債権については、当該不法行為の継続期間中は日々累積することから、昭和 33 年に大蔵省が各省各庁の長に対し、「継続的不法行為による損害賠償金債権に係る納入告知の方法について」を発出し、一定の期間 (その官庁における通常の貸付期間の算定期間と同一期間) ごとに既経過分について損害金額を確定し、それぞれ調査決定及び納入の告知を行うよう指導している。</p> <p>(注 2) 平成 17 年度 (1 年分) の使用料 (約 27 万円) を基に、20 年 4 月から 26 年 3 月までの 6 年間分の使用料相当額を試算したところ、合計で約 162 万円となる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (1) -ア- iii 債権が発生しているにもかかわらず、債権管理簿に登載せず、適切な債権管理を行っていない例 (No.7 の例)

府省等名	環境省
機関名	東北地方環境事務所
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の発生原因	国立公園内の土地の不法占有
債権の発生年月	平成24年4月
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 11 条の規定に基づき、その所掌に属すべき債権が発生したときは、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿 (債権管理簿) に記載し、又は記録しなければならないとされている。</p> <p>国の財産は、財政法第 9 条の規定に基づき、法律に基づく場合を除くほか、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならないとされている。</p> <p>また、国の財産の使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」第 4 節第 2 の規定に基づき、同基準に基づき算定した使用料を、原則として、年 1 回納付するものとされている。</p> <p>東北地方環境事務所では、国立公園内で宿泊業を営む債務者に対して、平成 20 年 9 月から 24 年 3 月までの間、土地の使用を許可していたが、債務者は 23 年 11 月頃より休業し、許可期間が満了した 24 年 3 月末までに使用の継続申請がなかったことから、同年 4 月以降は使用を許可していない。</p> <p>しかし、債務者は、平成 24 年 4 月以降も同地で原状回復を行うことなく、債務者所有の建物が残置していることから、同環境事務所は、使用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得しており、本来であれば、当該債権についても債権管理簿に登載する必要があるが、当省の調査時点 (25 年度末) において、これを行っておらず、債務者に同額を請求^(注1) するなどの適切な債権管理を行っていない。</p> <p>なお、当省が、平成 24 年 4 月から 26 年 3 月までの 2 年間分の使用料相当額を試算したところ、合計で約 1,210 万円^(注2) となる。</p> <p>(注1) 平成 16 年 4 月 23 日の最高裁判所判例 (平成 12 (行ヒ) 246 不作為の違法確認等請求事件) の判決文によると、「道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収して収入とすることができるのであるから、道路が権原なく占有された場合には、道路管理者は、占有者に対し、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものというべきである。」とされている。</p> <p>また、国有地の不法占拠等継続的不法行為による損害賠償金債権については、当該不法行為の継続期間中は日々累積することから、昭和 33 年に大蔵省が各省各庁の長に対し、「継続的不法行為による損害賠償金債権に係る納入告知の方法について」を發出し、一定の期間 (その官庁における通常の貸付期間の算定期間と同一期間) ごとに既経過分について損害金額を確定し、それぞれ調査決定及び納入の告知を行うよう指導している。</p> <p>(注2) 平成 20 年 9 月から 24 年 3 月 (3 年 7 か月分) までの使用料 (約 2,168 万円) を基に、年間平均使用料を算出したところ、約 605 万円となることから、24 年 4 月から 26 年 3 月までの 2 年間分の使用料相当額を試算したところ、約 1,210 万円となる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (1) -イ 債権発生から納入告知の送付までに長期間を要している例

府省等名	外務省															
機関名	大臣官房会計課															
会計名（勘定名）	一般会計															
債権の種類	金銭引渡請求権債権															
債権の発生原因	政府チャーター機への搭乗															
債権の発生年月	平成10年5月															
概要	<p>歳入徴収官は、会計法第6条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、履行を請求するため、政令で定めるところにより、債務者に対して納入の告知をしなければならないとされている。</p> <p>また、歳入徴収官は、債権管理法施行令第13条第2項の規定に基づき、債務者及び債権金額を確認した日後遅滞なく、納入を告知しなければならないとされている。</p> <p>外務省では、平成10年5月に海外で発生した暴動を受けて、邦人の一時避難を支援するため用意された政府チャーター機の搭乗費用について、搭乗した者と後日費用を支払う旨の誓約書を取り交わし、当該費用を回収していた。</p> <p>しかし、同省では、その後も支払いのなかった20名に対して、平成17年に、搭乗費用の振込先となる銀行口座を開設し、当該口座に直接振り込んでもらうよう周知していたが、それでもなお債務を履行しない4名に対しては、同年3月から文書による催告を開始し、当該債権の消滅時効（10年）が完成する直前の9年以上経過後（19年12月）に納入の告知を行っている。</p> <p>また、同省では、これら4名に納入告知書を送付した後、約5年間は特段の対応をとっておらず（対応記録が不存在）、平成24年5月になって督促等を再開したことから、以下のとおり、いずれも債権回収が困難となっている。</p> <p>本件については、債権発生後、直ちに納入告知書の送付を行い、同告知書送付後も適切な対応を行うことにより、その後の債権回収を進めることができたと考えられる。</p> <p>表 個別の債権の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>債務者</th> <th>履行期限到来額</th> <th>回収の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>104,543円</td> <td>平成25年6月に債務者が死亡し、その配偶者が債務を相続している。連絡に対し、返済は困難と回答している。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>23,905円</td> <td>平成25年7月の電話連絡の際返済する旨を回答するもその後弁済されていない。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>23,905円</td> <td>平成25年11月に無資力を理由に履行延期の特約を結び分割納付とした。平成25年度末時点では、26年2月分及び3月分が未納である。</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>22,761円</td> <td>債務者とは連絡が取れていない。督促状を4回送付するも不在として返送されている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	債務者	履行期限到来額	回収の状況	A	104,543円	平成25年6月に債務者が死亡し、その配偶者が債務を相続している。連絡に対し、返済は困難と回答している。	B	23,905円	平成25年7月の電話連絡の際返済する旨を回答するもその後弁済されていない。	C	23,905円	平成25年11月に無資力を理由に履行延期の特約を結び分割納付とした。平成25年度末時点では、26年2月分及び3月分が未納である。	D	22,761円	債務者とは連絡が取れていない。督促状を4回送付するも不在として返送されている。
債務者	履行期限到来額	回収の状況														
A	104,543円	平成25年6月に債務者が死亡し、その配偶者が債務を相続している。連絡に対し、返済は困難と回答している。														
B	23,905円	平成25年7月の電話連絡の際返済する旨を回答するもその後弁済されていない。														
C	23,905円	平成25年11月に無資力を理由に履行延期の特約を結び分割納付とした。平成25年度末時点では、26年2月分及び3月分が未納である。														
D	22,761円	債務者とは連絡が取れていない。督促状を4回送付するも不在として返送されている。														

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-ウ

債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の消滅 時効が完成 した年月	平成25年度末 までに消滅時 効が完成した 債権額
1	外務省	大臣官房会計課	一般会計	損害賠償金 債権	平成7年11月	平成18年6月	7,264,905円
2	外務省	大臣官房会計課	一般会計	返納金債権	平成20年7月	平成25年6月	355,439円
3	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	返納金債権	平成10年5月	平成20年3月	13,153,978円
4	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	損害賠償金 債権	平成6年7月	平成11年7月	75,190円
5	国土交通省	北海道開発局札 幌開発建設部	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	物件使用料 債権	平成19年4月	平成24年8月	535,500円
6	国土交通省	北海道開発局旭 川開発建設部	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	物件使用料 債権	平成18年4月	平成24年8月	24,640円
7	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年12月	平成14年12月	79,830円

(注)1 当省の調査結果による。

2 「債権の発生年月」欄には、平成25年度末までに消滅時効が完成した債権についての発生年月を記載している。

3 平成24年度までは国有林野事業特別会計である。

表 2- (1) -ウ- i 債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例 (No.1 の例)

府省等名	外務省
機関名	大臣官房会計課
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	公金の領得
債権の発生年月	平成7年11月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	7,264,905円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第13条第2項の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が納入の告知で指定された期限を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならないとされている。</p> <p>また、不法行為に基づく損害賠償の請求権は、民法第724条の規定に基づき、被害者が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅するとされている。</p> <p>外務省大臣官房会計課では、当時職員であった債務者が、平成7年11月に公金を領得したことを、13年9月に知ったことから、15年6月に納入告知書を送付し、不法行為に基づく損害賠償金として約726万円を請求している。</p> <p>しかし、同課では、平成15年6月に納入告知書を送付して以降、債務者からの弁済がないにもかかわらず、一度も督促を行っておらず、途中、時効中断の手続も行っていなかったため、3年後の18年6月に消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている^(注)。</p> <p>(注) 本債権については、平成18年6月に消滅時効が完成し、債務者は、債権発生以降、当省の調査時点(25年度末)までに、一度も弁済していないが、同課は、債務者からの時効援用の意思を確認できないとして、当省の調査時点においても履行期限到来債権として管理している。</p> <p>本件については、債権発生後に、債務者からの弁済の意思は示されていないことから、適時適切に強制履行の前提となる督促状を送付し、強制履行を実施することにより、その後の債権回収を進めることができたと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (1) -ウ- ii 債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例 (No.4 の例)

府省等名	農林水産省
機関名	東北森林管理局
会計名 (勘定名)	一般会計 (平成 24 年度まで国有林野事業特別会計)
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	林産物売払契約の解除による違約金
債権の発生年月	平成6年7月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	75,190円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 13 条第 2 項の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が納入の告知で指定された期限を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならないとされている。</p> <p>東北森林管理局では、同局管内の扇田営林署 (現米代東部森林管理署) が一般競争入札により債務者と平成 5 年 12 月に締結した木材の売払契約^(注1)について、債務者が納付期限までに代金を納付しなかったために 6 年 7 月に契約解除しており、同解除に伴い損害賠償金債権 (違約金^(注2)) 約 8 万円が発生している。</p> <p>しかし、本債権を管理する同局では、平成 6 年 7 月に納入告知書を送付して以降、債務者からの弁済がないにもかかわらず、一度も督促を行っておらず、途中、時効中断の処理も行っていなかったため、5 年後の 11 年 7 月に消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている^(注3)。</p> <p>(注 1) 国有林野の管理経営に関する法律 (昭和 26 年法律第 246 号) 第 6 条の規定に基づき、森林管理局長は木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関して計画を定めるとされており、この計画に基づき、森林管理署長等は林産物の売払いを行うとされている。</p> <p>(注 2) 林産物が時間の経過とともに劣化しその価値が減少する性質を持つことなどから、国有林野の産物売払規程 (昭和 25 年農林省告示第 132 号) 第 49 条の規定に基づき、納付期限までに代金を納付しないなどの理由で売払契約を解除した場合は、国は、違約金として売払代金の 100 分の 10 に相当する金額を徴収するとされている。</p> <p>(注 3) 本債権については、平成 11 年 7 月に消滅時効が完成し、債務者は、債権発生以降、当省の調査時点 (25 年度末) までに、一度も弁済していないが、同局は、債務者からの時効援用の意思を確認できないとして、当省の調査時点においても履行期限到来債権として管理している。</p> <p>本件については、債権発生後に、債務者からの弁済の意思は示されていないことから、適時適切に強制履行の前提となる督促状を送付し、強制履行を実施することにより、その後の債権回収を進めることができたと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (1) -ウ- iii 債務者に一度も督促を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例 (No.5 の例)

府省等名	国土交通省
機関名	北海道開発局札幌開発建設部
会計名 (勘定名)	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)
債権の種類	物件使用料債権
債権の発生原因	道路法の規定に基づく道路占用
債権の発生年月	平成19年4月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	535,500円 (3件分の合計)
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 13 条第 2 項の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が納入の告知で指定された期限を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならないとされている。</p> <p>また、本件の場合、道路法第 32 条の規定に基づき、発生した道路占用料の債権であるため、道路管理者は、納期限までに納付しない者に対して、同法第 73 条第 1 項の規定に基づき、督促状により督促を行い、それでも納付しない者に対しては、同法第 73 条第 3 項の規定に基づき、国税滞納処分の例により、道路占用料を徴収することができることとされている。</p> <p>さらに、上部機関である北海道開発局が作成した「会計事務処理マニュアル」によると、債権の全部又は一部が履行期限を経過しても履行されず、電話や文書による督促を行ってもなお履行されない場合、課長等連絡会議や債権処理会議の決定に従い、債務者に対して督促状を発行するものとされており、その送付時期は、国税通則法 (昭和 37 年法律第 66 号) 第 37 条第 2 項の規定を準用し、納付期限から 50 日以内に督促状を送付するものとされている。</p> <p>北海道開発局札幌開発建設部は、平成 19 年 4 月に 3 件の看板に係る道路占用料 (約 54 万円) について、同年 7 月の履行期限到来後も弁済がなかったため、同年 11 月と 21 年 11 月の 2 回未納通知書を発行し、文書による催告を行っている。しかし、債務者とは、以前から道路敷地境界、二重請求、占用面積の算出方法を巡ってトラブルになっているとして、支払いを拒絶されており、平成 19 年度以降弁済はない。</p> <p>しかし、同建設部では、このように債務者からは弁済の意思が示されていないにもかかわらず、督促状を一度も送付しておらず、本債権は、国税滞納処分の例による強制徴収を行わないままに、平成 24 年 8 月に消滅時効の 5 年^(注)が完成したとして、不納欠損処理を行っている。</p> <p>(注) 本債権は、道路法第 73 条第 5 項の規定において、5 年で消滅するとされており、債務者からの時効の援用がない場合でも、会計法第 31 条第 1 項の規定により、徴収する権利は消滅するとされている。</p> <p>本件については、債権発生後に、債務者からの弁済の意思は示されていないことから、適時適切に滞納処分の前提となる督促状を送付し、滞納処分を実施することにより、その後の債権回収を進めることができたと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-エ

債務者の所在が不明であるにもかかわらず、関係機関に対して速やかに照会を行っていない例

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債務者の所在 が不明であること を知った年月	元本債権額 (平成25年度末)
1	総務省	東北総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成23年9月	平成23年10月	120,000円
2	総務省	東北総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成23年9月	平成23年10月	26,600円
3	総務省	近畿総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成21年6月～ 22年6月	平成22年10月	78,800円
4	法務省	東京入国管理局	一般会計	返納金債権	平成20年11月	平成24年4月	66,910円
5	厚生労働省	秋田労働局	労働保険特別 会計(雇用勘 定)	返納金債権	平成22年5月	平成23年3月	438,000円
6	厚生労働省	岡山労働局	労働保険特別 会計(労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成23年11月	平成26年1月	8,776,268円
7	厚生労働省	岡山労働局	労働保険特別 会計(労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成20年12月	平成25年8月	4,650,000円
8	農林水産省	東北森林管理局	一般会計(注)2	物件貸付料 債権	平成14年4月～ 17年4月	平成23年4月	752,700円
9	農林水産省	東北森林管理局	一般会計(注)2	物件貸付料 債権	平成10年4月	平成11年2月	7,100円
10	国土交通省	香川河川国道事 務所	社会資本整備 特別会計(道路 整備勘定)	物件使用料 債権	平成21年4月	平成24年7月	8,624円
11	国土交通省	香川河川国道事 務所	社会資本整備 特別会計(道路 整備勘定)	物件使用料 債権	平成21年4月	平成24年3月	5,600円
12	国土交通省	香川河川国道事 務所	社会資本整備 特別会計(道路 整備勘定)	物件使用料 債権	平成21年4月	平成24年3月	4,700円
13	国土交通省	北海道開発局札 幌開発建設部	社会資本整備 特別会計(道路 整備勘定)	物件使用料 債権	平成17年4月	平成24年1月	8,964円
14	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成14年4月～ 17年4月	平成20年12月	2,073,266円
15	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年12月	平成21年6月	79,830円

(注)1 当省の調査結果による。

2 平成24年度までは国有林野事業特別会計である。

3 表枠外の「※」印は、平成27年1月31日時点において、当省の指摘に対応した措置が講じられていることを表す。

表 2- (1) - エ - i 債務者の所在が不明であるにもかかわらず、関係機関に対して速やかに照会を行っていない例 (No.4 の例)

府省等名	法務省
機関名	東京入国管理局
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	返納金債権
債権の発生原因	通勤手当の過払い
債権の発生年月	平成20年11月
元本債権額 (平成25年度末時点)	66,910円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その所掌に属すべき債権が発生等したときに、債務者の住所及び氏名等を調査し、確認の上、これを帳簿に記載しなければならないとされており、これらの事項に変更があった場合も同様とするとされている。</p> <p>また、歳入徴収官は、債権管理法第 13 条第 2 項等の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が履行期限を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を原則として督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>さらに、歳入徴収官は、債権管理法第 15 条等の規定に基づき、その所掌に属する債権で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が督促後も相当の期間を経過してもなお履行されない場合には強制履行の請求等の措置を、又は時効によって消滅することとなるおそれがある場合には時効を中断するため必要な措置をとらなければならないとされている。</p> <p>東京入国管理局では、平成 20 年 11 月に発生した、元職員 (同年 11 月退職) に対する同年 12 月から 21 年 3 月までの間の通勤手当の過払いに係る返納金債権 (約 7 万円) について、履行期限到来後も弁済がないことから、債務者に対して督促を行っていたが、21 年 2 月及び 3 月に発送した督促状は受取人不在等により郵便局で保管する期間を経過したとして返送されており、その後 24 年 4 月に発送した督促状は住所地に宛名がないとして返送されている。また、同局では、債務者の実家にも電話し、債務者の現住所を尋ねたものの回答は得られていない。</p> <p>しかし、同局では、上記のとおり、債務者の所在が不明である事実を把握しているにもかかわらず、債務者の関係自治体から住民票や戸籍の附票の写しを取り寄せるなどして転居先の住所を確認しておらず、その後も債務者の所在を把握できないまま、平成 26 年 1 月に債権の消滅時効が完成している (注)。</p> <p>(注) 本債権については、平成 26 年 1 月に消滅時効が完成しているが、25 年度末時点においても履行期限到来債権として管理している。なお、平成 26 年 7 月に不納欠損処理を行っている。</p> <p>債務者の所在が不明である場合には、督促を行うことや時効中断措置を講ずること自体が難しくなるなど、債権管理に支障が生じるため、債務者の所在は確実に把握しておく必要がある。同局は、債務者の所在が不明であることを確認できた段階で、速やかに関係機関への照会を行い、債務者の所在を特定し、必要な督促等を行うことにより、その後の債権回収を進めることができたと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2－(1)－エ－ii 債務者の所在が不明であるにもかかわらず、関係機関に対して速やかに照会を行っていない例 (No.7 の例)

府省等名	厚生労働省
機関名	岡山労働局
会計名 (勘定名)	労働保険特別会計 (労災勘定)
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	第三者行為災害による損害賠償請求の求償権
債権の発生年月	平成20年12月
元本債権額 (平成25年度末時点)	4,650,000円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その所掌に属すべき債権が発生等したときに、債務者の住所及び氏名等を調査し、確認の上、これを帳簿に記載しなければならないとされており、これらの事項に変更があった場合も同様とするとされている。</p> <p>また、歳入徴収官は、債権管理法第 13 条第 2 項等の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が履行期限を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を原則として督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>さらに、歳入徴収官は、債権管理法第 15 条等の規定に基づき、その所掌に属する債権で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が督促後も相当の期間を経過してもなお履行されない場合には強制履行の請求等の措置を、又は時効によって消滅することとなるおそれがある場合には時効を中断するため必要な措置をとらなければならないとされている。</p> <p>岡山労働局では、平成 20 年 12 月に発生した第三者行為災害^(注1)に係る損害賠償請求権の取得による求償権^(注2) (約 480 万円) について、これまで約 15 万円を回収したが、23 年 8 月以降は、債務者から弁済が得られなくなったため、債務者に対して文書による納付督促を実施している。</p> <p>同局では、平成 25 年 8 月に発送した督促状が宛先不明で返送されたため、同年 12 月に債務者宅を訪問し、空室であることを確認している。</p> <p>(注1) 通勤途上の交通事故被害等のように労働者災害補償保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じたものであって、当該事故の被災労働者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合を指す。</p> <p>(注2) 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) 第 12 条の 4 の規定に基づき、政府は、保険給付の原因である事故が第三者行為災害によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている。</p> <p>しかし、同局では、上記のとおり、債務者の所在が不明である事実を把握しているにもかかわらず、債務者の関係自治体から住民票や戸籍の附票の写しを取り寄せるなどして転居先の住所を確認しておらず、その後も債務者の所在を把握できないまま、平成 26 年 8 月に債権の消滅時効が完成している。</p> <p>債務者の所在が不明である場合には、督促を行うことや時効中断措置を講ずること自体が難しくなるなど、債権管理に支障が生じるため、債務者の所在は確実に把握しておく必要がある。特に、本件については、債務者の所在が不明である事</p>

	実が判明してから消滅時効完成までの期間は1年程度しかなく、同局は、債務者の所在が不明であることを確認できた段階で、速やかに関係機関への照会を行い、債務者の所在を特定し、必要な督促等を行うことにより、その後の債権回収を進めることができたと考えられる。
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (1) - エ - iii 債務者の所在が不明であるにもかかわらず、関係機関に対して速やかに照会を行っていない例 (No.9 の例)

府省等名	農林水産省
機関名	東北森林管理局
会計名 (勘定名)	一般会計 (平成 24 年度まで国有林野事業特別会計)
債権の種類	物件貸付料債権
債権の発生原因	樹園敷の土地貸付契約に基づく貸付
債権の発生年月	平成10年4月
元本債権額 (平成 25 年度末時点)	7,100円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その所掌に属すべき債権が発生等したときに、債務者の住所及び氏名等を調査し、確認の上、これを帳簿に記載しなければならないとされており、これらの事項に変更があった場合も同様とするとされている。</p> <p>また、歳入徴収官は、債権管理法第 13 条第 2 項等の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が履行期限を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対してその履行を原則として督促状により督促しなければならないとされている。</p> <p>さらに、歳入徴収官は、債権管理法第 15 条等の規定に基づき、その所掌に属する債権で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が督促後も相当の期間を経過してもなお履行されない場合には強制履行の請求等の措置を、又は時効によって消滅することとなるおそれがある場合には時効を中断するため必要な措置をとらなければならないとされている。</p> <p>東北森林管理局では、平成 10 年 4 月に発生した、国有林野 (普通財産) 内の樹園 (栗の実、柿の実等) 敷地 (0.25ha) の貸付契約に基づく物件貸付料債権 (7,100 円) について、履行期限到来後も弁済がないことから、債務者に対して訪問及び文書での督促を実施していたが、同年 6 月に行った督促により、債務者の所在が不明となった事実を把握したため、11 年 2 月に土地貸付契約の一時解除を行っている。</p> <p>しかし、同局では、上記のとおり、債務者の所在が不明である事実を把握しているにもかかわらず、債務者の関係自治体から住民票や戸籍の附票の写しを取り寄せるなどして転居先の住所を確認しておらず、その後も債務者の所在を把握できないまま、平成 15 年 4 月に債権の消滅時効が完成している (注 1)。</p> <p>なお、同局は、本債権の消滅時効が完成した後の平成 17 年 1 月に、債務者の転居先の住所を確認するため、関係自治体に債務者の住民票又はその除票の写しの交付を申請しているが、当該自治体から住民票の消除後の保存期間の 5 年 (注 2) が経過したことにより交付できない旨の回答を得ており、債務者の所在は把握できていない。</p> <p>(注 1) 本債権については、平成 15 年 4 月に消滅時効が完成し、債務者は、債権発生以降、当省の調査時点 (25 年度末) までに、一度も弁済していないが、同局は、債務者からの時効援用の意思を確認できないとして、当省の調査時点においても履行期限到来債権として管理している。</p> <p>(注 2) 住民基本台帳法施行令 (昭和 42 年政令第 292 号) 第 34 条第 1 項の規定に基づき、転居等により消除された住民票又は戸籍の附票は、その消除された日から 5 年間保存するものとされている。</p> <p>債務者の所在が不明である場合には、督促を行うことや時効中断措置を講ずる</p>

	こと自体が難しくなるなど、債権管理に支障が生じるため、債務者の所在は確実に把握しておく必要がある。同局は、債務者の所在が不明であることを確認できた段階で、速やかに関係機関への照会を行い、債務者の所在を特定し、必要な督促等を行うことにより、その後の債権回収を進めることができたと考えられる。
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-オ

債務者が遠隔地に居住しているにもかかわらず、居住地の近隣機関への債権に係る事務の引継ぎが行われず、有効な債権回収を行っていない例

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債務者が遠隔地に 居住していることを 知った年月	元本債権額 (平成25年度末)
1	総務省	中国総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成20年11月	平成21年4月	19,600円
2	財務省	大阪国税局	一般会計	返納金債権	平成22年9月	平成22年9月	30,410円
3	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成17年6月	平成19年9月	56,180,806円
4	厚生労働省	大阪労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成20年1月	平成22年7月	38,641,359円
5	国土交通省	相武国道事務所	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	公共事業費 受益者等負 担金債権	平成18年9月	平成18年10月	118,784円
6	国土交通省	北九州国道事務 所	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	公共事業費 受益者等負 担金債権	平成17年10月	平成19年2月	700,000円
7	国土交通省	北海道開発局札 幌開発建設部	一般会計	物件使用料 債権	平成20年4月	平成23年6月	5,359円

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (1) - オ - i 債務者が遠隔地に居住しているにもかかわらず、居住地の近隣機関への債権に係る事務の引継ぎが行われず、有効な債権回収を行っていない例 (No.4 の例)

府省等名	厚生労働省
機関名	大阪労働局
会計名 (勘定名)	労働保険特別会計 (労災勘定)
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	第三者行為災害による損害賠償請求の求償権
債権の発生年月	平成20年1月
元本債権額 (平成25年度末時点)	38,641,359円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第18条第5項の規定に基づき、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置^(注1)をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) 時効中断事由については、民法上、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の三つが規定されており、このうち、「承認」については、納付誓約書の徴求や一部弁済の受入れ等が該当する。</p> <p>また、各省各庁の長は、債権管理法施行令第7条の規定に基づき、その所掌事務に係る債権について、債務者の住所の変更その他の事情により必要があると認めるときは、当該債権に係る歳入徴収官の事務を他の歳入徴収官に引き継がせるものとしてされている。</p> <p>大阪労働局では、平成20年1月に発生した第三者行為災害^(注2)に係る損害賠償請求権の取得による求償権^(注3)(約3,864万円)について、22年7月の時点で、債務者が岐阜刑務所に収監されていることを把握したため同月に納入告知書を岐阜刑務所宛てに発送している。その後も、同局では、時効中断を目的に納入誓約書を同封した文書を岐阜刑務所宛てに繰り返し送付しているが、債務者からの納付誓約書の返送はなく、債務者からは一度も弁済が得られないまま、平成25年10月には本債権の全ての消滅時効が完成^(注4)している。</p> <p>(注2) 通勤途上の交通事故被害等のように労働者災害補償保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じたものであって、当該事故の被災労働者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合を指す。 当該事故の発生は、平成20年1月だが、第三者行為災害の被害者の療養給付等が継続していることから、債務者には、22年10月まで5回に分けて請求(納入告知書の送付)している。</p> <p>(注3) 労働者災害補償保険法第12条の4の規定に基づき、政府は、保険給付の原因である事故が第三者行為災害によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている。</p> <p>(注4) 本債権については、平成25年10月に消滅時効が完成しているが、同局は債務者からの時効の援用の意思が確認できないとして、当省の調査時点(25年度末)においても履行期限到来債権として管理している。</p> <p>本債権については、次の理由により、債務者の居住地の近隣機関へ債権に係る事務を引き継ぎ、訪問による督促を行うことが債権回収上有効であったと考えられるが、同局ではこれを行っていない。</p> <p>① 同局が書面による督促を繰り返し行っても債務者が応答していないため、書面による督促の効果には限界があると考えられること。</p> <p>② 同局の管理する労災勘定の債権の中でも特に高額な債権である^(注5)ため、積極的</p>

	<p>に債務者に対する面談を実施し、債務承認による時効中断措置を講ずる必要があること。</p> <p>③ 債務者は刑務所に収監されており、所在が明確であるため、債務者と面談することによって債務承認を得られる可能性が通常の債権に比べて高いと考えられること。</p> <p>(注 5) 同局が労働保険特別会計（労災勘定）において管理する平成 25 年度末の履行期限到来債権のうち、4 番目に元本が高額な債権である。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (1) - オ - ii 債務者が遠隔地に居住しているにもかかわらず、居住地の近隣機関への債権に係る事務の引継ぎが行われず、有効な債権回収を行っていない例 (No.5 の例)

府省等名	国土交通省
機関名	相武国道事務所
会計名 (勘定名)	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)
債権の種類	公共事業費受益者等負担金債権
債権の発生原因	道路損傷行為に対する原因者負担金
債権の発生年月	平成18年9月
元本債権額 (平成25年度末時点)	118,784円
概要	<p>各省各庁の長は、債権管理法施行令第7条の規定に基づき、その所掌事務に係る債権について、債務者の住所の変更その他の事情により必要があると認めるときは、当該債権に係る歳入徴収官の事務を他の歳入徴収官に引き継がせるものとするとしてされている。</p> <p>相武国道事務所では、愛知県に居住する債務者が、平成18年9月に東京都で起こした道路損傷行為に対する原因者負担金^(注1)に係る公共事業費受益者等負担金債権(約12万円)について、同年10月に納入告知を行って以降、弁済がないことから、電話又は文書で合わせて十数回を超える督促を行っているが、債務者からは一度も弁済を得られておらず、当省の調査時点(25年度末)においても、同額を履行期限到来債権^(注2)として管理している。</p> <p>(注1) 道路法第58条第1項の規定に基づき、道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとするとしてされている。</p> <p>(注2) 本債権について、同所が平成23年11月に債務者の勤務先(平成25年8月退職。再就職先不明)へ電話をかけたところ応答があり、この際の納付交渉により債務の承認が得られており、消滅時効の完成時期は28年11月となっている。</p> <p>本債権については、次の理由により、債務者が居住している愛知県内の近隣機関へ債権に係る事務を引き継ぎ、訪問による督促を行うことが債権回収上有効であったと考えられるが、同所ではこれを行っていない。</p> <p>○ 同所が十数回を超える電話又は文書による督促を行っても債務者が応答していないことや、同所が住民票で確認した住所へ簡易書留で文書を送付しても受取人不在で返送されているなど、債務者が一方的に弁済を拒否し、電話や文書による督促の効果には限界があると考えられること。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (1) - オ - iii 債務者が遠隔地に居住しているにもかかわらず、居住地の近隣機関への債権に係る事務の引継ぎが行われず、有効な債権回収を行っていない例 (No.6 の例)

府省等名	国土交通省
機関名	北九州国道事務所
会計名 (勘定名)	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)
債権の種類	公共事業費受益者等負担金債権
債権の発生原因	道路損傷行為に対する原因者負担金
債権の発生年月	平成17年10月
元本債権額 (平成25年度末時点)	700,000円 (注) 2
概要	<p>各省各庁の長は、債権管理法施行令第7条の規定に基づき、その所掌事務に係る債権について、債務者の住所の変更その他の事情により必要があると認めるときは、当該債権に係る歳入徴収官の事務を他の歳入徴収官に引き継がせるものとするとしてされている。</p> <p>また、国土交通省所管債権管理事務取扱規則 (平成13年国土交通省訓令第62号) 第10条第1項第1号に基づき、歳入徴収官は、所掌に属する債権の債務者が他の歳入徴収官等の管轄する区域に住所を移したときには、原則として債権の管理に関する事務を他の歳入徴収官に引き継ぐものとされている。</p> <p>北九州国道事務所では、平成17年10月に発生した、道路損傷行為に対する原因者負担金 (注1) に係る公共事業費受益者等負担金債権 (約99万円) について、18年1月から債務者の弁済を毎月受け、約29万円を回収していたが、19年2月に債務者の親族から、債務者が滋賀県東近江市へ転居した旨の連絡があった以降は、債務者からの弁済が途絶えている。その後も、同所では、債務者の転居先に督促状を繰り返し送付していたが、債務者からの弁済は得られていない。</p> <p>その結果、本債権は、平成24年2月に消滅時効が完成し (注2)、同年3月に不納欠損処理されている。</p> <p>(注1) 道路法第58条第1項の規定に基づき、道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとするとしてされている。</p> <p>(注2) 本債権は、会計法第31条第1項の規定が適用される債務者の援用を要しない債権であるため、時効完成をもって債権は消滅する。</p> <p>本債権については、次の理由により、債務者の居住地の近隣機関へ債権に係る事務を引き継ぎ、訪問による督促を行うことが債権回収上有効であったと考えられるが、同所ではこれを行っていない。</p> <p>① 同所が文書による督促を繰り返し行っても債務者が応答していないため、書面による督促の効果には限界があると考えられること。</p> <p>② 債務者は、転居以前は滞りなく分納していたため、対面により再度の納付交渉を行うことで債権回収が進展する可能性があること。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成25年度末までに不納欠損の処理が行われており、同年度末時点では債権が存在しない。

表 2-(2)-ア-① 民事執行法第 22 条が規定する債務名義の種類

根拠規定	種類		
民事執行法第 22 条第 1 号	確定判決		
同条第 2 号	仮執行の宣言を付した判決		
同条第 3 号	抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）		
同条第 3 号の 2	仮執行の宣言を付した損害賠償命令		
同条第 4 号	仮執行の宣言を付した支払督促		
同条第 4 号の 2	訴訟費用、和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は民事執行法第 42 条第 4 項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）		
同条第 5 号	金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの		
同条第 6 号	確定した執行判決のある外国裁判所の判決		
同条第 6 号の 2	確定した執行決定のある仲裁判断		
同条第 7 号	確定判決と同一の効力を有するもの（第 3 号に掲げる裁判を除く。）		
	表 確定判決と同一の効力を有するものの一覧		
	No.	種類	根拠規定
	1	和解調書	民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 267 条
	2	調停調書	民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）第 16 条、家事審判法（昭和 22 年法律第 152 号）第 21 条第 1 項
	3	破産債権者表への記載	破産法第 221 条第 1 項
	4	更生計画の条項の再生債務者表への記載等	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 180 条第 2 項
	5	更生計画の条項の更生債務者表等への記載等	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 206 条第 2 項

（注）当省の調査結果による。

表2-(2)-ア-②

債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<一般債権>

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	元本債権額 (平成25年度末)	保有財産 (評価額等)
1	内閣府	大臣官房会計課	一般会計	返納金債権	平成24年2月	425,100円	退職金 (約1,000万円)
2	国家公安委員会 (警察庁)	長官官房会計課	一般会計	立替金返還 金債権	平成18年1月	231,296円	給与収入 (月額約22万円)
3	国家公安委員会 (警察庁)	長官官房会計課	一般会計	損害賠償金 債権	平成17年4月	55,629円	給与収入 (月額約22万円)
4	国家公安委員会 (警察庁)	長官官房会計課	一般会計	公務員宿舍 使用料債権	平成17年1月	10,596円	給与収入 (月額約22万円)
5	総務省	政策統括官 (恩給担当)	一般会計	損害賠償金 債権	昭和50年12月	23,960,295円	給与収入 (年収約1,300万円) 土地・建物 (約750万円) ※平成15年当時
6	総務省	政策統括官 (恩給担当)	一般会計	返納金債権	平成14年4月	1,471,050円	預貯金 (約14万円)
7	法務省	東京入国管理局	一般会計	返納金債権	平成20年11月	66,910円	退職金 (約111万円)
8	外務省	大臣官房会計課	一般会計	返納金債権	平成20年7月	355,439円	退職金 (約265万円)
9	厚生労働省	国立障害者リハビリ テーションセン ター	一般会計	返納金債権	平成19年3月	59,877円	退職金 (約2,891万円)
10	厚生労働省	国立障害者リハビリ テーションセン ター	一般会計	返納金債権	平成18年8月	58,163円	退職金 (約2,869万円)
11	環境省	関東地方環境事 務所	一般会計	物件使用料 債権	平成10年4月～ 19年4月	10,653,058円	事業譲渡収入 (約3,525万円)
12	防衛省	沖縄防衛局	一般会計	返納金債権	平成15年6月	337,878円	給与収入 (月額約24万円)
13	防衛省	沖縄防衛局	一般会計	返納金債権	平成14年11月	220,717円	給与収入 (月額約32万円) 退職金 (約1,140万円)
14	防衛省	沖縄防衛局	一般会計	返納金債権	平成15年6月	177,493円	給与収入 (月額約24万円) 退職金 (約860万円)
15	防衛省	沖縄防衛局	一般会計	返納金債権	平成15年5月	136,950円	給与収入 (月額約19万円) 退職金 (約40万円)
16	防衛省	沖縄防衛局	一般会計	返納金債権	平成14年11月	38,979円	給与収入 (月額約25万円) 退職金 (約50万円)

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア - ② - i 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<一般債権>
(No.1 の例)

府省等名	内閣府
機関名	大臣官房会計課
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	返納金債権
債権の発生原因	給与の過払い
債権の発生年月	平成24年2月
元本債権額 (平成 25 年度末時点)	425, 100円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 15 条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置^(注)をとらなければならないとされている。</p> <p>(注) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。</p> <p>① 担保の附されている債権…… 担保権の実行 (保証人に対する履行の請求を含む。)</p> <p>② 債務名義 (※) のある債権…… 強制執行</p> <p>③ ①、②に該当しない債権…… 訴訟又は非訟手続による履行の請求</p> <p>(※) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>内閣府では、職員が欠勤したまま、平成 24 年 2 月に退職したことに伴い、給与額の過払い債権 (約 43 万円) が発生している。</p> <p>同債権を管理している同府大臣官房会計課では、これまでに少なくとも 6 回以上の書面による催告や 4 回以上の訪問、電話連絡を行っているが、郵便は受取人不在により返送され、訪問時も応答がなく、債務者とは接触できない状態が続いているが、強制履行の請求等の措置は講じられていない。</p> <p>なお、債務者の自宅マンションは、平成 25 年 3 月に関係の地方公共団体によって固定資産税の滞納を理由に抵当権が設定され、その後公売にかけられたため、マンションの所有名義は約 3, 000 万円で落札した不動産会社に移転している。</p> <p>本債権について、内閣府は、元職員であった債務者に対して退職金 (約 1, 000 万円) を支給しており、その退職金の振込先の預金口座 (銀行名、支店名及び口座番号) を把握していることから、裁判所に訴訟を提起するなどして債務名義を取得し、差押えの手続をとるよう法務大臣に請求すべきであったと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア-②- ii 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<一般債権>
(No.2~No.4 の例)

府省等名	国家公安委員会（警察庁）
機関名	長官官房会計課
会計名（勘定名）	一般会計
債権の種類	①公務員宿舍使用料債権（No.4の例）、②損害賠償金債権（No.3の例）、③立替金返還金債権（No.2の例） (注) 以下、①~③の債権とNo.の例の対応は同様である。
債権の発生原因	①公務員宿舍使用料の未払い、②国家公務員宿舍法第18条第3項に基づく損害賠償、③国家公務員宿舍廃棄物処理作業及び原状回復費用の返還
債権の発生年月	①平成17年1月、②17年4月、③18年1月
元本債権額 (平成25年度末時点)	297,521円（①10,596円、②55,629円、③231,296円）(注) 2
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第15条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置(注1)をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。</p> <p>① 担保の附されている債権……担保権の実行（保証人に対する履行の請求を含む。）</p> <p>② 債務名義(※)のある債権……強制執行</p> <p>③ ①、②に該当しない債権……訴訟又は非訟手続による履行の請求</p> <p>(※) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>警察庁では、平成17年1月以降、元職員（16年11月に懲戒免職）であった債務者に対し、①国家公務員宿舍使用料の未払いによる公務員宿舍使用料債権、②国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第18条第3項に基づく損害賠償金債権（職員の身分を失った後も入居していたことに伴う債権）など、合計で約30万円（元本）の債権が発生している。</p> <p>同債権を管理している同庁長官官房会計課では、債務者に対して繰り返し督促していたが、弁済が得られなかったため、平成21年12月に法務局に対して強制履行の請求を行い、国を原告とした訴えを提起したところ、22年4月に国の全面勝訴が確定して債務名義を取得している。</p> <p>しかし、その後も、本債権については、一度も債務者からの弁済は得られないまま、平成23年4月の債務者の破産手続廃止決定を受け、債権管理事務取扱規則等に基づくみなし消滅(注2)及び不納欠損の処理(注3)が行われている。</p> <p>(注2) 債権管理事務取扱規則第30条第4号の規定に基づき、歳入徴収官は、その所掌に属する債権について、破産法第253条第1項等により債務者が免責された場合、当該債権が消滅したものとみなして整理するものとするとしている。</p> <p>(注3) 歳入徴収官事務規程第27条第1項第4号の規定に基づき、歳入徴収官は、債権についてみなし消滅の整理を行ったときは、直ちに不納欠損として整理する旨を明らかにしなければならないとしている。</p> <p>本債権について、警察庁は、元職員であった債務者の給与等の振込口座（銀行名、支店名及び口座番号）を把握していることから、最終的に債務者は破産に至ってはいるものの、以前から債務者に預貯金等の財産が全くなかったとはいいい切れず、たとえ一部でも債権を回収できる可能性があったことに鑑みると、債務名義を取得した段階で差押えの手続をとるよう法務大臣に請求すべきであったと考えられる。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成25年度末までに不納欠損の処理が行われており、同年度末時点では債権が存在しない。

表2- (2) -ア-②- iii 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<一般債権>
(No.5 の例)

府省等名	総務省
機関名	政策統括官（恩給担当）
会計名（勘定名）	一般会計
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	恩給受給者の死亡事実を隠匿したことによる不正受給
債権の発生年月	昭和50年12月
元本債権額 (平成25年度末時点)	23,960,295円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第15条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置^(注1)をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。</p> <p>① 担保の附されている債権……担保権の実行（保証人に対する履行の請求を含む。）</p> <p>② 債務名義（※）のある債権……強制執行</p> <p>③ ①、②に該当しない債権……訴訟又は非訟手続による履行の請求</p> <p>（※）一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>総務省政策統括官（恩給担当）では、恩給受給者の遺族が受給者の死亡事実を偽り、昭和42年11月から平成5年12月までの間に恩給を不正受給していた事実が判明したため、平成7年12月に不正受給者である債務者に対し、過去20年分^(注2)恩給額の返還を請求している。</p> <p>(注2) 民法第724条の規定に基づき、不法行為による損害賠償請求権は、その被害の事実や加害者を知らなかった場合は、発覚から20年で時効消滅する。</p> <p>ただし、同省政策統括官（恩給担当）では、債務者は資力が乏しく一括弁済は困難であるとして、債権管理法第24条等の規定に基づく履行延期の特約の審査を行い、債務者の息子が連帯保証人になることを条件に、平成10年8月から分割納付^(注3)による返還を認めている。</p> <p>(注3) 債務者とは、これまで5年ごとの分割契約（履行延期の特約）を締結しており、現在は3期目の契約に当たり、平成20年8月から25年7月までの契約を締結している。なお、いずれの契約も分割納付額は毎月2万～2万5千円である。</p> <p>しかし、債務者は、履行延期の特約締結後も弁済が滞りがちで、最後に弁済されたのは、平成26年8月であり、27年1月末までに回収できた額は約310万円にとどまっている。他方、同省政策統括官（恩給担当）は、債務者の限定額付きの連帯保証人である息子には一定の資産（年収約1,300万円、土地家屋評価額約750万円（平成15年当時））があることを把握しているが、債務者に弁済意欲はあるとして、息子への積極的な取立ては行っておらず、強制履行の検討も行っていない。</p> <p>債務者の収入は、亡夫の遺族年金と息子の仕送り（合計で140万円程度）しかなく、債務者が既に90歳近くの高齢者であることを考えると、債務者から完済を期待することは困難であり、今後も弁済は滞りがちになることが想定される。</p> <p>このようなことを踏まえると、同省政策統括官（恩給担当）は、法務省と協議の上、まずは裁判所による支払督促を活用するなどして、本債権の債務名義を取得し、それでも弁済が滞るようであれば、債務者の連帯保証人である息子に対して、差押えの手続をとるよう法務大臣に請求すべきであると考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア- ②- iv 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<一般債権>
(No.7 の例)

府省等名	法務省
機関名	東京入国管理局
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	返納金債権
債権の発生原因	通勤手当の過払い
債権の発生年月	平成20年11月
元本債権額 (平成25年度末時点)	66,910円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 15 条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置^(注1)をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。</p> <p>① 担保の附されている債権…… 担保権の実行 (保証人に対する履行の請求を含む。)</p> <p>② 債務名義 (※) のある債権…… 強制執行</p> <p>③ ①、②に該当しない債権…… 訴訟又は非訟手続による履行の請求</p> <p>(※) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>東京入国管理局では、平成 20 年 11 月、元職員 (平成 20 年 11 月退職) に対する同年 12 月から 21 年 3 月までの間の通勤手当の過払いに係る返納金債権 (約 7 万円) が発生している。</p> <p>同局では、債務者に対して、平成 21 年 1 月に納入告知を行い、履行期限到来後は文書による督促を行っているものの、同年 2 月及び 3 月に発送した督促状は、受取人不在等により郵便局で保管する期間を経過したとして返送されており、その後 24 年 4 月に発送した督促状は住所地に宛名がないとして返送されている。</p> <p>その後、同局では、債務者の実家に電話をかけるなどして債務者の所在を特定しようとしているが、債務者の所在は把握できず、弁済も得られないまま、平成 26 年 1 月に消滅時効 (5 年) が完成している^(注2)。</p> <p>(注2) 本債権については、平成 26 年 1 月に消滅時効が完成しているが、25 年度末時点においても履行期限到来債権として管理している。なお、同年 7 月に不納欠損処理を行っている。</p> <p>本債権について、同局は、元職員であった債務者に対して退職金 (約 111 万円) を支給しており、その退職金の振込先の預金口座 (銀行名、支店名及び口座番号) を把握していることから、裁判所による公示送達^(注3)を行い、訴訟を提起するなどして債務名義を取得し、差押えの手続をとるよう法務大臣に請求すべきであったと考えられる。</p> <p>(注3) 公示送達とは、民法第 98 条及び民事訴訟法第 110 条等の規定に基づき、意思表示を相手方に到達させたいが、相手方が誰であるか分からない、又は相手方の住所が分からないために、意思表示を到達させることができない場合に、裁判所の掲示場に一定期間掲示するなどして、その意思表示を到達させるための手続である。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -ア-②- v 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<一般債権>
(No.10 の例)

府省等名	厚生労働省
機関名	国立障害者リハビリテーションセンター
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	返納金債権
債権の発生原因	給与の過払い
債権の発生年月	平成17年度 (平成18年8月発覚)
元本債権額 (平成25年度末時点)	58,163円 (注) 2
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 15 条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置 (注) をとらなければならないとされている。</p> <p>(注) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。</p> <p>① 担保の附されている債権…… 担保権の実行 (保証人に対する履行の請求を含む。)</p> <p>② 債務名義 (※) のある債権…… 強制執行</p> <p>③ ①、②に該当しない債権…… 訴訟又は非訟手続による履行の請求</p> <p>(※) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンターでは、平成 18 年 8 月の給与簿監査の結果、元職員 (20 年 3 月定年退職) に対する 17 年度給与の過払いに係る返納金債権 (約 6 万円) が判明しており、19 年 3 月に納入告知を行っている。</p> <p>しかし、同センターでは、債務者に対して訪問や文書による納付督促を行っていたものの、債務者からは応対を拒否されるなどして接触ができておらず、その結果、一度も弁済は得られないまま、平成 24 年 4 月に消滅時効が完成し、26 年 1 月に不納欠損の整理を行っている。</p> <p>本債権について、同センターは、元職員であった債務者に対して退職金 (約 2,869 万円) を支給しており、その退職金の振込先の預金口座 (銀行名、支店名及び口座番号) を把握していることから、訴訟を提起するなどして債務名義を取得し、差押えの手続をとるよう法務大臣に請求すべきであったと考えられる。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 25 年度末までに不納欠損の処理が行われており、同年度末時点では債権が存在しない。

表2- (2) -ア-②- vi 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<一般債権>
(No.11 の例)

府省等名	環境省
機関名	関東地方環境事務所
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	物件使用料債権
債権の発生原因	国立公園内の土地の使用
債権の発生年月	平成10年4月～19年4月
元本債権額 (平成25年度末時点)	10,653,058円 (注)2
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第15条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置 (注1) をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。</p> <p>① 担保の附されている債権…… 担保権の実行 (保証人に対する履行の請求を含む。)</p> <p>② 債務名義 (※) のある債権…… 強制執行</p> <p>③ ①、②に該当しない債権…… 訴訟又は非訟手続による履行の請求</p> <p>(※) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>環境省では、債務者に対して、平成10年度から21年度にかけて国立公園利用者の宿泊施設 (旅館) として集団施設地区内の土地の使用を許可 (注2) しており、そのうち使用料の一部 (10年度から17年度までの使用料及び19年度の使用料の一部) が滞納されたことに伴い物件使用料債権 (約1,065万円) が発生している。</p> <p>本債権については、当初、環境省大臣官房会計課において、管理していたが、平成20年6月に関東地方環境事務所に債権管理事務が引き継がれている。</p> <p>(注2) 国立公園内の宿舍、野営場、園地等の利用拠点を整備する地区 (本表では「集団施設地区」という。) について、土地又は水面を使用等する場合は、国立公園集団施設地区等管理規則 (昭和28年厚生省令第49号) 第4条第1項に基づき、環境大臣の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>また、国有財産法第18条第6項の規定に基づき、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができるとされており、財政法第9条の規定に基づき、法律に基づく場合を除くほか適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならないとされている。</p> <p>債権管理事務の引継ぎを受けた同所では、債務者に対し、督促を行っていたが、債務者は、その後も当該使用料を弁済しないまま、平成22年6月に、A社と当旅館の土地及び建物を含めた運営事業の譲渡に係る合意書及び売買契約書を締結し、計3,525万円の事業譲渡収入を得ている (注3)。</p> <p>しかし、同所では、平成23年10月に債務者の破産手続開始の決定がなされ、本債権 (約1,065万円) については免責が認められた (注4) として、25年3月にみなし消滅の整理 (注5) を行うとともに不納欠損の整理 (注6) を行っている。</p> <p>(注3) 本債務をA社に引き継ぐことを合意事項に含めていないため、債務者の変動はない。</p> <p>(注4) 同所は、債務者が破産手続の開始決定がなされたことを受けて、債権管理法第17条の規定に基づき、債権者として破産手続に参加し、本債権を破産債権として届出を行ったが、配当は得られなかった。</p> <p>(注5) 債権管理事務取扱規則第30条第4号の規定に基づき、歳入徴収官は、その所掌に属する債権について、破産法第253条第1項等により債務者が免責された場合、当該債権が消滅したものとみなして整理するものとするとしている。</p>

(注6) 歳入徴収官事務規程第27条第1項第4号の規定に基づき、歳入徴収官は、債権についてみなし消滅の整理を行ったときは、直ちに不納欠損として整理する旨を明らかにしなければならないとされている。

本債権の債務者は、当旅館の運営事業収入が主たる収入源であるため、A社への事業譲渡を行ってしまうと、弁済の原資となる新たな収入を得られる見込みは低く、債務者の自主弁済に期待することは困難であったと考えられる。

このようなことから、本債権について、同所は、債務者がA社から当旅館の事業譲渡を企図しているとの情報を把握した段階で、裁判所による支払督促や訴訟を提起するなどして早急に債務名義を取得し、差押えの手続をとるよう法務大臣に請求すべきであったと考えられる。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成25年度末までに不納欠損の処理が行われており、同年度末時点では債権が存在しない。

表 2- (2) -ア-②-vii 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<一般債権>
(No.13 の例)

府省等名	防衛省
機関名	沖縄防衛局
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	返納金債権
債権の発生原因	年度末手当等の過払い
債権の発生年月	平成14年11月
元本債権額 (平成25年度末時点)	220,717円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 15 条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置^(注1)をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。</p> <p>① 担保の附されている債権…… 担保権の実行 (保証人に対する履行の請求を含む。)</p> <p>② 債務名義 (※) のある債権…… 強制執行</p> <p>③ ①、②に該当しない債権…… 訴訟又は非訟手続による履行の請求</p> <p>(※) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>沖縄防衛局では、平成 14 年 11 月に、駐留軍等労働者^(注2)に対して、年度末手当等の過払いに伴う返納金債権 (約 22 万円) が発生し、15 年 1 月に納入告知を行っているが、一度も弁済は得られないまま、同駐留軍等労働者は 17 年 6 月に退職している。</p> <p>(注2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 (昭和 35 年条約第 6 号) に基づき日本に駐留する在日米軍の任務遂行のため、国 (防衛大臣) に雇用され、在日米軍基地で勤務する従業員をいう。</p> <p>しかし、同局では、債権発生後も債務者は 2 年以上同局に雇用されており、同局から毎月給与 (月額約 32 万円) が支払われ、退職の際にも退職金 (約 1,140 万円) が支払われたにもかかわらず、強制執行 (差押え) を目的とした法務大臣への強制履行の請求を実施していない。</p> <p>なお、本債権については、その後も債務者から弁済は得られておらず、平成 25 年 1 月をもって消滅時効 (10 年) が完成しているが、同局では、債務者からの時効援用の意思が確認できないとして、当省の調査時点 (25 年度末) においても履行期限到来債権として管理している。</p> <p>本債権について、同局は、元駐留軍等労働者であった債務者に対して給与や退職金を支給しており、その振込先の預金口座 (銀行名、支店名及び口座番号) を把握していることから、訴訟を提起するなどして債務名義を取得し、差押えの手続をとるよう法務大臣に請求すべきであったと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-ア-③

債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<国税徴収等の例による債権>

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	元本債権額 (平成25年度末)	保有財産 (評価額等)
1	総務省	近畿総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成21年6月 ～25年7月	238,578円	預貯金 (約20万円)
2	総務省	中国総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成18年8月 ～20年8月	41,400円	預貯金 (約1万円)
3	国土交通省	北海道開発局札 幌開発建設部	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	物件使用料 債権	平成19年4月	3,102円	医業収入等
4	日本年金機 構	七尾年金事務所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成14年4月 ～26年3月	1,705,019円	フォークリフト
5	日本年金機 構	七尾年金事務所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成16年5月 ～26年2月	169,636円	座卓
6	日本年金機 構	笠寺年金事務所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成4年10月 ～24年3月	37,475,196円	土地 (約498万円)
7	日本年金機 構	広島西年金事務 所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成7年11月 ～15年2月	2,233,485円	預貯金 (約1万円)
8	日本年金機 構	善通寺年金事務 所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成16年7月 ～19年3月	2,444,708円	預貯金 (約2万円)

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア- ③- i 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<国税徴収等の例による債権> (No.1 の例)

府省等名	総務省
機関名	近畿総合通信局
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	電波利用料債権
債権の発生原因	電波利用料
債権の発生年月	平成21年6月～25年7月
元本債権額 (平成25年度末時点)	238,578円
概要	<p>徴収職員は、国税徴収法第141条の規定に基づき、債務者の財産について、債務者本人や債務者の財産を占有する第三債務者たる金融機関等に対し、質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができることとされているほか、同法第47条の規定に基づき、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないなどの場合は、その財産を差し押えなければならないとされている。</p> <p>他方、無線局を開設しようとする者は、電波法（昭和25年法律第131号）第4条第1項の規定に基づき、総務大臣の免許を受けなければならないとされており、免許を受けた者（以下「免許人」という。）は、同法第103条の2第1項の規定に基づき、国に電波利用料を納めなければならないとされている。さらに、総務大臣は、電波法第103条の2第43項の規定に基づき、督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料等を納めないときは、国税滞納処分の例により処分するとされていることから、督促を行っても同利用料を完納しない滞納者については、国税徴収法の規定を準用し、滞納者の財産を差し押さえるための手続をとる必要がある。</p> <p>近畿総合通信局では、平成16年3月に無線局の免許を付与した債務者に対する電波利用料債権について、当省の調査時点（25年度末）において、約24万円を履行期限到来債権として管理している（注1）。</p> <p>（注1） 本債権については、平成18年頃から債務者からの弁済が遅れがちとなり、20年頃から滞納が始まっている。平成25年度末時点においては21年6月から25年7月までの間に発生した債権を管理している。</p> <p>同局では、債務者に対して、平成20年度以降、計14回にわたって文書、電話又は訪問により納付督促を行っていたが、弁済が得られなかったため、23年1月、金融機関に対して債務者の財産調査を実施している。</p> <p>しかし、同局では、金融機関に対する債務者の財産調査において、債務者が預貯金（約20万円）を保有していることを把握していたにもかかわらず、滞納処分を実施しておらず、その後も時効中断措置を講じていなかったため、本債権は、平成25年度末の時点において、20年度に発生した債権の一部（元本266円）が時効完成によって消滅し（注2）、不納欠損処理をしている。</p> <p>（注2） 本債権は、会計法第31条第1項の規定が適用される債務者の援用を要しない債権であるため、時効完成をもって債権は消滅する。</p> <p>このように本債権について、同局は、滞納処分を行っていないが、次の理由から、国税徴収法の規定に従い、滞納処分による差押えを行うべきであると考えられる。</p>

	<p>① 債務者には、繰り返し納付督促を行っているにもかかわらず、債務者から弁済や具体的な納付計画の提示がなく、自主弁済による滞納解消の見込みは低いと考えられること。</p> <p>② 同局では、債務者が財産を保有していることを把握しており、滞納処分の実施によって一部でも債権を回収することが可能であること。</p> <p>③ 本債権は、同局が管理する平成 25 年度末の履行期限到来債権の中で最も高額な債権であること。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア - ③ - ii 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<国税徴収等の例による債権> (No.6 の例)

府省等名	日本年金機構
機関名	笠寺年金事務所
会計名 (勘定名)	—
債権の種類	保険料債権及び児童手当拠出金債権
債権の発生原因	健康保険料及び児童手当拠出金
債権の発生年月	平成4年10月～24年3月
元本債権額 (平成25年度末時点)	37,475,196円
概要	<p>徴収職員は、国税徴収法第141条の規定に基づき、債務者の財産について、債務者本人や債務者の財産を占有する第三債務者たる金融機関等に対し、質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができることとされているほか、同法第47条の規定に基づき、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないなどの場合は、その財産を差し押えなければならないとされている。</p> <p>また、事業主に納付義務が課せられた健康保険料及び児童手当拠出金については、指定した期限までに納付がない場合、それぞれ健康保険法（大正11年法律第70号）第180条第4項及び児童手当法（昭和46年法律第73号）第22条第3項の規定に基づき、国税滞納処分の例による処分を行うことができるとされている。</p> <p>日本年金機構は、健康保険法第204条第1項第15号及び児童手当法第22条第3項の規定に基づき、国税滞納処分の例による処分等の権限を厚生労働大臣から委任されている。このため、日本年金機構は、健康保険料及び児童手当拠出金の滞納者について、督促を行っても健康保険料等を完納しない場合には、国税徴収法を準用し、同法第47条の規定に基づき、滞納者の財産を差し押さえるための手続をとる必要がある。</p> <p>さらに、日本年金機構では、健康保険法第204条の3及び児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条の3の規定に基づき、「日本年金機構滞納処分等実施規程」（規程第19号理事会決定平成22年1月1日制定・施行。以下「実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けており、同規程では、滞納処分の手続について、次のように規定している。</p> <p>○ 日本年金機構は、期限までに完納されない場合で、納付督促を行ったにもかかわらず、保険料等の滞納を解消する具体的な納付計画の提示がなく、納付を拒否するなど、自主納付による滞納解消の見込みが認められないときは、滞納者に対して速やかに滞納処分等を実施しなければならない（実施規程第10条）。</p> <p>○ 徴収職員は、滞納処分の実施に当たっては、滞納者が差押えの対象となる財産を所有しているかどうか調査する（実施規程第13条第1項）。</p> <p>笠寺年金事務所では、平成4年10月から24年3月までの間に発生した健康保険料債権及び児童手当拠出金債権（約3,748万円）について、債務者に納付奨励を行ったが、弁済は得られず、また、具体的な納付計画も提示されていない。</p> <p>また、同事務所では、債務者の預貯金については、金融機関に対し口座の有無等を照会しているものの、不動産については、平成18年2月から23年7月までの間、法務局等から不動産登記簿を定期的に入手していないなど、債務者の財産情報の把握が不十分であった。</p>

このため、次表のとおり、債務者が実際には換価価値のある不動産を保有していたにもかかわらず、同事務所では、その情報の把握が遅れ、当該不動産の差押えを実施することができなかった（当該不動産は、他の債権者によって差し押さえられており、最終的には競売によって第三者に売却されている）。

表 債務者の所有する不動産の状況

平成 18 年 4 月	名古屋国税局による一部の不動産の差押え
19 年 2 月	愛知県名古屋東部県税事務所による参加差押え
22 年 11 月	名古屋地方裁判所担保不動産競売開始決定に伴う差押え
22 年 2 月	名古屋市緑区役所による参加差押え
23 年 6 月	当該不動産は競売にかけられ、第三者に売却

(注) 当省の調査結果による。

本債権については、同事務所が繰り返し納付督促を行っていたにもかかわらず、債務者から弁済や具体的な納付計画の提示もないため、自主納付による滞納解消の見込みは低かったと考えられる。このため、本債権について、同事務所では、法務局等から債務者の不動産登記簿を定期的に入手し、債務者の保有する不動産の最新情報を把握することにより、差押えは可能であったと考えられる。

なお、本債権については、同事務所が改めて債務者の財産を調査した結果、特段の資産が認められないことから、滞納処分の執行停止が検討されている。

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ア- ③- iii 債務者が財産を保有しているにもかかわらず、差押えを行っていない例<国税徴収等の例による債権> (No.8 の例)

府省等名	日本年金機構
機関名	善通寺年金事務所
会計名 (勘定名)	—
債権の種類	保険料債権及び児童手当拠出金債権
債権の発生原因	健康保険料及び児童手当拠出金
債権の発生年月	平成16年7月～19年3月
元本債権額 (平成 25 年度末時点)	2, 444, 708円
概 要	<p>徴収職員は、国税徴収法第 141 条の規定に基づき、債務者の財産について、債務者本人や債務者の財産を占有する第三債務者たる金融機関等に対し、質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができることとされているほか、同法第 47 条の規定に基づき、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないなどの場合は、その財産を差し押えなければならないとされている。</p> <p>また、事業主に納付義務が課せられた健康保険料及び児童手当拠出金については、指定した期限までに納付がない場合、それぞれ健康保険法第 180 条第 4 項及び児童手当法第 22 条第 3 項の規定に基づき、国税滞納処分の例による処分を行うことができるとされている。</p> <p>日本年金機構は、健康保険法第 204 条第 1 項第 15 号及び児童手当法第 22 条第 3 項の規定に基づき、国税滞納処分の例による処分等の権限を厚生労働大臣から委任されている。このため、日本年金機構は、健康保険料及び児童手当拠出金の滞納者について、督促を行っても健康保険料等を完納しない場合には、国税徴収法を準用し、同法第 47 条の規定に基づき、滞納者の財産を差し押さえるための手続をとる必要がある。</p> <p>さらに、日本年金機構では、健康保険法第 204 条の 3 及び児童手当法施行令第 7 条の 3 の規定に基づき、「日本年金機構滞納処分等実施規程」(以下「実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けており、同規程では、滞納処分の手続について、次のように規定している。</p> <p>○ 日本年金機構は、期限までに完納されない場合で、納付督促を行ったにもかかわらず、保険料等の滞納を解消する具体的な納付計画の提示がなく、納付を拒否するなど、自主納付による滞納解消の見込みが認められないときは、滞納者に対して速やかに滞納処分等を実施しなければならない(実施規程第 10 条)。</p> <p>○ 徴収職員は、滞納処分の実施に当たっては、滞納者が差押えの対象となる財産を所有しているかどうか調査する(実施規程第 13 条第 1 項)。</p> <p>善通寺年金事務所では、平成 16 年 7 月から 19 年 3 月までの間に発生した保険料債権及び児童手当拠出金債権(約 244 万円)について、納入告知後も同保険料及び同拠出金を納付しない債務者に対し、文書、電話又は訪問により納付督促を行っていたが、弁済が得られなかったため、20 年 8 月、金融機関に対して債務者の財産調査を実施している。</p> <p>しかし、同事務所では、金融機関に対する債務者の財産調査において、債務者が預貯金(約 2 万円)を保有していることを把握していたにもかかわらず、滞納処分を実施しておらず、その後も時効中断措置を講じていなかったため、本債権は、平成 21</p>

年7月に時効完成により消滅し^(注)、23年12月に不納欠損処理が行われている。

(注) 健康保険料及び児童手当拠出金を徴収する権利は、それぞれ健康保険法第193条第1項及び児童手当法第23条の規定に基づき、2年を経過したときは、時効により消滅するとされている。

このように本債権について、同事務所は、滞納処分を行っていないが、次の理由から、国税徴収法及び実施規程に基づき、滞納処分による差押えを行うべきであったと考えられる。

① 同事務所が繰り返し納付督促を行っているにもかかわらず、債務者から弁済や具体的な納付計画の提示がなく、平成19年10月を最後に連絡も取れていないなど、自主弁済による滞納解消の見込みは低いこと。

② 同事務所では、債務者が財産を保有していることを把握しており、滞納処分の実施によって一部でも債権を回収することが可能であったこと。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-イ

債務者の財産が強制執行や破産手続の開始決定を受けているにもかかわらず、債権者としての配当の要求等を行っていない例

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	元本債権額 (平成25年度末)	配当の要求等 をすべき事由 (根拠条項)	配当の要求等 をすべき事由 が生じたことを 知った日
1	厚生労働省	秋田労働局	労働保険 特別会計 (労災勘定)	返納金債権	平成11年11月	4,009,144円	破産手続 の開始 (債権管 理法第17 条第4号)	平成15年8月
2	国土交通省	九州地方整備局	社会資本 整備事業 特別会計 (港湾勘定)	利息債権	平成26年1月	54,059円	破産手続 の開始 (債権管 理法第17 条第4号)	平成26年1月
3	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成14年4月 ～17年4月	2,073,266円	競売の開 始(債権 管理法第 17条第3 号)	平成19年3月
4	日本年金機 構	広島東年金事務 所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成17年7月 ～18年5月	38,810,449円	破産手続 の開始 (債権管 理法第17 条第4号)	平成19年6月

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- i 債務者の財産が強制執行や破産手続の開始決定を受けているにもかかわらず、債権者としての配当の要求等を行っていない例 (No.1 の例)

府省等名	厚生労働省
機関名	秋田労働局
会計名 (勘定名)	労働保険特別会計 (労災勘定)
債権の種類	返納金債権
債権の発生原因	労災診療費の不正請求による過誤払い
債権の発生年月	平成11年11月
元本債権額 (平成25年度末時点)	4,009,144円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 17 条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、債務者が強制執行を受けたことを知った場合など、法令の規定により国が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは^(注1)、直ちにそのための措置をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) 債権者として配当の要求その他債権の申出ができる場合とは、債務者の財産について、①強制執行を受けた場合、②滞納処分を受けた場合、③競売の開始があった場合、④破産手続開始の決定を受けた場合などに、債権者として債務者の財産の分配に当たって不利益を被ることのないよう、債権の存在を主張し、当該財産の換価代金等の配当を要求することである。また、配当の要求等は、訴訟手続の一つであるため、配当の要求等を行う場合は、原則として執行力のある債務名義が必要であり、その措置をとるべき旨を法務大臣に請求しなければならない。</p> <p>秋田労働局では、平成 11 年 11 月に判明した医療費不正請求事件に係る返納金債権 (約 1,718 万円) について、12 年 10 月までに約 1,317 万円の弁済を受けているが、それ以降の弁済はなく、当省の調査時点 (25 年度末) において、約 401 万円を履行期限到来債権 (徴収停止)^(注2) として管理している。</p> <p>同局では、債務者との面談等により、遅くとも平成 15 年 8 月には、債務者が新潟県に所在する病院に勤務していて、年間約 1,100 万円程度の給与所得があり、この一部 (月 50 万円程度) が銀行、秋田県等の他の債権者からの差押えを受けて、秋田地方裁判所大曲支部に供託されていることを把握しているが、当該差押えに関して配当要求の手続をとっていないことから、債権者としての配当を得られていない。</p> <p>(注2) 本債権について、債務者からの財産が無いなどの事情から分割納付することも困難な状況にあるとの申立てを踏まえ、同局では、平成 18 年 3 月 8 日付で、今後の資金回復等が見込めないとして本債権を徴収停止と整理している。</p> <p>配当要求は、滞納者の財産について強制換価手続が開始された場合に、債務者の財産の分配に当たって債権者が不利益を被ることのないよう、債権の存在を主張し、配当を得ることによって債権回収を図る制度である。このため、同局は支払督促の申立てや訴訟を提起するなどして債務名義を取得した上で、債権者として、債権回収の可能性のある配当要求の手続をとるよう法務大臣に速やかに請求等すべきであったと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (2) -イ- ii 債務者の財産が強制執行や破産手続の開始決定を受けているにもかかわらず、債権者としての配当の要求等を行っていない例 (No.4 の例)

府省等名	日本年金機構
機関名	広島東年金事務所
会計名 (勘定名)	—
債権の種類	保険料債権及び児童手当拠出金債権
債権の発生原因	健康保険料及び児童手当拠出金
債権の発生年月	平成17年7月～18年5月
元本債権額 (平成 25 年度末時点)	38,810,449円 (注) 2
概要	<p>税務署長は、滞納者の財産について、他の債権者によって強制換価手続^(注)が行われた場合には、国税徴収法第 82 条の規定に基づき、執行機関に対し、交付要求をしなければならないとされている。</p> <p>(注) 強制換価手続とは、国税徴収法第 2 条第 12 号において、①滞納処分 (その例による処分を含む。)、②強制執行、③担保権の実行としての競売、④企業担保権の実行手続、⑤破産手続と規定されている。</p> <p>また、事業主に納付義務が課せられた健康保険料及び児童手当拠出金については、指定した期限までに納付がない場合、それぞれ健康保険法第 180 条第 4 項及び児童手当法第 22 条第 3 項の規定に基づき、国税滞納処分の例による処分を行うことができるとされている。</p> <p>日本年金機構は、健康保険法第 204 条第 1 項第 15 号及び児童手当法第 22 条第 3 項の規定に基づき、国税滞納処分の例による処分等の権限を厚生労働大臣から委任されている。このため、日本年金機構は、健康保険料及び児童手当拠出金を滞納している者の財産が他の債権者によって強制換価手続が行われた場合には、国税徴収法を準用し、同法第 82 条の規定に基づく交付要求の手続をとる必要がある。</p> <p>さらに、日本年金機構では、健康保険法第 204 条の 3 及び児童手当法施行令第 7 条の 3 の規定に基づいて定め、かつ、厚生労働大臣の認可を受けた「日本年金機構滞納処分等実施規程」(以下「実施規程」という。)においても、次のように規定している。</p> <p>○ 日本年金機構は、滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、当該手続を執行した機関に対して、交付要求書により、滞納に係る保険料等の交付を要求しなければならない(実施規程第 18 条第 1 項)。</p> <p>広島東年金事務所では、平成 17 年 7 月から 18 年 5 月までの間に発生した、保険料債権及び児童手当拠出金債権(約 3,881 万円)について、19 年 6 月に債務者が破産手続を開始した旨の通知を広島地方裁判所から受領しているが、破産債権について、当省の調査時点(25 年度末)において国税徴収法第 82 条及び実施規程第 18 条第 1 項の規定に基づく交付要求の手続を実施していない。</p> <p>配当要求は、滞納者の財産について強制換価手続が開始された場合に、債務者の財産の分配に当たって債権者が不利益を被ることのないよう、債権の存在を主張し、配当を得ることによって債権回収を図る制度であることから、同事務所は債権者として、債権回収の可能性のある配当要求の手続をすべきであったと考えられる。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 25 年度末までに不納欠損の処理が行われており、同年度末時点では債権が存在しない。

表 2- (2) -ウ-① 滞納発生後に訴訟を提起することによって、確定判決前に債務者が自主的に完納した例

府省等名	農林水産省																						
機関名	北海道森林管理局																						
会計名（勘定名）	一般会計																						
債権の種類	物件貸付料債権																						
債権の発生原因	国有林野を住宅敷地として貸付																						
債権の発生年月	平成20年4月																						
強制履行による弁済額 （強制履行時点）	64, 021円（元本38, 600円＋延滞金25, 421円）																						
概 要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 15 条の規定に基づき、その所掌に属する債権で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が同法第 13 条第 2 項に規定する督促を行った後に相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、法務大臣に対して強制履行の請求を求めるとされている。</p> <p>北海道森林管理局空知森林管理署では、平成 19 年 8 月から 22 年 3 月までの間、管轄する国有林野内の土地を債務者に住宅敷地として貸付契約を行ったことに伴い、物件貸付料債権が発生している。</p> <p>債務者は、貸付契約のうち、平成 19 年度分の貸付料については弁済していたが、20 年度及び 21 年度分（38, 600 円）の貸付料が未納となったため、同署では、20 年 5 月以降、債務者に対して、次表のとおり、文書による督促を 6 回、本人との面談を 2 回実施するなどして、納付督促を実施している。</p> <p>しかし、その後も債務者は支払いを拒否し続け、このままでは消滅時効（5 年）が完成してしまうおそれがあったことから、同署は、平成 25 年 2 月に債務者に対し、強制履行の手続に入ることを伝えている。</p> <p>これを受けて、同署の上部機関である北海道森林管理局が平成 25 年 4 月に札幌法務局を通じて訴訟を提起したところ、札幌地方裁判所からの訴状が債務者に届いた段階で、債務者は、延滞金を含めた滞納額全額（64, 021 円）を自主弁済したことから、同局では、訴訟を取り下げている。</p> <p>表 北海道森林管理局・空知森林管理署が執った対応の主な経過</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年5月～6月</td> <td>督促状を2回送付（20年分）</td> </tr> <tr> <td>21年5月～6月</td> <td>督促状を2回送付（21年分）</td> </tr> <tr> <td>23年8月17日 8月18日</td> <td>督促状を1回送付したが、宛先不明で未配となったため、居宅を訪問し、債務者の娘と面談したところ、債務者の転居先を把握</td> </tr> <tr> <td>8月22日</td> <td>転居先で本人と面談し、転居先に督促状を送付</td> </tr> <tr> <td>24年3月14日 12月4日</td> <td>転居先に督促状を送付 転居先を訪問（留守）</td> </tr> <tr> <td>25年2月14日 2月27日</td> <td>転居先を訪問（留守） 転居先を訪問したが、債務者が支払いを拒否したため、強制履行の手続に入ることを説明</td> </tr> <tr> <td>4月8日</td> <td>札幌法務局長に訴えの提起（北海道森林管理局）</td> </tr> <tr> <td>4月10日</td> <td>法務局が札幌地方裁判所に申立て</td> </tr> <tr> <td>4月19日</td> <td>債務者が元本延滞金を含め64, 012円を支払い</td> </tr> <tr> <td>5月8日</td> <td>札幌法務局に訴訟事件取下げ</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p>	時期	内 容	平成20年5月～6月	督促状を2回送付（20年分）	21年5月～6月	督促状を2回送付（21年分）	23年8月17日 8月18日	督促状を1回送付したが、宛先不明で未配となったため、居宅を訪問し、債務者の娘と面談したところ、債務者の転居先を把握	8月22日	転居先で本人と面談し、転居先に督促状を送付	24年3月14日 12月4日	転居先に督促状を送付 転居先を訪問（留守）	25年2月14日 2月27日	転居先を訪問（留守） 転居先を訪問したが、債務者が支払いを拒否したため、強制履行の手続に入ることを説明	4月8日	札幌法務局長に訴えの提起（北海道森林管理局）	4月10日	法務局が札幌地方裁判所に申立て	4月19日	債務者が元本延滞金を含め64, 012円を支払い	5月8日	札幌法務局に訴訟事件取下げ
時期	内 容																						
平成20年5月～6月	督促状を2回送付（20年分）																						
21年5月～6月	督促状を2回送付（21年分）																						
23年8月17日 8月18日	督促状を1回送付したが、宛先不明で未配となったため、居宅を訪問し、債務者の娘と面談したところ、債務者の転居先を把握																						
8月22日	転居先で本人と面談し、転居先に督促状を送付																						
24年3月14日 12月4日	転居先に督促状を送付 転居先を訪問（留守）																						
25年2月14日 2月27日	転居先を訪問（留守） 転居先を訪問したが、債務者が支払いを拒否したため、強制履行の手続に入ることを説明																						
4月8日	札幌法務局長に訴えの提起（北海道森林管理局）																						
4月10日	法務局が札幌地方裁判所に申立て																						
4月19日	債務者が元本延滞金を含め64, 012円を支払い																						
5月8日	札幌法務局に訴訟事件取下げ																						

（注）当省の調査結果による。

表 2- (2) -ウ-② 地方公共団体において、納付交渉に一切応じない債務者に対して、積極的に強制履行手続を行うことにより、自主的に完納させ、債権回収に効果を上げている例

地方公共団体名	千葉県船橋市																				
概要	<p>千葉県船橋市では、平成 16 年度から 19 年度にかけて市税の徴収率及び滞納額の縮減率は伸びていた^(注1)ものの、強制徴収公債権^(注2)の徴収率が下がり続けていたことを受けて、20 年度から、当該債権の徴収を一元的に行うため、債権回収対策室を立ち上げ、23 年度からは、同室を債権管理課に格上げし、非強制徴収債権^(注3)についても一元徴収を行っている。</p> <p>(注 1) 市税の徴収率及び滞納額の縮減率は、当時の政令市及び中核市 (52 市) の中で一番の伸び率であった。 (注 2) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の 3 の規定に基づき、地方税の滞納処分の例によって徴収する債権 (国民健康保険料等) 及び個別法の規定に基づき地方税又は国税の滞納処分の例によって徴収する債権 (下水道受益者負担金等) をいい、市税は含まれていない。 (注 3) 地方税又は国税の滞納処分の例によって徴収する強制徴収公債権 (国民健康保険料等) 以外の非強制徴収公債権 (生活保護費返還金等) 及び私債権 (公営住宅使用料等) をいう。当該債権は、徴収官庁が自ら滞納処分を執行することのできる、いわゆる自力執行権がないことから、債務者の財産を差し押えるためには、債務名義 (一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書) が必要となる。</p> <p>また、同市では、平成 23 年度以降は、船橋市債権管理条例 (平成 23 年 9 月 30 日条例第 18 号) を制定し、非強制徴収債権について、督促後、催告を繰り返しても弁済の意思がみられない不誠実な債務者に対しては、同条例第 9 条の規定に基づき、積極的に民事訴訟法第 383 条の規定に基づく支払督促^(注4)を裁判所へ申し立てるなどの強制履行の取組を実施している。</p> <p>同市に債権管理課が発足した平成 23 年 4 月以降の非強制徴収債権における裁判所への支払督促の申立て実績についてみると、同課が 26 年 12 月末までに管理していた 86 件の債権のうち、83 件 (96.5%) について支払督促の申立てを行っている。</p> <p>(注 4) 支払督促とは、金銭、有価証券、その他の代替物の給付に係る請求について、債権者が、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対して申し立てることにより、その主張から請求に理由があると認められる場合に裁判所が発する手続である。 この支払督促が裁判所から債務者に発せられた場合、債務者への送達後 2 週間以内に債務者が異議の申立てをしなければ、裁判所は、債権者の申立てにより、支払督促に仮執行宣言を付さなければならないが、この仮執行の宣言を付した支払督促に対して債務者が異議を申立てしない場合に、同支払督促が債務名義となる。債権者はこの債務名義に基づいて強制執行の申立てをすることができる。</p> <p>同市債権管理課が裁判所に支払督促の申立てを行った 83 件について、申立て後の状況をみると、表 1 のとおり、i) 債務者から異議申立てがあったが、その後、訴訟で勝訴した又は和解を締結したことにより債務名義を取得したものが 32 件、ii) 債務者から異議申立てがなく、仮執行の宣言付きの支払督促を受領したことにより債務名義を取得したものが 32 件あり、合計 64 件 (77.1%) において債務名義を取得している。さらに、同市債権管理課では、この債務名義を取得した 64 件の債権のうち、29 件 (45.3%) において強制執行の申立てを実施している。</p> <p>表 1 船橋市が支払督促の申立てを行った 83 件のその後の状況 (平成 26 年 12 月末時点)</p> <table border="1" data-bbox="280 1686 1430 1895"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支払督促の申立て件数</th> <th colspan="2">異議申立てあり (訴訟移行)</th> <th colspan="2">異議申立てなし</th> <th colspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>判決確定 (勝訴)</th> <th>和解締結</th> <th>仮執行の宣言の申立て実施</th> <th>失効</th> <th>取り下げ</th> <th>異議申立て期間中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83 件</td> <td>22 件</td> <td>10 件</td> <td>32 件</td> <td>4 件</td> <td>4 件</td> <td>11 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 船橋市の資料に基づき、当省が作成した。 2 網掛けは、債務名義を取得したものを表す。 3 「失効」とは、同市が裁判所に支払督促の申立てを行い、仮執行の宣言の申立てが可能となったが、仮執行の宣言の申立前に債務者から自主的な弁済があり、同市が 30 日以内に裁判所に対する申立てを行わなかったために、支払督促の効力が失われたものである。 4 「取下げ」とは、同市が裁判所に支払督促の申立てを行い、裁判所に対して仮執行の宣言の申立てを行った後に債務者から自主的な弁済があったため、その申立てを取り下げたものである。</p>	支払督促の申立て件数	異議申立てあり (訴訟移行)		異議申立てなし		その他		判決確定 (勝訴)	和解締結	仮執行の宣言の申立て実施	失効	取り下げ	異議申立て期間中	83 件	22 件	10 件	32 件	4 件	4 件	11 件
支払督促の申立て件数	異議申立てあり (訴訟移行)		異議申立てなし		その他																
	判決確定 (勝訴)	和解締結	仮執行の宣言の申立て実施	失効	取り下げ	異議申立て期間中															
83 件	22 件	10 件	32 件	4 件	4 件	11 件															

また、中には、納付交渉に一切応じず、弁済能力の有無についても不明の債務者に対して、同市債権管理課が裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、表2のとおり、債務者から自主的な完納があった例が複数みられることから、支払督促の申立てを行うこと自体に徴収効果があると考えられる。

なお、同市債権管理課では、平成23年4月の同課が発足以降管理している約8,750万円の非強制徴収債権（元本）のうち、約2,518万円（28.8%）を回収している^{（注5）}。

（注5）平成25年度末時点の回収額。同課では、弁護士などを活用せず、職員自らが強制履行のための書類を作成し、職員が裁判所における口頭弁論での意見陳述も行っている。

表2 船橋市が強制履行手続を行うことにより、債務者から自主的な完納があった事例

事例の態様	概要
裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、債務者に送達された段階で債務者から自主的な弁済があったもの	平成16年度及び17年度に発生した児童育成料債権（元本：約18万円）について、26年3月7日に裁判所に支払督促の申立てを行い、同月21日に債務者に送達されたところ、同月26日に債務者から全額の返済があり、完納された。 仮執行宣言の申立てを行う前に完納となったことから、民事訴訟法第392条による失効とした。
裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、異議申立てがなく、仮執行宣言の申立てを行った段階で債務者から自主的な弁済があったもの	平成19年度に貸付けを行い、弁済がなかった水洗便所化改造工事資金貸付金償還金（元本：約5万円）について、26年1月10日に裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、債務者からの督促の異議申立てはなかった。このため、裁判所に仮執行宣言の申立てを同年2月18日に行ったところ、同年3月4日に債務者から全額の返済があり、完納された。 仮執行宣言付支払督促（債務名義）の確定前に完納となったことから、支払督促の申立てを取り下げた。
裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、異議申立てがあり、訴訟に移行した段階で債務者から自主的な弁済があったもの	平成21年に発生した埋蔵文化財調査協力金（元本：約270万円）及び21年から23年にかけて発生した、し尿収集手数料（元本：約1万円）を滞納し、納付意思の全くなかった法人について、23年10月17日に裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、異議申立てがあり、訴訟に移行した。その後、平成24年7月25日に判決の言い渡しがあり、同年8月に債務者から全額の返済があり、完納された。

（注）当省の調査結果による。

（注）当省の調査結果による。

表2-(2)-ウ-③

強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例<一般債権>

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の消滅 時効期間	平成25年度末まで に消滅時効が完成 した債権額
1	内閣府	沖縄総合事務局	一般会計	物件貸付料 債権	平成5年7月 ～17年11月	5年	2,419,798円
2	内閣府	沖縄総合事務局	一般会計	物件貸付料 債権	平成9年9月 ～12年2月	5年	1,817,659円
3	内閣府	沖縄総合事務局	一般会計	物件貸付料 債権	平成8年6月 ～20年4月	5年	536,392円
4	内閣府	沖縄総合事務局	一般会計	物件貸付料 債権	平成8年6月	5年	7,200円
5	総務省	政策統括官(恩給 担当)	一般会計	返納金債権	平成14年4月	5年	1,471,050円
6	総務省	政策統括官(恩給 担当)	一般会計	返納金債権	昭和57年7月	5年	380,000円
7	総務省	政策統括官(恩給 担当)	一般会計	返納金債権	平成11年10月	5年	360,000円
8	法務省	東京入国管理局	一般会計	返納金債権	平成20年11月	5年	66,910円
9	外務省	大臣官房会計課	一般会計	損害賠償金 債権	平成7年11月	3年	7,264,905円
10	外務省	大臣官房会計課	一般会計	返納金債権	平成20年7月	5年	355,439円
11	外務省	大臣官房会計課	一般会計	金銭引渡請求 債権	平成19年12月	10年	22,761円
12	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和50年8月	10年	2,085,652円
13	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和55年7月	10年	1,652,625円
14	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和50年8月	10年	1,570,040円
15	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和51年4月	10年	1,544,928円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の消滅 時効期間	平成25年度末まで に消滅時効が完成 した債権額
16	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和53年9月	10年	1,474,200円
17	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和52年10月	10年	1,392,160円
18	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和43年3月	10年	905,760円
19	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	10年	234,228円
20	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	10年	188,472円
21	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	10年	188,472円
22	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	10年	188,472円
23	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	10年	188,472円
24	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	10年	188,472円
25	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	10年	188,472円
26	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	10年	188,472円
27	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	10年	155,880円
28	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和31年5月	10年	4,000円
29	厚生労働省	国立障害者リハビリ テーションセン ター	一般会計	返納金債権	平成19年3月	5年	59,877円
30	厚生労働省	国立障害者リハビリ テーションセン ター	一般会計	返納金債権	平成19年3月	5年	58,163円
31	厚生労働省	秋田労働局	労働保険 特別会計 (雇用勘 定)	返納金債権	平成22年5月	2年	438,000円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の消滅 時効期間	平成25年度末まで に消滅時効が完成 した債権額
32	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成17年6月	3年	56,180,806円
33	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成15年8月	3年	38,018,879円
34	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成14年11月	3年	37,151,437円
35	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	返納金債権	平成10年5月	5年	13,153,978円
36	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	昭和52年5月	3年	2,045,352円
37	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	昭和50年7月	3年	1,831,849円
38	厚生労働省	石川労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成16年5月	3年	1,000,000円
39	厚生労働省	大阪労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成17年12月	3年	47,565,319円
40	厚生労働省	大阪労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成20年1月	3年	38,641,359円
41	厚生労働省	大阪労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成12年10月	3年	15,323,042円
42	厚生労働省	岡山労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成16年3月	3年	2,491,841円
43	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成14年1月	3年	37,190,798円
44	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成18年2月	3年	19,759,219円
45	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成20年3月	3年	15,674,456円
46	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	昭和51年5月	3年	6,684,787円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の消滅 時効期間	平成25年度末まで に消滅時効が完成 した債権額
47	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	昭和53年10月	3年	1,642,480円
48	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	昭和51年7月	3年	1,615,000円
49	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	昭和48年6月	3年	559,813円
50	厚生労働省	沖縄労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成22年6月	3年	6,981,572円
51	厚生労働省	沖縄労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成14年3月	3年	2,863,029円
52	厚生労働省	沖縄労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成5年2月	3年	2,333,300円
53	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	損害賠償金 債権	平成5年12月	5年	3,244,500円
54	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成11年4月～ 12年4月	5年	2,651,000円
55	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成18年4月～ 20年4月	5年	1,058,600円
56	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成14年4月～ 15年4月	5年	1,033,400円
57	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	損害賠償金 債権	平成2年12月	5年	784,808円
58	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成14年4月～ 17年4月	5年	752,700円
59	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	損害賠償金 債権	平成4年10月	5年	536,145円
60	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成4年5月～ 10年4月	5年	292,200円
61	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	損害賠償金 債権	平成6年7月	5年	75,190円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の消滅 時効期間	平成25年度末まで に消滅時効が完成 した債権額
62	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成10年4月	5年	7,100円
63	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成12月4月	5年	4,200円
64	農林水産省	九州森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成18年8月～ 20年9月	5年	189,000円
65	農林水産省	九州森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成14年6月	5年	120,000円
66	農林水産省	九州森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成8年9月～ 13年10月	5年	112,500円
67	農林水産省	九州森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成12年9月	5年	41,500円
68	農林水産省	九州森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成14年9月	5年	13,900円
69	国土交通省	四国地方整備局	社会資本 整備事業 特別会計 (業務勘 定)	返納金債権	昭和59年2月	10年	1,280,319円
70	国土交通省	四国地方整備局	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	利息債権	平成13年10月	10年	268,945円
71	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成8年4月～ 17年4月	5年	11,577,515円
72	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成8年4月 ～17年4月	5年	3,434,821円
73	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成9年4月 ～14年4月	5年	2,301,518円
74	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成11年4月～ 17年4月	5年	1,964,788円
75	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成12年4月～ 13年4月	5年	299,672円
76	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成13年4月	5年	3,080円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の消滅 時効期間	平成25年度末まで に消滅時効が完成 した債権額
77	環境省	関東地方環境事務所	一般会計	物件使用料 債権	平成18年4月	5年	883,977円
78	環境省	関東地方環境事務所	一般会計	物件使用料 債権	平成18年4月	5年	387,740円
79	環境省	関東地方環境事務所	一般会計	物件使用料 債権	平成18年4月	5年	232,878円
80	防衛省	防衛医科大学校	一般会計	病院等療養 費債権	平成元年6月	3年	506,000円
81	防衛省	防衛医科大学校	一般会計	病院等療養 費債権	昭和62年5月	3年	398,000円
82	防衛省	防衛医科大学校	一般会計	病院等療養 費債権	平成元年9月	3年	375,000円
83	防衛省	防衛医科大学校	一般会計	病院等療養 費債権	平成元年5月	3年	148,000円
84	防衛省	防衛医科大学校	一般会計	病院等療養 費債権	昭和63年2月	3年	69,000円
85	防衛省	防衛医科大学校	一般会計	病院等療養 費債権	昭和60年9月	3年	66,000円
86	防衛省	防衛医科大学校	一般会計	病院等療養 費債権	昭和61年7月	3年	57,000円
87	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成17年5月～ 19年5月	3年	2,168,140円
88	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成13年6月	3年	717,720円
89	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成16年6月	3年	487,900円
90	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成12年2月～ 5月	3年	338,600円
91	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年11月	3年	308,000円
92	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成10年10月	3年	219,480円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の消滅 時効期間	平成25年度末まで に消滅時効が完成 した債権額
93	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年4月	3年	206,745円
94	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成12年10月 ～13年1月	3年	149,930円
95	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成10年4月	3年	118,690円
96	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成12年12月	3年	88,240円
97	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年12月	3年	79,830円
98	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年3月	3年	52,740円
99	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年4月	3年	39,570円
100	防衛省	沖縄防衛局	一般会計	返納金債権	平成15年6月	10年	337,878円
101	防衛省	沖縄防衛局	一般会計	返納金債権	平成14年11月	10年	220,717円
102	防衛省	沖縄防衛局	一般会計	返納金債権	平成15年6月	10年	177,493円
103	防衛省	沖縄防衛局	一般会計	返納金債権	平成15年5月	10年	136,950円
104	防衛省	沖縄防衛局	一般会計	返納金債権	平成14年11月	10年	38,979円

(注)1 当省の調査結果による。

2 「債権の発生年月」欄には、平成25年度末までに消滅時効が完成した債権についての発生年月を記載している。

3 平成24年度までは国有林野事業特別会計である。

表 2-(2)-ウ-③-i 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例<一般債権> (No.32 の例)

府省等名	厚生労働省
機関名	東京労働局
会計名(勘定名)	労働保険特別会計(労災勘定)
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	第三者行為災害による損害賠償請求の求償権
債権の発生年月	平成17年6月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	56,180,806円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第15条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置^(注1)をとらなければならないとされている。</p> <p>また、歳入徴収官は、債権管理法第18条第5項の規定に基づき、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置^(注2)をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。 ① 担保の附されている債権……担保権の実行(保証人に対する履行の請求を含む) ② 債務名義(※)のある債権……強制執行 ③ ①、②に該当しない債権……訴訟又は非訟手続による履行の請求 (※) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>(注2) 時効中断事由については、民法上、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の三つが規定されている。</p> <p>東京労働局では、平成17年6月に発生した第三者行為災害^(注3)に係る損害賠償請求権の取得による求償権^(注4)(約5,618万円)について、19年8月に、納入告知書を債務者が申告した住所(千葉県潮来市)に送付しているが、転居先不明として返戻されたため、潮来市に債務者の住民票又は除票を照会し、債務者が潮来市から茨城県鹿嶋市に転出していることを把握している。そのため、同局では、転出先の鹿嶋市の住所に納入告知書を改めて送付しているが、転居先不明として再度返戻されたため、同年9月に、鹿嶋市に債務者の住民票及び除票の写しを請求して住所を確認したところ、転居先不明として返戻された住所(鹿嶋市)から転出していないことが判明している。</p> <p>(注3) 通勤途上の交通事故被害等のように労働者災害補償保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じたものであって、当該事故の被災労働者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合を指す。 当該事故の発生は、平成17年6月だが、第三者行為災害の被害者の療養給付等が継続していることから、債務者には、同年11月から20年3月までの間に7回に分けて請求(納入告知書の送付)している。</p> <p>(注4) 労働者災害補償保険法第12条の4の規定に基づき、政府は、保険給付の原因である事故が第三者行為災害によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている。</p> <p>同局では、債務者の所在が不明となった以降、平成19年9月から23年3月までの間に、計6件(納入告知書1件、督促状5件)の文書を鹿嶋市の住所に送付しているが、全て転居先不明で返戻されており、債務者から弁済は得られていない。</p>

しかし、同局では、このように債務者からは弁済の意思が示されていないにもかかわらず、時効中断の措置や強制履行の手段を行わないままに平成 23 年 4 月に消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている^(注5)。

(注5) 本債権については、平成 20 年 12 月から 23 年 4 月までの間に消滅時効が完成しているが、同局は、債務者からの時効援用の意思を確認できないとして、当省の調査時点(25 年度末)においても履行期限到来債権として管理している。

本債権について、同局は、強制履行の手段を行っていないが、次の理由から、債権管理法の規定に基づき、強制履行の手段を行い、消滅時効の完成を回避すべきであったと考えられる。

- ① 債務者には、繰り返し納付督促を行っているにもかかわらず、債務者から弁済や具体的な納付計画の提示がなく、自主弁済による滞納解消の見込みは低いと考えられること。
- ② 債務者の所在が不明であっても、公示送達^(注6)によって訴訟の提起を行うことが可能であり、この訴訟手続によって、消滅時効は中断され、勝訴の確定判決を得た場合は、本件のような消滅時効の期間が 10 年より短い債権^(注7)であっても一律に 10 年とされる^(注8)こと。
- ③ ②によって勝訴の確定判決を得た場合は、これが債務名義^(注9)となり、債務者に財産があれば差押えを行うことが可能となること。
- ④ 納入告知等によって自主弁済をしている他の債務者との公平性を確保する必要があること。
- ⑤ 本債権は、同局が労働保険特別会計(労災勘定)において管理する平成 25 年度末の履行期限到来債権のうち、2 番目に元本が高額な債権であること。

(注6) 公示送達とは、民法第 98 条及び民事訴訟法第 110 条等の規定に基づき、意思表示を相手方に到達させたいが、相手方が誰であるか分からない、又は相手方の住所が分からないために、意思表示を到達させることができない場合に、裁判所の掲示場に一定期間掲示するなどして、その意思表示を到達させるための手続である。

(注7) 民法第 724 条の規定に基づき、不法行為による損害賠償の請求権は、損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅するなどとされている。

(注8) 民法第 174 条の 2 第 1 項の規定に基づき、確定判決や裁判上の和解等によって確定した権利については、対象となる債権が 10 年より短い時効期間の定めがある場合であっても、その時効期間は 10 年とするとされている。

(注9) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ウ-③-ii 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例<一般債権> (No.38 の例)

府省等名	厚生労働省
機関名	石川労働局
会計名 (勘定名)	労働保険特別会計 (労災勘定)
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	第三者行為災害による損害賠償請求の求償
債権の発生年月	平成16年5月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	1,000,000円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 15 条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置^(注1)をとらなければならないとされている。</p> <p>また、歳入徴収官は、同法第 18 条第 5 項の規定に基づき、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置^(注2)をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。 ① 担保の附されている債権…… 担保権の実行 (保証人に対する履行の請求を含む) ② 債務名義 (※) のある債権…… 強制執行 ③ ①、②に該当しない債権…… 訴訟又は非訟手続による履行の請求 (※) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>(注2) 時効中断事由については、民法上、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の三つが規定されている。</p> <p>石川労働局では、平成 16 年 5 月に発生した第三者行為災害^(注3)に係る損害賠償請求権の取得による求償権^(注4) (約 111 万円) について、納入告知を行った平成 16 年 5 月から 22 年 3 月までの間に計 12 回にわたって文書又は訪問による督促 (債務確認書の徴求、納付指示文書の送付等) を行い、債務者からは 22 年 3 月までに一部が弁済 (約 11 万円) され、債権の残高が 100 万円 (元本) となった。</p> <p>(注3) 通勤途上の交通事故被害等のように労働者災害補償保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じたものであって、当該事故の被災労働者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合を指す。 当該事故の発生は、平成 14 年 12 月だが、第三者行為災害の被害者の療養給付等が継続していることから、債務者には、18 年 12 月まで 5 回に分けて請求 (納入告知書の送付) している。</p> <p>(注4) 労働者災害補償保険法第 12 条の 4 の規定に基づき、政府は、保険給付の原因である事故が第三者行為災害によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている。</p> <p>しかし、その後、債務者から平成 22 年 3 月以降弁済がないにもかかわらず、同局では、督促を行っておらず、強制履行の手続等を実施しないまま、25 年 3 月に消滅時効が完成し、同月に不納欠損処理を行っている。</p> <p>本債権について、同局は、強制履行の手続を行っていないが、次の理由から、債権管理法の規定に基づき、強制履行の手続を行い、消滅時効の完成を回避すべきであっ</p>

	<p>たと考えられる。</p> <p>① 債務者には、繰り返し納付督促を行っているにもかかわらず、債務者から弁済や具体的な納付計画の提示がなく、自主弁済による滞納解消の見込みは低いこと。</p> <p>② 裁判所による支払督促^(注5)や訴訟の提起を行うことによって、消滅時効は中断され、勝訴の確定判決等を得た場合は、本件のような消滅時効の期間が10年より短い債権^(注6)であっても一律に10年とされる^(注7)こと。</p> <p>③ ②によって勝訴の確定判決等を得た場合は、これが債務名義^(注8)となり、債務者に財産があれば差押えを行うことが可能となること。</p> <p>④ 納入告知等によって自主弁済をしている他の債務者との公平性を確保する必要があること。</p> <p>(注5) 裁判所による支払督促とは、金銭、有価証券、その他の代替物の給付に係る請求について、債権者が、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対して申し立てることにより、その主張から請求に理由があると認められる場合に裁判所が発する手続である。</p> <p>この支払督促が裁判所から債務者に発せられた場合、2週間以内に債務者が異議の申立てをしなければ、裁判所は、債権者の申立てにより、支払督促に仮執行宣言を付さなければならず、債権者はこれに基づいて強制執行の申立てをすることができる。</p> <p>(注6) 民法第724条の規定に基づき、不法行為による損害賠償の請求権は、損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅するなどされている。</p> <p>(注7) 民法第174条の2第1項の規定に基づき、確定判決や裁判上の和解等によって確定した権利については、対象となる債権が10年より短い時効期間の定めがある場合であっても、その時効期間は10年とするとされている。</p> <p>(注8) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表 2－(2)－ウ－③－iii 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例<一般債権> (No.39 の例)

府省等名	厚生労働省
機関名	大阪労働局
会計名 (勘定名)	労働保険特別会計 (労災勘定)
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	第三者行為災害による損害賠償請求の求償権
債権の発生年月	平成17年12月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	47,565,319円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 15 条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置^(注1)をとらなければならないとされている。</p> <p>また、歳入徴収官は、同法第 18 条第 5 項の規定に基づき、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置^(注2)をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。 ① 担保の附されている債権…… 担保権の実行 (保証人に対する履行の請求を含む。) ② 債務名義 (※) のある債権…… 強制執行 ③ ①、②に該当しない債権…… 訴訟又は非訟手続による履行の請求 (※) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>(注2) 時効中断事由については、民法上、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の三つが規定されている。</p> <p>大阪労働局では、平成 17 年 12 月に発生した第三者行為災害^(注3)に係る損害賠償請求権の取得による求償権^(注4) (約 4,757 万円) について、最初に納入告知を行った平成 19 年 6 月から 25 年 1 月までの間に計 6 回にわたって文書による督促 (納付誓約書を同封した納入督促文書の送付) を行っているが、いずれも弁済は得られていない。</p> <p>(注3) 通勤途上の交通事故被害等のように労働者災害補償保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じたものであって、当該事故の被災労働者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合を指す。 当該事故の発生は、平成 17 年 12 月だが、第三者行為災害の被害者の療養給付等が継続していることから、債務者には、20 年 2 月まで 2 回に分けて請求 (納入告知書の送付) している。</p> <p>(注4) 労働者災害補償保険法第 12 条の 4 の規定に基づき、政府は、保険給付の原因である事故が第三者行為災害によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている。</p> <p>しかし、同局では、このように債務者からは弁済の意思が示されていないにもかかわらず、時効中断の措置や強制履行の手続を行わないままに平成 23 年 2 月に消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている^(注5)。</p> <p>(注5) 本債権については、平成 23 年 2 月に消滅時効が完成しているが、同局は、債務者からの時効援用の意思を確認できないとして、当省の調査時点 (25 年度末) においても履行期限到来債権として管理している。</p> <p>本債権について、同局は、強制履行の手続を行っていないが、次の理由から、債権</p>

	<p>管理法の規定に基づき、強制履行の手続を行い、消滅時効の完成を回避すべきであったと考えられる。</p> <p>① 債務者には、繰り返し納付督促を行っているにもかかわらず、債務者から弁済や具体的な納付計画の提示がなく、自主弁済による滞納解消の見込みは低いこと。</p> <p>② 裁判所による支払督促^(注6)や訴訟の提起を行うことによって、消滅時効は中断され、勝訴の確定判決等を得た場合は、本件のような消滅時効の期間が10年より短い債権^(注7)であっても一律に10年とされる^(注8)こと。</p> <p>③ ②によって勝訴の確定判決等を得た場合は、これが債務名義^(注9)となり、債務者に財産があれば差押えを行うことが可能となること。</p> <p>④ 納入告知等によって自主弁済をしている他の債務者との公平性を確保する必要があること。</p> <p>⑤ 本債権は、同局が労働保険特別会計（労災勘定）において管理する平成25年度末の履行期限到来債権のうち、3番目に元本が高額な債権であること。</p> <p>(注6) 裁判所による支払督促とは、金銭、有価証券、その他の代替物の給付に係る請求について、債権者が、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対して申し立てることにより、その主張から請求に理由があると認められる場合に裁判所が発する手続である。</p> <p>この支払督促が裁判所から債務者に発せられた場合、2週間以内に債務者が異議の申立てをしなければ、裁判所は、債権者の申立てにより、支払督促に仮執行宣言を付さなければならず、債権者はこれに基づいて強制執行の申立てをすることができる。</p> <p>(注7) 民法第724条の規定に基づき、不法行為による損害賠償の請求権は、損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅するなどされている。</p> <p>(注8) 民法第174条の2第1項の規定に基づき、確定判決や裁判上の和解等によって確定した権利については、対象となる債権が10年より短い時効期間の定めがある場合であっても、その時効期間は10年とするとされている。</p> <p>(注9) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表 2－(2)－ウ－③－iv 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例<一般債権> (No.43 の例)

府省等名	厚生労働省
機関名	山口労働局
会計名 (勘定名)	労働保険特別会計 (労災勘定)
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	第三者行為災害による損害賠償請求の求償権
債権の発生年月	平成14年1月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	37,190,798円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 15 条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置^(注1)をとらなければならないとされている。</p> <p>また、歳入徴収官は、債権管理法第 18 条第 5 項の規定に基づき、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置^(注2)をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。 ① 担保の附されている債権…… 担保権の実行 (保証人に対する履行の請求を含む) ② 債務名義 (※) のある債権… 強制執行 ③ ①、②に該当しない債権…… 訴訟又は非訟手続による履行の請求 (※) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>(注2) 時効中断事由については、民法上、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の三つが規定されている。</p> <p>山口労働局では、平成 14 年 1 月に発生した第三者行為災害^(注3)に係る損害賠償請求権の取得による求償権^(注4) (約 3,719 万円) について、納入告知を行った平成 14 年 1 月から 25 年 12 月までの間に計 18 回にわたって文書、電話又は訪問による督促を行い、債務者からは 15 年から 22 年にかけて計 5 回の債務承認書を受領し、消滅時効は中断しているが、いずれも弁済は得られていない。</p> <p>(注3) 通勤途上の交通事故被害等のように労働者災害補償保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じたものであって、当該事故の被災労働者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合を指す。 当該事故の発生は、平成 14 年 1 月だが、第三者行為災害の被害者の療養給付等が継続していることから、債務者には、17 年 1 月まで 4 回に分けて請求 (納入告知書の送付) している。</p> <p>(注4) 労働者災害補償保険法第 12 条の 4 の規定に基づき、政府は、保険給付の原因である事故が第三者行為災害によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている。</p> <p>しかし、その後、債務者は、平成 21 年 11 月以降、所在不明となり、債務者とは接触できていないにもかかわらず、同局では、22 年 12 月の債務承認書の受領を最後に時効中断の措置を講じておらず、強制履行の手続等を実施しないまま 25 年 12 月に消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている^(注5)。</p> <p>(注5) 本債権については、平成 25 年 12 月に消滅時効が完成しているが、同局では債務者からの時効の援用の意思が確認できないとして、当省の調査時点 (25 年度末) においても履行期限到来債権として管理している。</p>

本債権について、同局は、強制履行の手続を行っていないが、次の理由から、債権管理法の規定に従い、強制履行の手続を行い、消滅時効の完成を回避すべきであったと考えられる。

- ① 債務者には、繰り返し納付督促を行っているにもかかわらず、債務者から弁済や具体的な納付計画の提示がなく、自主弁済による滞納解消の見込みは低いと考えられること。
- ② 債務者の所在が不明であっても、公示送達^(注6)によって訴訟の提起を行うことが可能であり、この訴訟手続によって、消滅時効は中断され、勝訴の確定判決を得た場合は、本件のような消滅時効の期間が10年より短い債権^(注7)であっても一律に10年とされる^(注8)こと。
- ③ ②によって勝訴の確定判決を得た場合は、これが債務名義^(注9)となり、債務者に財産があれば差押えを行うことが可能となること。
- ④ 納入告知等によって自主弁済をしている他の債務者との公平性を確保する必要があること。

⑤ 本債権は、同局が管理する債権の中でも特に高額な債権であること^(注10)。

(注6) 公示送達とは、民法第98条及び民事訴訟法第110条等の規定に基づき、意思表示を相手方に到達させたいが、相手方が誰であるか分からない、又は相手方の住所が分からないために、意思表示を到達させることができない場合に、裁判所の掲示場に一定期間掲示するなどして、その意思表示を到達させるための手続である。

(注7) 民法第724条の規定に基づき、不法行為による損害賠償の請求権は、損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅するなどされている。

(注8) 民法第174条の2第1項の規定に基づき、確定判決や裁判上の和解等によって確定した権利については、対象となる債権が10年より短い時効期間の定めがある場合であっても、その時効期間は10年とするとされている。

(注9) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。

(注10) 同局が労働保険特別会計(労災勘定)において管理する平成25年度末の履行期限到来債権の中で最も元本が高額な債権である。

(注) 当省の調査結果による。

表 2－(2)－ウ－③－v 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例<一般債権> (No.85 の例)

府省等名	防衛省
機関名	防衛医科大学校
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	病院等療養費債権
債権の発生原因	診療費個人負担分の未払い
債権の発生年月	昭和60年9月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	66,000円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 15 条の規定に基づき、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が督促後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、強制履行の請求等の措置^(注1)をとらなければならないとされている。</p> <p>また、歳入徴収官は、債権管理法第 18 条第 5 項の規定に基づき、その所掌に属する債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置^(注2)をとらなければならないとされている。</p> <p>(注1) ここでいう強制履行の請求等の措置には以下の三つがあり、このうち①の担保権の実行の一部を除き、法務大臣に対して手続をとることを求めることにより行う。 ① 担保の附されている債権…… 担保権の実行 (保証人に対する履行の請求を含む) ② 債務名義 (※) のある債権… 強制執行 ③ ①、②に該当しない債権…… 訴訟又は非訟手続による履行の請求 (※) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。確定判決、仮執行の宣言を付した支払督促等がある。</p> <p>(注2) 時効中断事由については、民法上、①請求、②差押え、仮差押え又は仮処分、③承認の三つが規定されている。</p> <p>防衛医科大学校では、昭和 60 年 9 月に発生した入院費に係る病院等療養費債権 (67,230 円) について、同年 10 月に債務者に納入告知を行っており、同月内に 1,230 円の弁済を得ている。</p> <p>しかし、同校では、その後、本債権について、債務者から弁済が得られていなかったにもかかわらず、時効中断の措置や強制履行の手続を行わないまま昭和 63 年 10 月に消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている^(注3)。</p> <p>(注3) 本債権については、昭和 63 年 10 月に消滅時効が完成しているが、同校は、債務者からの時効援用の意思を確認できないとして、当省の調査時点 (平成 25 年度末) においても履行期限到来債権として管理している。</p> <p>なお、同校は、本債権の消滅時効の完成後の平成 3 年 7 月に、送付した督促状が転居先不明として返戻されており、この時点で債務者の所在が不明となっていたが、関係市から住民票を取り寄せるなどして債務者の転居先を確認していなかった。その後、平成 10 年 6 月及び 20 年 8 月に、関係市に対し、債務者の転居先等を照会しているが、住民登録が見当たらない旨の回答であったとしている。</p> <p>本債権について、同校は強制履行の手続を行っていないが、次の理由から、債権管理法の規定に基づき、強制履行の手続を行い、消滅時効の完成を回避すべきであったと考えられる。</p> <p>① 債務者から残額の弁済や具体的な納付計画の提示がなく、自主弁済による滞納解消の見込みは低いこと。</p>

	<p>② 債務者の所在が不明であっても、公示送達^(注4)によって訴訟の提起を行うことが可能であり、この訴訟手続によって、消滅時効は中断され、勝訴の確定判決を得た場合は、本件のような消滅時効の期間が10年より短い債権^(注5)であっても一律に10年とされる^(注6)こと。</p> <p>③ ②によって勝訴の確定判決を得た場合は、これが債務名義^(注7)となり、債務者に財産があれば差押えを行うことが可能となること。</p> <p>④ 納入告知等によって自主弁済をしている他の債務者との公平性を確保する必要があること。</p> <p>(注4) 公示送達とは、民法第98条及び民事訴訟法第110条等の規定に基づき、意思表示を相手方に到達させたいが、相手方が誰であるか分からない、又は相手方の住所が分からないために、意思表示を到達させることができない場合に、裁判所の掲示場に一定期間掲示するなどして、その意思表示を到達させるための手続である。</p> <p>(注5) 民法第724条の規定に基づき、不法行為による損害賠償の請求権は、損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅するなどされている。</p> <p>(注6) 民法第174条の2第1項の規定に基づき、確定判決や裁判上の和解等によって確定した権利については、対象となる債権が10年より短い時効期間の定めがある場合であっても、その時効期間は10年とするとされている。</p> <p>(注7) 一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、法律が執行力を認めた公正の文書のこと。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-ウ-④

強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例<国税徴収等の例による債権>

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の 消滅時効期間	平成25年度末までに 消滅時効が完成した 債権額
1	総務省	東北総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成18年6月	5年	54,700円
2	総務省	東海総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成18年6月 ～20年5月	5年	41,700円
3	総務省	東海総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成20年6月	5年	28,300円
4	総務省	東海総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成20年3月	5年	22,200円
5	総務省	近畿総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成19年6月 ～21年1月	5年	56,216円
6	総務省	近畿総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成18年6月 ～20年6月	5年	48,900円
7	総務省	近畿総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成18年1月 ～20年1月	5年	3,600円
8	総務省	近畿総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成17年1月 ～20年3月	5年	2,000円
9	総務省	近畿総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成17年1月 ～19年1月	5年	1,500円
10	総務省	近畿総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成21年2月	5年	1,330円
11	総務省	近畿総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成21年2月	5年	266円
12	総務省	中国総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成19年6月 ～20年5月	5年	48,200円
13	総務省	中国総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成18年8月 ～20年8月	5年	41,400円
14	総務省	中国総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成17年8月 ～20年8月	5年	37,065円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の 消滅時効期間	平成25年度末までに 消滅時効が完成した 債権額
15	総務省	中国総合通信局	一般会計	電波利用料 債権	平成20年11月	5年	19,600円
16	総務省	沖縄総合通信事 務所	一般会計	電波利用料 債権	平成18年3月 ～21年2月	5年	53,760円
17	総務省	沖縄総合通信事 務所	一般会計	電波利用料 債権	平成20年6月	5年	15,120円
18	厚生労働省	石川労働局	労働保険 特別会計 (徴収勘 定)	保険料債権	平成11年11月 ～12年5月	2年	432,456円
19	厚生労働省	石川労働局	労働保険 特別会計 (徴収勘 定)	保険料債権	平成16年5月 ～18年5月	2年	126,638円
20	厚生労働省	岡山労働局	労働保険 特別会計 (徴収勘 定)	保険料債権	平成7年5月～ 23年5月	2年	3,181,949円
21	厚生労働省	岡山労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成19年4月	2年	2,336,000円
22	国土交通省	関東地方整備局	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	費用弁償金 債権	平成21年1月	5年	744,475円
23	国土交通省	相武国道事務所	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	公共事業費 受益者等負 担金債権	平成18年1月	5年	118,331円
24	国土交通省	相武国道事務所	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	物件使用料 債権	平成19年3月 ～20年4月	5年	30,576円
25	国土交通省	相武国道事務所	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	物件使用料 債権	平成19年3月 ～20年4月	5年	12,936円
26	国土交通省	広島国道事務所	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	物件使用料 債権	平成19年7月 ～20年6月	5年	130,200円
27	国土交通省	山口河川国道事 務所	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	公共事業費 受益者等負 担金債権	平成20年3月	5年	345,537円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の 消滅時効期間	平成25年度末までに 消滅時効が完成した 債権額
28	国土交通省	山口河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成21年3月	5年	287,197円
29	国土交通省	山口河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成21年2月	5年	200,166円
30	国土交通省	山口河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成20年3月	5年	198,181円
31	国土交通省	山口河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	物件使用料債権	平成18年8月 ～19年4月	5年	41,800円
32	国土交通省	山口河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成18年9月	5年	39,928円
33	国土交通省	山口河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	物件使用料債権	平成18年8月 ～20年8月	5年	4,480円
34	国土交通省	山口河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成19年11月	5年	2,203円
35	国土交通省	山口河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成20年3月	5年	477円
36	国土交通省	香川河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成11年3月	5年	306,913円
37	国土交通省	香川河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成19年3月	5年	68,942円
38	国土交通省	香川河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成18年3月	5年	39,640円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の 消滅時効期間	平成25年度末までに 消滅時効が完成した 債権額
39	国土交通省	香川河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	物件使用料債権	平成20年4月	5年	4,700円
40	国土交通省	北九州国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成17年10月	5年	700,000円
41	国土交通省	北九州国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	物件使用料債権	平成17年4月 ～20年6月	5年	324,450円
42	国土交通省	熊本河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成19年10月	5年	458,979円
43	国土交通省	熊本河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成8年10月	5年	97,692円
44	国土交通省	熊本河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成21年2月	5年	90,416円
45	国土交通省	熊本河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	物件使用料債権	平成18年7月 ～20年4月	5年	58,500円
46	国土交通省	熊本河川国道事務所	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	物件使用料債権	平成18年7月 ～19年4月	5年	54,620円
47	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	公共事業費受益者等負担金債権	平成19年1月	5年	2,000,000円
48	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	社会資本整備事業特別会計 (道路整備勘定)	物件使用料債権	平成19年4月	5年	535,500円
49	国土交通省	北海道開発局札幌開発建設部	一般会計	物件使用料債権	平成18年4月 ～19年4月	5年	23,255円
50	日本年金機構	仙台北年金事務所	—	保険料債権及び児童手当拠出金債権	平成13年1月 ～19年2月	2年	18,632,019円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	債権の 消滅時効期間	平成25年度末までに 消滅時効が完成した 債権額
51	日本年金機構	仙台北年金事務所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成21年10月 ～22年4月	2年	942,761円
52	日本年金機構	仙台北年金事務所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成21年10月 ～22年4月	2年	433,106円
53	日本年金機構	豊橋年金事務所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成14年1月 ～20年8月	2年	14,323,517円
54	日本年金機構	豊橋年金事務所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成16年5月 ～19年2月	2年	4,566,318円
55	日本年金機構	善通寺年金事務所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成16年7月 ～19年3月	2年	2,444,708円

(注)1 当省の調査結果による。

2 「債権の発生年月」欄には、平成25年度末までに消滅時効が完成した債権についての発生年月を記載している。

表 2－(2)－ウ－④－ i 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例<国税徴収等の例による債権> (No.21 の例)

府省等名	厚生労働省
機関名	岡山労働局
会計名（勘定名）	労働保険特別会計（労災勘定）
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	事業主の重大過失による費用徴収
債権の発生年月	平成19年4月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	2,336,000円
概要	<p>徴収職員は、国税徴収法第 141 条の規定に基づき、債務者の財産について、債務者本人や債務者の財産を占有する第三債務者たる金融機関等に対し、質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができることとされているほか、同法第 47 条の規定に基づき、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないなどの場合は、その財産を差し押えなければならないとされている。</p> <p>また、事業主は、労働者災害補償保険法の規定に基づき、労働者災害補償保険事業に要するための保険料（以下「労災保険料」という。）を納付することとされているが、政府は、事業主の故意又は重大な過失により、保険関係が成立していない期間に業務災害に関する保険給付が発生した場合は、同法第 31 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収（以下「事業主の重大な過失による費用徴収金」という。）することができることとされている。</p> <p>さらに、事業主の重大な過失による費用徴収金については、労働者災害補償保険法第 31 条第 4 項の規定において準用される、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 27 条第 3 項の規定に基づき、事業主に督促を行い、その指定の期限までに、納付がない場合は、国税滞納処分の例によって、処分するとされている。</p> <p>岡山労働局では、平成 19 年 4 月に発生した、事業主の重大な過失による費用徴収金を原因とする損害賠償金債権（約 234 万円）について、債務者に対し、同年同月に納入告知書を送付している。</p> <p>しかし、同局では、債務者からは弁済の意思が示されていないにもかかわらず、その後、債務者の財産調査を行うなど滞納処分手続を行わないまま平成 21 年 5 月に消滅時効が完成し、25 年 3 月に不納欠損処理を行っている^(注)。</p> <p>(注) 本債権は、会計法第 31 条第 1 項の規定が適用される債務者の援用を要しない債権であるため、時効完成をもって債権は消滅する。</p> <p>本債権について、同局では、他の債務者との公平性に鑑み、金融機関や法務局等に対し、債務者の財産調査を行うなどして、消滅時効の完成前に国税徴収法の規定に基づく滞納処分手続を行うべきであったと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2－(2)－ウ－④－ii 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例<国税徴収等の例による債権> (No.26 の例)

府省等名	国土交通省
機関名	広島国道事務所
会計名（勘定名）	社会資本整備事業特別会計（道路整備勘定）
債権の種類	物件使用料債権
債権の発生原因	道路法の規定に基づく道路占用
債権の発生年月	平成19年7月～20年6月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	130,200円
概要	<p>徴収職員は、国税徴収法第 141 条の規定に基づき、債務者の財産について、債務者本人や債務者の財産を占有する第三債務者たる金融機関等に対し、質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができることとされているほか、同法第 47 条の規定に基づき、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないなどの場合は、その財産を差し押えなければならないとされている。</p> <p>また、道路上に電柱や広告塔などの一定の物件や工作物等を設置し、継続して道路を使用（以下「道路占用」という。）する場合は、道路法第 32 条第 1 項の規定に基づき、道路管理者の許可を受けなければならないとされており、道路管理者は、道路占用の許可を行った場合には、同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、道路占用料を徴収することができることとされている。この道路占用料が未納となった場合、道路管理者は、未納者に対して、同法第 73 条第 3 項の規定に基づき、国税滞納処分の例により、道路占用料を徴収することができることとされている。</p> <p>さらに、歳入徴収官は、債権管理法施行令第 16 条の規定に基づき、その所掌に属する債権で国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収するものの全部又は一部が督促の後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、当該債権について法令の規定により滞納処分を執行することができる者に対し、滞納処分の手続をとることを求めなければならないとされている。</p> <p>広島国道事務所では、平成 19 年 7 月に道路占用許可を付与した債務者に対する物件使用料債権について、当省の調査時点（25 年度末時点）において、約 18 万円を履行期限到来債権として管理している。</p> <p>同事務所では、平成 19 年 10 月から 25 年 6 月までの間に文書、電話又は訪問による納付督促を少なくとも計 10 回以上行っているが、いずれも弁済は得られていない。</p> <p>しかし、同事務所では、このように債務者からは弁済の意思が示されていないにもかかわらず、債務者の財産調査を行うなど滞納処分手続を行わないままにその一部の債権（平成 19 年度及び 20 年度分の債権：約 13 万円）の消滅時効が完成し、それぞれ 24 年 10 月及び 25 年 6 月に不納欠損処理を行っている（注）。</p> <p>（注） 本債権は、会計法第 31 条第 1 項の規定が適用される債務者の援用を要しない債権であるため、時効完成をもって債権は消滅する。</p> <p>本債権については、同事務所が納付督促を繰り返し行っても弁済を得られていないなど債務者に誠意がないと考えられることから、他の債務者との公平性に鑑み、同事務所は、金融機関や法務局等に対し、債務者の財産調査を行うなどして、消滅時効の完成前に国税徴収法の規定に基づく滞納処分手続を行うべきであったと考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 2－(2)－ウ－④－iii 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例<国税徴収等の例による債権> (No.37 の例)

府省等名	国土交通省
機関名	香川河川国道事務所
会計名(勘定名)	社会資本整備事業特別会計(道路整備勘定)
債権の種類	公共事業費受益者等負担金債権
債権の発生原因	道路損傷行為に対する原因者負担金
債権の発生年月	平成19年3月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	68,942円
概要	<p>徴収職員は、国税徴収法第141条の規定に基づき、債務者の財産について、債務者本人や債務者の財産を占有する第三債務者たる金融機関等に対し、質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができることとされているほか、同法第47条の規定に基づき、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないなどの場合は、その財産を差し押えなければならないとされている。</p> <p>また、道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、道路法第58条第1項の規定に基づき、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるもの(以下「道路損傷行為に対する原因者負担金」という。)とされている。この道路損傷行為に対する原因者負担金について、納付しない者がある場合においては、道路管理者は、同法第73条第1項の規定に基づき、納付すべき期限を指定して督促を行い、当該督促を受けた者がその指定する期限までに同負担金等を納付しない場合は、同条第5項の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収することができることとされている。</p> <p>さらに、歳入徴収官は、債権管理法施行令第16条の規定に基づき、その所掌に属する債権で国税徴収又は国税滞納処分の例によって徴収するものの全部又は一部が督促の後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、当該債権について法令の規定により滞納処分を執行することができる者に対し、滞納処分の手続をとることを求めなければならないとされている。</p> <p>香川河川国道事務所では、平成19年3月に発生した道路損傷行為に対する原因者負担金に係る公共事業費受益者等負担金債権(約7万円)について、同年4月から24年4月までの間に、債務者に対し、文書、電話又は訪問による納付督促を少なくとも計25回以上行っているが、いずれも弁済は得られていない。</p> <p>しかし、同事務所では、このように債務者からは弁済の意思が示されていないにもかかわらず、債務者の財産調査を行うなど滞納処分手続を行わないまま平成24年4月に消滅時効が完成し、同年5月に不納欠損処理を行っている(注)。</p> <p>(注) 本債権は、会計法第31条第1項の規定が適用される債務者の援用を要しない債権であるため、時効完成をもって債権は消滅する。</p> <p>本債権については、同事務所が納付督促を繰り返し行っても弁済を得られていないなど債務者に誠意がないと考えられることから、他の債務者との公平性に鑑み、同事務所は、金融機関や法務局等に対し、債務者の財産調査を行うなどして、消滅時効の完成前に国税徴収法の規定に基づく滞納処分手続を行うべきであったと考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ウ-④-iv 強制履行手続等を実施しないまま消滅時効が完成し、債権回収が困難となっている例<国税徴収等の例による債権> (No.50 の例)

府省等名	日本年金機構
機関名	仙台北年金事務所
会計名 (勘定名)	—
債権の種類	保険料債権及び児童手当拠出金債権
債権の発生原因	健康保険料及び児童手当拠出金
債権の発生年月	平成13年1月～19年2月
平成25年度末までに消滅時効が完成した債権額	18,632,019円
概要	<p>徴収職員は、国税徴収法第 141 条の規定に基づき、債務者の財産について、債務者本人や債務者の財産を占有する第三債務者たる金融機関等に対し、質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができることとされているほか、同法第 47 条の規定に基づき、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないなどの場合は、その財産を差し押えなければならないとされている。</p> <p>また、事業主に納付義務が課せられた健康保険料及び児童手当拠出金については、指定した期限までに納付がない場合、それぞれ健康保険法第 180 条第 4 項及び児童手当法第 22 条第 3 項の規定に基づき、国税滞納処分の例による処分を行うことができるとされている。</p> <p>日本年金機構は、健康保険法第 204 条第 1 項第 15 号及び児童手当法第 22 条第 3 項の規定に基づき、国税滞納処分の例による処分等の権限を厚生労働大臣から委任されている。このため、日本年金機構は、健康保険料及び児童手当拠出金の滞納者について、督促を行っても健康保険料等を完納しない場合には、国税徴収法を準用し、同法第 47 条の規定に基づき、滞納者の財産を差し押さえるための手続をとる必要がある。</p> <p>さらに、日本年金機構では、健康保険法第 204 条の 3 及び児童手当法施行令第 7 条の 3 の規定に基づき、「日本年金機構滞納処分等実施規程」(以下「実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けており、同規程では、滞納処分の手続について、次のように規定している。</p> <p>○ 日本年金機構は、期限までに完納されない場合で、納付督促を行ったにもかかわらず、保険料等の滞納を解消する具体的な納付計画の提示がなく、納付を拒否するなど、自主納付による滞納解消の見込みが認められないときは、滞納者に対して速やかに滞納処分等を実施しなければならない(実施規程第 10 条)。</p> <p>○ 徴収職員は、滞納処分の実施に当たっては、滞納者が差し押えの対象となる財産を所有しているかどうか調査する(実施規程第 13 条第 1 項)。</p> <p>仙台北年金事務所では、平成 13 年 1 月から 19 年 2 月までの間に発生した保険料債権及び児童手当拠出金債権(約 1,863 万円)について、文書、電話等により納付督促を行っていたが、仙台国税局等が債務者の不動産を差し押さえている事実を把握したことから、18 年 11 月に参加差押えを実施しているが、その後、仙台国税局等が換価後の配当の見込みがなくなったとして、差押えを解除したため、同事務所も、22 年 11 月に参加差押えを解除している。</p> <p>しかし、同事務所では、上記の参加差押えを解除した後の 2 年間、債務者からの弁</p>

済はないにもかかわらず、金融機関等に対し債務者の財産調査を行っておらず、時効中断措置も講じていないことから、平成24年11月に時効完成により本債権が消滅^(注)し、26年3月には不納欠損処理を行っている。

(注) 健康保険料及び児童手当拠出金を徴収する権利は、それぞれ健康保険法第193条第1項及び児童手当法第23条の規定に基づき、2年を経過したときは、時効により消滅するとされている。

債務者の資力は、景気の動向や時間の経過とともに日々変化することから、本来であれば、同事務所が、消滅時効の完成前に、債務者の財産調査を行うなど最新の資力の状況を把握した上で、国税徴収法の規定に基づく滞納処分手続を行うべきであったと考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(3)-ア

債務者の資力の状況等を勘案すると、履行延期の特約の措置を講じた方が、回収の可能性が高まる場合であっても、その措置を講じていない例

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	元本債権額 (平成25年度末)	履行期限を延長する 必要があると考 えられる事由
1	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成22年5月	173,657円	同じ債務者に対する返納金については、履行延期を行っているため
2	外務省	大臣官房会計課	一般会計	海外滞在費 貸出金債権	平成18年8月	49,369円	電話での連絡時に、債務者から履行延期の申出があったため
3	文部科学省	文化庁長官官房 政策課(会計室)	一般会計	返納金債権	平成19年度～ 22年度 (注)2	79,694,822円	数回の面談により、債務履行の意思は認められるが、弁済の具体的な見通しは立っていないため
4	農林水産省	北海道森林管理 局	一般会計 (注)3	損害賠償金 債権	不詳 (昭和35年以前)	1,791,728円	生活保護受給者となったため

(注)1 当省の調査結果による。

2 No.3の債権は、平成19年度から22年度にかけて発生したものであるが、歳入徴収官が債権の発生を確認した年月は24年6月である。

3 平成24年度までは国有林野事業特別会計である。

表2-(3)-ア- i 債務者の資力の状況等を勘案すると、履行延期の特約の措置を講じた方が、回収の可能性が高まる場合であっても、その措置を講じていない例 (No.2 の例)

府省等名	外務省
機関名	大臣官房会計課
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	海外滞在費貸出金債権
債権の発生原因	海外における一時的困窮者に対する貸付け
債権の発生年月	平成18年8月
元本債権額 (平成25年度末時点)	49,369円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第24条等の規定に基づき、その所掌に属する債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態であるときや、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるときなど、同条第1項各号に該当する場合に限り、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる(以下「履行延期の特約」という。)とされている。</p> <p>また、外務省の在外公館では、外務省設置法(平成11年法律第94号)第4条第1項第9号の規定(海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること)に基づき、盗難、紛失、その他の事情により一時的に少額金銭の貸与を求める邦人渡航者等に対して、家族からの送金を待つまでの間、最低限の費用の貸出しを行っている。</p> <p>外務省の在重慶日本国総領事館では、平成18年8月に、債務者(邦人渡航者)に対して、邦貨で5万円を貸し付けたが、履行期限までに納付されなかったため、20年1月に同省大臣官房会計課に債権を引き継いだ。</p> <p>貸付金債権は、同省大臣官房会計課が引き継いだ後は、同省領事局において、実質的な事務を行うこととなっており、同局では、平成22年4月に債務者に送付した督促状が不達であったことから、戸籍謄本の公用請求等を行い、23年11月に現住所に督促状を送付したところ、債務者から電話で連絡があった。</p> <p>この電話連絡の際、債務者は分割での返済を申し出たが、同局では、海外邦人援護短期貸出金の「貸付要綱」(平成15年4月領事局策定)において、貸付金の返済は一括で行うことと規定されていることから、債務者の資力の状況等を確認することなく、分割での返済は認められないと回答し、履行延期の特約の措置を講じていない。</p> <p>なお、債務者は平成24年5月までに返済するとしていたが、その後も弁済はない。</p> <p>本債権については、債務者自身が分割での弁済を申し出ていることを勘案すると、債務者の資力の状況等を確認した上で、債権を分割し、履行延期の特約の措置を講じた方が、債権回収の可能性が高まると考えられる。このため、その措置を講ずることが適当であると考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (3) -ア- ii 債務者の資力の状況等を勘案すると、履行延期の特約の措置を講じた方が、回収の可能性が高まる場合であっても、その措置を講じていない例 (No.3 の例)

府省等名	文部科学省
機関名	文化庁長官官房政策課 (会計室)
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	返納金債権
債権の発生原因	不適正な経理処理による委託費の返還
債権の発生年月	平成19年度～22年度 (注) 2
元本債権額 (平成25年度末時点)	79,694,822円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 24 条等の規定に基づき、その所掌に属する債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態であるときや、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるときなど、同条第 1 項各号に該当する場合に限り、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる (以下「履行延期の特約」という。) とされている。</p> <p>文化庁長官官房政策課では、芸術創造活動重点支援事業に係る請負契約等の不正経理に伴う返納金債権 9 件 (合計約 8,404 万円) について、平成 24 年 6 月に納入の告知を行ったが、26 年 2 月に 1 件の債権 (約 435 万円) が弁済されたのみで残りの 8 件の債権 (合計約 7,969 万円) は弁済されていない。</p> <p>同事業の担当課である文化庁芸術文化課は、平成 26 年 3 月に債務者と面談を行っており、その際に、債務者から、一括での弁済は困難であり、進行中の不正経理の責任者に対する損害賠償請求訴訟 (注) の賠償金を弁済原資に充てたいとして、弁済の猶予の申出を受けている。</p> <p>(注) 本債権は、債務者である団体に所属していた者による不正経理を発生の原因としており、団体は、当該不正経理の責任者に対し、損害賠償請求訴訟を行っている。文化庁では、債務者である団体から、損害賠償請求訴訟の判決が平成 26 年夏頃に出されると聞いていたが、遅延しているとしている (27 年 1 月末時点)。</p> <p>同庁芸術文化課では、上記について口頭による申出を受けているが、債務者の具体的な資力及び収入の状況、賠償金を獲得できる見込み及びその額、賠償金弁済後の返済見込み等について書面による確認を行わないまま、引き続き、8 件の債権の履行を請求しており、履行延期の特約の措置を講じていない。</p> <p>本債権については、次の理由から、履行延期の特約の措置を講じた方が徴収上有利となり、債権回収の可能性も高まると考えられる。このため、その措置を講ずることが適当であると考えられる。</p> <p>① 履行延期の特約を行う過程で、債務者から資力及び収入の状況が分かる書類を提出させることが可能となるため、少額でも弁済することが可能かどうか等の確認ができること。</p> <p>② 債務者との間で、完納までの具体的な見通しを立てることができること。</p> <p>③ 履行延期の特約を行う際に交わした書類は、時効中断の効力となる債務承認の証拠書類となること。</p> <p>④ 債務者に対して国の態度を明確にすることで、債務者に債権の存在をより強く認識させ、弁済が期待できること。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該債権は、平成 19 年度から 22 年度にかけて発生したものであるが、歳入徴収官が債権の発生を確認した年月は 24 年 6 月である。

表 2－(3)－ア－iii 債務者の資力の状況等を勘案すると、履行延期の特約の措置を講じた方が、回収の可能性が高まる場合であっても、その措置を講じていない例 (No.4 の例)

府省等名	農林水産省
機関名	北海道森林管理局
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	国有林の盗伐
債権の発生年月	不詳(昭和35年以前)
元本債権額 (平成 25 年度末時点)	1,791,728円
概要	<p>歳入徴収官は、債権管理法第 24 条等の規定に基づき、その所掌に属する債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態であるときや、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるときなど、同条第 1 項各号に該当する場合に限り、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる(以下「履行延期の特約」という。)とされている。</p> <p>北海道森林管理局では、昭和 30 年代に発生した国有林の盗伐に係る損害賠償金債権(約 180 万円)について、債務者からの弁済は、平成 18 年度以降滞っているが、少なくとも記録が残っている 10 年以降は、年 1 回督促状を送付しているのみで、債務者への電話連絡や面談などは行っていない。これに対し、債務者は、平成 23 年 11 月に支払う意思を示した書面を送っていたが、その後も弁済はないまま、25 年 2 月から生活保護を受給している旨を申し出ている。</p> <p>生活保護受給者のように債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときは、一括での返済が困難であるため、債権管理法第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、履行延期の特約を行い、債権を分割して納付させることができるが、北海道森林管理局では、その措置を講じていない。</p> <p>本債権については、債務者に弁済の意思があることや、債務者の資力の状況を勘案すると、履行延期の特約の措置を講じた方が、債権回収の可能性が高まると考えられる。このため、その措置を講ずることが適当であると考えられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (3) -イ 履行延期の特約について、法令に基づいた審査を行わずに、独自の判断で債権を分割し、履行期限の延長を認めている例

府省等名	外務省
機関名	大臣官房会計課
会計名（勘定名）	一般会計
債権の種類	返納金債権
債権の発生原因	留学費用の返還
債権の発生年月	債権 A：平成23年12月、債権 B：平成23年11月、債権 C：平成22年12月
元本債権額 （平成 25 年度末時点）	債権 A：7,440,000円、債権 B：4,794,753円、債権 C：2,850,000円
概 要	<p>債権の履行期限の延長等、債権の内容の変更については、財政法第 8 条において、国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基づくことを要するとされており、国の財産である債権が歳入徴収官の判断のみによって不利益に処分されることを禁止している。</p> <p>このため、歳入徴収官が債権を分割し、履行期限の延長を行う場合は、財政法第 8 条の規定に基づく特別の法的措置が必要であり、その措置の一つとして、債権管理法第 24 条の規定に基づく、債権の履行期限の延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約」という。）がある。</p> <p>債権管理法第 24 条によると、歳入徴収官は、その所掌に属する債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態であるときや、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるときなど、同条第 1 項各号に該当する場合に限り、履行延期の特約を行うことができるとされている。</p> <p>ただし、履行延期の特約を行うに当たっては、①財務大臣と協議した上で各省各庁の長の承認の下で行うこと、又はあらかじめ財務大臣と協議した基準に基づいて行うこと（債権管理法第 38 条）、②履行期限を延長する場合は原則 5 年で、債務者が無資力の場合は 10 年までの間で期限を定めること（同法第 25 条）、③担保を提供させ、かつ利息を附すこと（同法第 26 条）、ただし、債務者が無資力である場合は免除することができる（債権管理法施行令第 30 条）等の条件を定めている。</p> <p>外務省大臣官房会計課では、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成 18 年 6 月 14 日法律第 70 号）第 3 条の規定に基づき、留学後、5 年以内に退職する職員に対して留学費用の返還を請求しており、当省の調査時点（平成 25 年度末）において、退職者 4 名についての債権を管理している。</p> <p>このうち、3 名の債権については、以下のとおり、債権管理法令に定められた履行延期の特約の審査を行わずに、独自の判断に基づき債権を分割し、履行期限の延長を認めている。</p> <p>① 履行期限の延長を認めた当時（平成 22 年 12 月から 23 年 12 月）、外務省では、財務大臣との協議に基づく履行延期の特約の基準が定められていないことから、履行延期の特約を行う場合は、案件ごとに財務大臣と協議を行い、各省各庁の長の承認の下で行う必要があるが、これを行っていない。</p> <p>② 履行延期の特約を認める場合であっても、債務者が一括弁済できるだけの資力を有していないことを確認する必要があるが、外務省では、2 名の債権（A 及び C）について、債務者の資力を確認しておらず、残る 1 名の債権（B）も給与明細のみの情報の把握にとどまり、その他預貯金等の資産が不明であることから、当時 3 名</p>

が一括弁済できない資力であったかは不明である。

- ③ 履行延期の特約を認める場合であっても、履行期限の延長期間は原則5年（債務者が無資力の場合は10年）とされているにもかかわらず、2名の債権（A及びB）の延長期間は、それぞれ16年及び12年と延長期間を超過している。
- ④ 履行延期の特約を認める場合であっても、担保を提供させ、かつ、利息を附す必要があるが、これを行っていない。

履行延期の特約に係る規定は、財政法第8条の規定に基づき、法律によって債権の内容を変更するための特別の規定であることから、本債権のように、債権を分割し、履行期限の延長を認める場合は、外務省大臣官房会計課は、債権管理法令の規定に基づく履行延期の特約の審査を行うべきであったと考えられる。

表 履行延期の内容

債権	平成25年度末の 債権現在額	履行期間	資力の状況	弁済状況
A	7,440,000円	平成23年12月～ 40年3月	不明	弁済中
B	4,794,753円	平成23年11月～ 36年4月	平成23年10月の給 与明細（約20万円）	弁済中
C	2,850,000円	平成22年12月～ 27年12月	不明	平成25年3月 の弁済を最後 に滞納中

(注) 当省の調査結果による。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(4)-ア

消滅時効の完成までに一度も弁済がなく、完成後も1年以上弁済の意思が確認できないなど、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、この処理を行っていない例

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	消滅時効が完 成した年月	みなし消滅とし て処理すべき 債権額(平成 25年度末)
1	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和51年4月	昭和61年3月	1,544,928円
2	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和53年9月	昭和63年8月	1,474,200円
3	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	昭和40年4月	234,228円
4	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	昭和40年4月	188,472円
5	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	昭和40年4月	188,472円
6	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	昭和40年4月	188,472円
7	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	昭和40年4月	188,472円
8	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	昭和40年4月	188,472円
9	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	昭和40年4月	155,880円
10	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和31年5月	昭和41年4月	4,000円
11	厚生労働省	職業安定局	労働保険 特別会計 (雇用勘 定)	返納金債権	平成9年3月	平成19年3月	1,910,400円
12	厚生労働省	職業安定局	労働保険 特別会計 (雇用勘 定)	返納金債権	平成8年3月	平成18年3月	1,756,800円
13	厚生労働省	職業安定局	労働保険 特別会計 (雇用勘 定)	返納金債権	平成8年3月	平成18年3月	1,756,800円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	消滅時効が完 成した年月	みなし消滅とし て処理すべき 債権額(平成 25年度末)
14	厚生労働省	職業安定局	労働保険 特別会計 (雇用勘 定)	返納金債権	平成8年3月	平成18年3月	1,317,600円
15	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成17年6月	平成20年12月 ～23年4月	56,180,806円
16	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成15年8月	平成19年6月～ 21年8月	38,018,879円
17	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成14年11月	平成19年12月 ～20年11月	37,151,437円
18	厚生労働省	東京労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	返納金債権	平成10年5月	平成20年3月	13,153,978円
19	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成18年2月	平成24年2月	19,759,219円 ※
20	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	昭和51年5月	昭和54年5月～ 56年5月	6,684,787円 ※
21	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	昭和53年10月	昭和56年10月 ～57年5月	1,642,480円 ※
22	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	昭和51年7月	昭和54年7月～ 55年4月	1,615,000円 ※
23	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	損害賠償金 債権	平成5年12月	平成11年1月	3,244,500円
24	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成11年4月 ～12年4月	平成16年4月～ 17年4月	2,651,000円
25	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成18年4月 ～20年4月	平成23年4月～ 25年4月	1,058,600円
26	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成14年4月 ～15年4月	平成20年4月	1,033,400円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	消滅時効が完 成した年月	みなし消滅とし て処理すべき 債権額(平成 25年度末)
27	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	損害賠償金 債権	平成2年12月	平成8年1月	784,808円
28	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成14年4月 ～17年4月	平成19年4月～ 22年4月	752,700円
29	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	損害賠償金 債権	平成4年10月	平成9年10月	536,145円
30	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成4年5月～ 10年4月	平成9年5月～ 15年4月	292,200円
31	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	損害賠償金 債権	平成6年7月	平成11年7月	75,190円
32	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成10年4月	平成15年4月	7,100円
33	農林水産省	東北森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成12年4月	平成17年4月	4,200円
34	農林水産省	九州森林管理局	一般会計 (注)3	物件貸付料 債権	平成18年8月 ～19年9月	平成25年9月	126,000円
35	国土交通省	四国地方整備局	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	利息債権	平成13年10月	平成23年10月	268,945円
36	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成17年5月 ～19年5月	平成20年5月～ 22年5月	2,168,140円
37	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成13年6月	平成16年7月	717,720円
38	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成16年6月	平成19年7月	487,900円
39	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成12年2月 ～5月	平成15年3月～ 5月	338,600円

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	消滅時効が完 成した年月	みなし消滅とし て処理すべき 債権額(平成 25年度末)
40	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年11月	平成14年11月	308,000円
41	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成10年9月 ～10月	平成13年10月	219,480円
42	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年4月	平成14年4月	206,745円
43	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成12年10月 ～13年1月	平成15年10月 ～16年1月	149,930円
44	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成10年4月	平成13年5月	118,690円
45	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成12年12月	平成16年1月	88,240円
46	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年12月	平成14年12月	79,830円
47	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年3月	平成14年4月	52,740円
48	防衛省	自衛隊中央病院	一般会計	病院等療養 費債権	平成11年4月	平成14年5月	39,570円

(注)1 当省の調査結果による。

2 「債権の発生年月」欄には、みなし消滅として処理すべき債権についての発生年月を記載している。

3 平成24年度までは国有林野事業特別会計である。

4 表枠外の「※」印は、平成27年1月31日時点において、当省の指摘に対応した措置が講じられていることを表す。

表 2-(4) -ア- i 消滅時効の完成までに一度も弁済がなく、完成後も 1 年以上弁済の意思が確認できないなど、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、この処理を行っていない例 (No.1~10 の例)

府省等名	外務省																																																
機関名	領事局																																																
会計名 (勘定名)	一般会計																																																
債権の種類	帰国費貸付金債権																																																
債権の発生原因	国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律に基づく、在外邦人への帰国費の貸付け																																																
債権の発生年月	①昭和30年5月：7件、②昭和31年5月：1件、③昭和51年4月：1件、④昭和53年9月：1件																																																
元本債権額 (平成 25 年度末時点)	4,355,596円 (10件の債権の合計額)																																																
概要	<p>歳入徴収官は、その所掌に属する債権について、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがある場合は、債権管理事務取扱規則第 30 条第 1 号の規定に基づき、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとされている。</p> <p>また、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがある場合について、『債権管理法講義』(平成 23 年 8 月 29 日初版。一般財団法人大蔵財務協会発行)によると、債務者の時効の援用の意思の有無を確認することができない債権であっても、時効完成前における債務者の弁済の誠意又は資力の状況等から判断すれば、当然時効を援用し、その履行に応じないものと考えられるので、時効が完成した債権については、消滅したものとみなして処理することができるとされている。</p> <p>外務省の在外公館では、生活困窮等のため、自己の負担において帰国することができない在外邦人を国が援助して帰国させる必要がある場合には、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭和 28 年法律第 236 号。以下「国援法」という。)の規定に基づき、領事官が帰国費の貸付け(以下「帰国費貸付金債権」という。)を行っている。</p> <p>当省が調査時点(平成 25 年度末)において、外務省が管理していた帰国費貸付金債権について、債権額が高額なものや債権の発生時期が古いものを計 20 件抽出して、その管理状況を調査したところ、連絡先を把握しているものについては、いずれも督促を行っていたが、次のとおり、債権発生(貸付け)以降、債務者からは一度も弁済がないままに 30 年以上が経過し、途中、有効な時効の中断措置がとられていないことから、既に消滅時効(10 年)^(注)が完成している例が 10 件(債権の合計額は約 436 万円)あった。</p> <p>(注) 金銭の貸付けによる消滅時効は、民法第 167 条第 1 項の規定によって、10 年とされている。</p> <p style="text-align: center;">帰国費貸付金債権のうち、これまで弁済がないまま消滅時効が完成している例</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>事例</th> <th>貸付年月</th> <th>貸付残高</th> <th>弁済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昭和51年4月</td> <td>1,544,928</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>昭和53年9月</td> <td>1,474,200</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>昭和30年5月</td> <td>234,228</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>〃</td> <td>188,472</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>〃</td> <td>188,472</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>〃</td> <td>188,472</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>〃</td> <td>188,472</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>〃</td> <td>188,472</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>〃</td> <td>155,880</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>昭和31年5月</td> <td>4,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>4,355,596</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 当省の調査結果による。 2 「貸付残高」及び「弁済額」は、いずれも平成25年度末現在</p>	事例	貸付年月	貸付残高	弁済額	1	昭和51年4月	1,544,928	0	2	昭和53年9月	1,474,200	0	3	昭和30年5月	234,228	0	4	〃	188,472	0	5	〃	188,472	0	6	〃	188,472	0	7	〃	188,472	0	8	〃	188,472	0	9	〃	155,880	0	10	昭和31年5月	4,000	0	合計	—	4,355,596	0
事例	貸付年月	貸付残高	弁済額																																														
1	昭和51年4月	1,544,928	0																																														
2	昭和53年9月	1,474,200	0																																														
3	昭和30年5月	234,228	0																																														
4	〃	188,472	0																																														
5	〃	188,472	0																																														
6	〃	188,472	0																																														
7	〃	188,472	0																																														
8	〃	188,472	0																																														
9	〃	155,880	0																																														
10	昭和31年5月	4,000	0																																														
合計	—	4,355,596	0																																														

	<p>外務省では、当省の調査時点（平成 25 年度末）においても、債権として管理していることについて、帰国費貸付金債権は、国援法の規定により、帰国者本人が帰国費を償還することができないときは、帰国者の配偶者又は扶養義務者にも償還請求を行うことができるとされていることから、該当者が生存している限り、債権を消滅したものとみなして整理していないとしている。</p> <p>しかし、本件のように、債権発生以降、帰国者本人はもとより帰国者の配偶者又は扶養義務者から一度も弁済がないまま消滅時効が完成し、時効完成後も弁済がなく、弁済の意思が確認できない例については、債権管理事務取扱規則第 30 条第 1 号の規定に基づき、当該債権は消滅したものとして整理することが適当であると考えられる。</p> <p>なお、今回の調査結果を踏まえ、当省が上記で抽出した債権とは別に、同様の事例の有無について、外務省に確認したところ、平成 26 年 7 月末現在で、債権発生以降一度も弁済はなく、消滅時効（10 年）の期日が到来している債権が 117 件あり、債権の合計額は約 2,795 万円となっていた。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 2－(4)－ア－ii 消滅時効の完成までに一度も弁済がなく、完成後も 1 年以上弁済の意思が確認できないなど、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、この処理を行っていない例 (No.15 の例)

府省等名	厚生労働省
機関名	東京労働局
会計名 (勘定名)	労働保険特別会計 (労災勘定)
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	第三者行為災害による損害賠償請求の求償権
債権の発生年月	平成17年6月
元本債権額 (平成 25 年度末時点)	56, 180, 806円
概要	<p>歳入徴収官は、その所掌に属する債権について、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがある場合は、債権管理事務取扱規則第 30 条第 1 号の規定に基づき、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとされている。</p> <p>また、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがある場合について、『債権管理法講義』(平成 23 年 8 月 29 日初版。一般財団法人大蔵財務協会発行)によると、債務者の時効の援用の意思の有無を確認することができない債権であっても、時効完成前における債務者の弁済の誠意又は資力の状況等から判断すれば、当然時効を援用し、その履行に応じないものと考えられるので、時効が完成した債権については、消滅したものとみなして処理できるとされている。</p> <p>東京労働局では、平成 17 年 6 月に発生した第三者行為災害^(注1)に係る損害賠償請求権の取得による求償権^(注2)(約 5,618 万円)について、文書による督促を行っていたが、一度も弁済がないまま、20 年 12 月から 23 年 4 月までの間に全て消滅時効(3 年)が完成し、当省の調査時点(25 年度末)においても同額を履行期限到来債権として管理している。</p> <p>一方、同局は、本債権の全ての消滅時効が完成する以前の平成 19 年 9 月に、債務者が住民票を移さないまま転居している事実を把握しているが、その後も住民票に記載された住所へ督促状等を送付することを繰り返している(いずれも転居先不明で返戻)。</p> <p>(注 1) 通勤途上の交通事故被害等のように労働者災害補償保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じたものであって、当該事故の被災労働者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合を指す。</p> <p>当該事故の発生は、平成 17 年 6 月だが、第三者行為災害の被害者の療養給付等が継続していることから、債務者には、同年 11 月から 20 年 3 月までの間に 7 回に分けて請求(納入告知書の送付)している。</p> <p>(注 2) 労働者災害補償保険法第 12 条の 4 の規定に基づき、政府は、保険給付の原因である事故が第三者行為災害によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている。</p> <p>同局では、債務者から時効援用の意思を確認できないとして、本債権を消滅したものとみなして整理せず、債権として管理しているが、次の理由から、本債権は、今後とも債権回収できる見込みは低く、債権管理事務取扱規則第 30 条第 1 号の規定に基づき、本債権は消滅したものとみなして整理することが適当であると考えられる。</p>

	<p>① 債権発生から一度も弁済がないまま8年以上が経過しており、3年の消滅時効は既に完成していること。</p> <p>② 現時点で債務者の正確な住所を把握できておらず、弁済の意思を確認することはできないこと。</p> <p>③ 今後、債務者の所在を特定し、督促を行ったとしても、債権発生から一度も弁済がないまま既に8年以上が経過しているため、時効を援用し、その履行には応じないと考えられること。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (4) -ア- iii 消滅時効の完成までに一度も弁済がなく、完成後も 1 年以上弁済の意思が確認できないなど、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、この処理を行っていない例 (No.41 の例)

府省等名	防衛省
機関名	自衛隊中央病院
会計名 (勘定名)	一般会計
債権の種類	病院等療養費債権
債権の発生原因	診療費個人負担分の未払い
債権の発生年月	平成10年9月～10月
元本債権額 (平成 25 年度末時点)	219, 480円
概要	<p>歳入徴収官は、その所掌に属する債権について、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがある場合は、債権管理事務取扱規則第 30 条第 1 号の規定に基づき、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとされている。</p> <p>また、消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがある場合について、『債権管理法講義』(平成 23 年 8 月 29 日初版。一般財団法人大蔵財務協会発行)によると、債務者の時効の援用の意思の有無を確認することができない債権であっても、時効完成前における債務者の弁済の誠意又は資力の状況等から判断すれば、当然時効を援用し、その履行に応じないものと考えられるので、時効が完成した債権については、消滅したものとみなして処理できるとされている。</p> <p>自衛隊中央病院では、平成 10 年 9 月から 10 月までの入院費を滞納している病院等療養費債権 (約 22 万円) について、同年 10 月に債務者に納入告知書を送付しているが、一度も弁済がないまま、13 年 10 月に消滅時効 (3 年) は完成し、当省の調査時点 (25 年度末) においても、同額を履行期限到来債権として管理している。</p> <p>同病院は、本債権が発生してから消滅時効完成までの間、文書による督促を行っていたとしているが (督促の記録は残しておらず、債務者の弁済の意思は確認できない)、同病院が本債権の消滅時効完成後の平成 21 年 6 月に、関係地方公共団体に対して、債務者の居住の有無等を照会したが、同病院が把握していた住所 (町名、地番及び部屋番号) が不明確であったことから、調査不可能である旨の回答を得ており、現在も同病院では債務者の正確な住所を把握できていない。</p> <p>同病院では、債務者から時効援用の意思を確認できないとして、本債権を消滅したものとみなして整理せず、債権として管理しているが、次の理由から、本債権は、今後も債権回収できる見込みは低く、債権管理事務取扱規則第 30 条第 1 号の規定に基づき、本債権は消滅したものとみなして整理することが適当であると考えられる。</p> <p>① 債権発生から一度も弁済がないまま 15 年以上が経過しており、3 年の消滅時効は既に完成していること。</p> <p>② 現時点で債務者の正確な住所を把握できておらず、消滅時効が完成した現在において、弁済の意思を確認することはできないこと。</p> <p>③ 今後、債務者の所在を特定し、督促を行ったとしても、債権発生から一度も弁済がないまま既に 15 年以上が経過しているため、時効を援用し、その履行には応じないと考えられること。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(4)-イ

破産により債務を免れている等の理由から、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、1年以上この処理を行っていない例

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	みなし消滅 として処理 すべき事由	みなし消滅として 処理すべき事由 の発生年月	みなし消滅と して処理すべ き債権額(平 成25年度末)	
1	総務省	東北総合通信局	一般会計	電波利用 料債権	平成8年3月	法人の清算 結了	平成19年9月	4円	※
2	外務省	大臣官房会計課	一般会計	損害賠償 金債権	平成8年3月	法人の清算 結了	平成21年6月	94,224円	
3	厚生労働省	労働基準局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	返納金債 権	平成19年2月	破産法等の 規定による 免責	平成21年8月	221,959円	
4	厚生労働省	職業安定局	労働保険 特別会計 (雇用勘 定)	損害賠償 金債権	平成8年3月	法人の清算 結了	平成21年6月	15,770円	※
5	厚生労働省	山口労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償 金債権	平成22年1月	破産法等の 規定による 免責	平成24年3月	9,397,883円	※
6	経済産業省	大臣官房会計課	一般会計	返納金債 権	平成22年4月	破産法等の 規定による 免責	平成23年10月	211,335円	※
7	国土交通省	相武国道事務所	社会資本 整備事業 特別会計 (道路整備 勘定)	物件使用 料債権	平成20年4月	破産法等の 規定による 免責	平成22年5月	14,229円	
8	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用 料債権	平成13年4月	破産法等の 規定による 免責	平成15年2月	54,391円	※
9	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用 料債権	平成14年4月	破産法等の 規定による 免責	平成17年5月	509円	※

(注)1 当省の調査結果による。

2 「債権の発生年月」欄には、みなし消滅として処理すべき債権についての発生年月を記載している。

3 表枠外の「※」印は、平成27年1月31日時点において、当省の指摘に対応した措置が講じられていることを表す。

表 2-(4) -イ- i 破産により債務を免れている等の理由から、みなし消滅による処理が適当であるにもかかわらず、1年以上この処理を行っていない例 (No.5 の例)

府省等名	厚生労働省
機関名	山口労働局
会計名 (勘定名)	労働保険特別会計 (労災勘定)
債権の種類	損害賠償金債権
債権の発生原因	第三者行為災害による損害賠償請求の求償権
債権の発生年月	平成22年1月
元本債権額 (平成25年度末時点)	9,397,883円
概要	<p>歳入徴収官は、その所掌に属する債権について、破産法等の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれた場合は、債権管理事務取扱規則第30条第4号の規定に基づき、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとされている。</p> <p>山口労働局では、平成22年1月に発生した第三者行為災害^(注1)による損害賠償請求の求償権^(注2)(約940万円)について、債務者である個人の破産手続が24年3月に終了し、同年6月に免責許可を受けた事実を25年2月には把握していることから、債権管理事務取扱規則第30条第4号の規定に基づき、債権を消滅したものとみなして整理することが適当であるにもかかわらず、当省の調査時点(25年度末)においても、この処理を行っていない。このため、本債権は、債権管理簿上に回収すべき債権として登載されたままとなっている。</p> <p>(注1) 通勤途上の交通事故被害等のように労働者災害補償保険給付の原因である事故が第三者の行為等によって生じたものであって、当該事故の被災労働者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合を指す。</p> <p>(注2) 労働者災害補償保険法第12条の4の規定に基づき、政府は、保険給付の原因である事故が第三者行為災害によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(4)-ウ

既に債権が消滅しているにもかかわらず、1年以上不納欠損処理を行っていない例

No.	府省等名	機関名	会計名 (勘定名)	債権の 種類	債権の 発生年月	不納欠損として処 理すべき事由	債権が消滅した 年月	不納欠損処理す べき又はした債 権額(平成25年 度末)
1	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	消滅時効の完成 及び援用	平成24年12月	188,472円
2	外務省	領事局	一般会計	帰国費貸付 金債権	昭和30年5月	消滅時効の完成 及び援用	平成24年12月	188,472円
3	厚生労働省	岡山労働局	労働保険 特別会計 (労災勘 定)	損害賠償金 債権	平成19年4月	消滅時効の完成 (援用不要)	平成21年5月	2,336,000円 ※
4	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成8年4月～ 17年4月	消滅時効の完成 (援用不要)	平成23年12月	11,577,515円 ※
5	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成8年4月～ 17年4月	消滅時効の完成 (援用不要)	平成23年12月	3,434,821円 ※
6	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成12年4月 ～13年4月	消滅時効の完成 (援用不要)	平成18年3月 ～19年3月	299,672円 ※
7	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成15年4月	消滅時効の完成 (援用不要)	平成18年12月	185,930円 ※
8	環境省	大臣官房会計課	一般会計	物件使用料 債権	平成13年4月	消滅時効の完成 (援用不要)	平成19年2月	3,080円 ※
9	日本年金機 構	豊橋年金事務所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成14年1月 ～20年8月	消滅時効の完成 (援用不要)	平成16年9月 ～22年9月	14,323,517円 ※
10	日本年金機 構	豊橋年金事務所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成16年5月 ～19年2月	消滅時効の完成 (援用不要)	平成20年8月 ～21年3月	4,566,318円 ※
11	日本年金機 構	広島東年金事務 所	—	保険料債権 及び児童手 当拠出金債 権	平成17年7月 ～18年5月	消滅時効の完成 (援用不要)	平成22年5月	38,810,449円 ※

(注)1 当省の調査結果による。

2 「債権の発生年月」欄には、不納欠損処理すべき又はした債権についての発生年月を記載している。

3 表枠外の「※」印は、平成27年1月31日時点において、当省の指摘に対応した措置が講じられていることを表す。

表 2-(4)-ウ- i 既に債権が消滅しているにもかかわらず、1年以上不納欠損処理を行っていない例
(No.4 の例)

府省等名	環境省
機関名	大臣官房会計課
会計名(勘定名)	一般会計
債権の種類	物件使用料債権
債権の発生原因	国立公園内の土地使用
債権の発生年月	平成8年4月～17年4月
元本債権額 (平成25年度末時点)	11,577,515円
概要	<p>歳入徴収官は、歳入徴収官事務規程第27条第1項第2号の規定に基づき、債権が法律の規定により債務者の援用を待たず消滅するときは、消滅時効が完成したときに、直ちに当該債権を不納欠損として整理する旨を明らかにしなければならないとされている。</p> <p>環境省大臣官房会計課では、平成8年4月から17年4月までの間に、国立公園内の土地使用許可に伴い発生した物件使用料債権(約1,158万円)について、納付督促を行い、18年12月に債務承認書を提出させているが、債務者から弁済は得られず、その後は時効中断措置が講じられていなかったことから、23年12月に消滅時効(5年)^(注)が完成している。</p> <p>(注) 国立公園内の土地使用許可に伴い発生した物件使用料債権は、環境省の「債権管理マニュアル」において、債務者の援用を待たず5年をもって時効消滅するものとされている。</p> <p>しかし、同課では、消滅時効が完成し、1年以上が経過した当省の調査時点(平成25年度末)においても、不納欠損処理を行っておらず、債権管理簿上に回収すべき債権として登載されたままとなっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-ウ-ii 既に債権が消滅しているにもかかわらず、1年以上不納欠損処理を行っていない例
(No.9 の例)

府省等名	日本年金機構
機関名	豊橋年金事務所
会計名(勘定名)	—
債権の種類	保険料債権及び児童手当拠出金債権
債権の発生原因	健康保険料及び児童手当拠出金
債権の発生年月	平成14年1月～20年8月
元本債権額 (平成25年度末時点)	14,323,517円
概要	<p>歳入徴収官は、歳入徴収官事務規程第27条第1項第2号の規定に基づき、債権が法律の規定により債務者の援用を待たず消滅するときは、消滅時効が完成したときに、直ちに当該債権を不納欠損として整理する旨を明らかにしなければならないとされている。</p> <p>豊橋年金事務所では、平成14年1月から20年8月までの間に発生した、健康保険に係る保険料債権及び児童手当拠出金債権(約1,432万円。両債権の元本合計額)について、納付督促を行っていたが、債務者から弁済は得られず、その後は時効中断措置が講じられていなかったことから、16年9月から順次時効(2年)^(注)が完成し、22年9月には全ての債権の時効が完成している。</p> <p>(注) 健康保険料及び児童手当拠出金を徴収する権利は、それぞれ健康保険法第193条第1項及び児童手当法第23条の規定に基づき、2年を経過したときは、時効により消滅するとされている。</p> <p>しかし、同事務所では、本債権について、消滅時効が完成し、1年以上が経過した平成24年3月まで不納欠損処理を行っておらず、最も古い債権で7年6か月、最も新しい債権で2年6か月の間、債権管理簿上に回収すべき債権として登載されたままとなっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑤ 優先的に処理すべき債権について、債権の管理状況をリスト化し、組織的にチェックする仕組みを構築している例

府省等名	財務省																																																																										
機関名	関東財務局																																																																										
概要	<p>関東財務局は、平成 22 年 3 月、既に履行期限が到来している債権のうち、弁済がなされず滞納となっている債権（以下「収納未済債権」という。）の管理状況等を随時把握し、債務者から納付の遅滞があった場合は督促等を適時に行い、消滅時効の完成が迫った案件の時効中断措置を適時に講ずるなど速やかな対応を執ることにより、収納未済債権の滞留化・累増化を防止し、早期解消等を図るため、収納未済債権の進行管理表を制定している。</p> <p>この進行管理表は、収納未済債権について、債務者単位で収納未済額（元本）、支払状況等の基本的な管理情報のほか、今後の対応や優先度を記載するものとされており、同局及び同局管内の財務事務所等では、この進行管理表を用いて収納未済債権をリスト化し、債権を管理している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">収納未済債権の進行管理表の制定について（抜粋）</p> <p>2. 進行管理表に登載する収納未済債権の範囲</p> <p>年度末現在でアダムスⅡから出力される収納未済一覧表に掲載された収納未済債権を対象とする。</p> <p>収納未済債権進行管理表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発生年度</th> <th>No.</th> <th>前年度末整理区分</th> <th>債務者番号</th> <th><略></th> <th>時効完成予定日</th> <th><略></th> <th>今後の対応</th> <th>優先度</th> <th><略></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>記載要領</p> <p>別記 1：今後の対応（区分表）の判断基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>内容</th> <th>具体事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>入金状況を注視するもの</td> <td>債務者から申告のあった支払い方法により弁済がなされているもの、和解により支払債権額が確定し和解金額の履行を待っているもの等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>督促・折衝等を要するもの</td> <td>債権の支払い（含む支払いの増額）について、督促・折衝を要するもの等（例えば、電話・文書・臨戸による督促、増額折衝、債務確認書・支払計画書等の徴求折衝など）<略></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>催告書の発送を要するもの</td> <td>内容証明郵便に係る催告書の発送を要するもの等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><略></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>みなし消滅等を要するもの</td> <td>みなし消滅、徴収停止、履行延期の措置を要するもの等<略></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>方針検討</td> <td>債務者が行方不明のもの、相続人が未確定のもの、生活保護受給前の債権で回収困難なもの、貸付契約解除を要するもの、勝訴判決後に債権回収を図る必要があるもの等、今後処理方針の検討を要するもの <略></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><略></td> </tr> </tbody> </table> </div>	発生年度	No.	前年度末整理区分	債務者番号	<略>	時効完成予定日	<略>	今後の対応	優先度	<略>		1										2																													番号	内容	具体事項	1	入金状況を注視するもの	債務者から申告のあった支払い方法により弁済がなされているもの、和解により支払債権額が確定し和解金額の履行を待っているもの等	2	督促・折衝等を要するもの	債権の支払い（含む支払いの増額）について、督促・折衝を要するもの等（例えば、電話・文書・臨戸による督促、増額折衝、債務確認書・支払計画書等の徴求折衝など）<略>	3	催告書の発送を要するもの	内容証明郵便に係る催告書の発送を要するもの等	<略>			8	みなし消滅等を要するもの	みなし消滅、徴収停止、履行延期の措置を要するもの等<略>	9	方針検討	債務者が行方不明のもの、相続人が未確定のもの、生活保護受給前の債権で回収困難なもの、貸付契約解除を要するもの、勝訴判決後に債権回収を図る必要があるもの等、今後処理方針の検討を要するもの <略>	<略>		
発生年度	No.	前年度末整理区分	債務者番号	<略>	時効完成予定日	<略>	今後の対応	優先度	<略>																																																																		
	1																																																																										
	2																																																																										
番号	内容	具体事項																																																																									
1	入金状況を注視するもの	債務者から申告のあった支払い方法により弁済がなされているもの、和解により支払債権額が確定し和解金額の履行を待っているもの等																																																																									
2	督促・折衝等を要するもの	債権の支払い（含む支払いの増額）について、督促・折衝を要するもの等（例えば、電話・文書・臨戸による督促、増額折衝、債務確認書・支払計画書等の徴求折衝など）<略>																																																																									
3	催告書の発送を要するもの	内容証明郵便に係る催告書の発送を要するもの等																																																																									
<略>																																																																											
8	みなし消滅等を要するもの	みなし消滅、徴収停止、履行延期の措置を要するもの等<略>																																																																									
9	方針検討	債務者が行方不明のもの、相続人が未確定のもの、生活保護受給前の債権で回収困難なもの、貸付契約解除を要するもの、勝訴判決後に債権回収を図る必要があるもの等、今後処理方針の検討を要するもの <略>																																																																									
<略>																																																																											

別記2：優先度（A、B、C）の判断基準

優先区分	対応措置区分	具体事項
A	直ぐに対応するもの	時効中断措置を要するもの、長期未入金又は未済額過大のもの (時効期限が□年以内に到来、過去△年以上全く納入なし、 <u>収納未済額が××万円を超えるものなど</u>)
B	必要に応じて措置するもの	優先度A及びC以外のもの (入金額が少額で未済額が遡増中のものなど)
C	債務者の対応を注視するもの	入金中又は債務者の調査結果待ちのもの (支払計画等に基づき分割返済中、債務者の死亡により相続協議中など)

(注) 1 下線は当省が付した。

2 具体の金額や期間については、明らかにすると債権管理上支障があるため、当省において記号化した。

なお、同局では、不動産売払代債権、物件貸付料債権等の債権が平成24年度に約201億442万円発生しており、同年度末の債権現在額は約6億8,617万円、このうち収納未済債権が約4億9,474万円（債権数866件、債務者数64人^(注1)）となっている。また、同局では、これらの債権を管理するため、総務部次長を歳入徴収官とし、管財第2部国有財産調整官のほか8名の職員（うち非常勤職員4名）で債権管理事務を担当している。

今回、上記の収納未済債権及び不納欠損の整理を行った債権の中から抽出調査した債権29案件^(注2)の管理状況をみると、収納未済債権の進行管理表を導入した平成22年度以降は、適時適切に時効中断の措置がとられており、21年度以前に既に消滅時効が完成するなどしていた4案件を除くと、消滅時効が完成した案件は生じていない。

(注1) 債権種類（物件貸付料債権、損害賠償金債権、返納金債権等）ごとの債務者の総計であり、一債務者につき、物件貸付料債権及び損害賠償金債権を有している場合は重複計上している。

(注2) 同局が保有する平成25年度末現在の収納未済債権のうち債権額（元本）が大きいもの、債権の発生時期が古いものなどの条件を設定して抽出した27案件及び同局本局が23年度から25年度までの間に不納欠損の整理を行った債権2案件の計29案件である。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑥ 滞納期間と債務者の資力状況に着目し、一定の水準以上の債権については、確実に強制履行を義務付ける基準を独自に設けている例

府省等名	日本年金機構												
概 要	<p>国税徴収法第 47 条において、徴収職員は、滞納者の国税につき、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないとき等は、その財産を差し押えなければならないとされている。</p> <p>日本年金機構は、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 109 条の 4 第 1 項第 24 号の規定に基づき、国民年金保険料等の徴収時における国税徴収等の例による処分等の権限を厚生労働大臣から委任されていることから、徴収に当たり、滞納者が督促後も債権を完納しない場合には、財産を差し押さえるため滞納処分の手続をとる必要がある。</p> <p>他方、厚生労働省の「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」においては、国民年金保険料の強制徴収の取組が低調であることから、平成 25 年 12 月 13 日に、同保険料の滞納者について、費用対効果の観点から日本年金機構の実施体制を確保しつつ、まずは高所得者でありながら長期間保険料を滞納している者に重点化するなど、滞納者の所得などによって一定の基準を設けて、その基準に該当する者には必ず督促を実施する取組を始めるよう、報告を取りまとめた。</p> <p>日本年金機構では、上記報告を踏まえ、平成 26 年 1 月 24 日に、強制徴収対象者のうち、「控除後所得額が 400 万円以上かつ未納月数 13 月以上の者で、度重なる督促にもかかわらず納付する意思がない者」に対して、財産調査や差押えなどの強制徴収に積極的に取り組む旨を公表し、26 年 2 月及び 3 月を取組強化期間とした。</p> <p>この結果、下表のとおり、平成 26 年 2 月及び 3 月で、当該取組の対象者 9,252 件のうち、2,722 件に対して差押えを実施し、また、実際に差押えに至るまでの納付の奨励等によって、3,681 件が自主的に納付された。</p> <p>また、年度内全体の差押え件数についても、平成 24 年度 6,208 件から 25 年度 10,476 件に増加（約 69%増）した。</p> <p>当該取組について、日本年金機構では、明確に基準を示したことで、各年金事務所においても強制徴収の実施に係る判断がしやすくなった、また、差押えを背景として納付を奨励することで自主的な納付が増加したと考えられるとしている。</p> <p>同機構では、取組強化期間での成果を踏まえ、平成 26 年 4 月以降についても同様の基準で徴収を強化していくこととしている。</p> <p style="text-align: center;">表 平成 26 年 2 月及び 3 月の取組強化期間の結果</p> <table border="1" data-bbox="359 1601 1157 1870"> <tr> <td>取組の対象者</td> <td>9,252 件</td> </tr> <tr> <td> 納付に結びついたもの</td> <td>6,403 件</td> </tr> <tr> <td> 自主的な納付</td> <td>3,681 件</td> </tr> <tr> <td> 差押え実施</td> <td>2,722 件</td> </tr> <tr> <td> 財産調査中</td> <td>2,798 件</td> </tr> <tr> <td> 転出等</td> <td>51 件</td> </tr> </table> <p>(注) 日本年金機構の公表資料に基づき、当省が作成した。</p>	取組の対象者	9,252 件	納付に結びついたもの	6,403 件	自主的な納付	3,681 件	差押え実施	2,722 件	財産調査中	2,798 件	転出等	51 件
取組の対象者	9,252 件												
納付に結びついたもの	6,403 件												
自主的な納付	3,681 件												
差押え実施	2,722 件												
財産調査中	2,798 件												
転出等	51 件												

(注) 当省の調査結果による。

表 2-⑦ 放棄した債権を議会に報告している地方公共団体の例（兵庫県芦屋市）

○ 芦屋市債権管理に関する条例（平成 21 年 3 月 27 日条例第 13 号）-抄-

（債権の放棄）

第 7 条 市長は、市の債権（消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該債権の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成したとき（時効完成後に債務者が当該債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (5) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

（報告）

第 8 条 市長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。

○ 芦屋市債権管理に関する条例施行規則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 21 号）-抄-

（報告）

第 4 条 条例第 8 条の規定に基づき議会に報告する事項は、次のとおりとし、様式第 2 号により報告する。

- (1) 債権の名称
- (2) 放棄した債権の額
- (3) 放棄した事由
- (4) その他必要な事項

○ 芦屋市が条例に基づき放棄した債権の一覧（平成 24 年 6 月議会報告分）（抜粋）

（単位：千円、件）

債権の名称	放棄した債権の額	権利放棄した事由	件数
個人住宅敷地貸付料	32	第 1 号（時効経過）	2
芦屋市援護資金貸付金	1,266	第 1 号（時効経過）	32
市営住宅使用料	343	第 1 号（時効経過）	21
	20	第 3 号（失踪、行方不明）	1
	1,167	第 4 号（破産法、会社更生法）	28
〈略〉			
計	11,988		1,115

（注）下線は当省が付した。